

福祉教育常任委員会

令和8年2月20日（金曜日）午前11時27分開会

出席委員（8名）

委 員 長	佐 藤 一 則
委 員	松 野 真 弓
委 員	齊 藤 誠 之
委 員	中 村 芳 隆

副 委 員 長	林 美 幸
委 員	星 野 健 二
委 員	平 山 武
委 員	金 子 哲 也

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

出席議会事務局職員

書 記	黒 沢 大 輔
-----	---------

議事日程

1. 開 会
2. 協議事項
 - (1) 3月定例会における委員会の運営（付託予定議案、日程等）について
 - (2) その他
3. その他
4. 閉 会

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○佐藤委員長 皆さん、改めましてこんにちは。

今日は定例会議初日後の常任委員会ということで、大変お疲れさまです。

今定例会におきまして、今後のよりよい審査を行うための事前協議ということで、どうぞよろしくお願い申し上げまして、簡単ですが御挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速、協議事項に入ります。



◎協議事項

○佐藤委員長 最初に、(1)の3月定例会議における委員会の運営についてを協議事項といたします。

これにつきましては、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○黒沢書記 (協議事項(1))について説明。)

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、これらにつきまして皆さんにお諮りをいたします。

まず、日程はこれでいいのかと思うんですが、そこで初日の陳情第1号、これについて参考人の招致をどうするかということ。

中村委員。

○中村委員 あっとほ一むさんというのは、児童放課後クラブというのに、これ、ゆめがくどうか、そういうのもほかにいっぱいあるよね。

○齊藤委員 民設民営なんです。

○中村委員 民設民営。

これは。

○齊藤委員 これがそうです。ゆめがくどうは公設。

○中村委員 公設民営。

○齊藤委員 委託をもらっているのがゆめがくどう。

○中村委員 そうすると、ほかにまだ民設民営でやっているところはいっぱいありますよね。

○齊藤委員 あるんですけども、これ説明不足、今、足りなかったのが、民設民営の学童のみをやっている人たちの御不満。

ほかに、保育園のセットで民設民営の子どもを預かる学童をやっているんです。要は補助金の調整がこっちからも入ってこっちからも入るので、今回の市の対応でも耐えられるという事実なんですよね。

このお二方は民設民営だから、その補助金だけしかもらえないんです。それをほかのと合わせられて、予算書も全部足して子供だけの人件費にしちゃうと、お迎えに行く燃料費だったり車検だつたり捻出できないので、どうやって転嫁するかというと、利用者の単価を上げなければいけない。

ゆめがくどうの場合は7,500円と決まっていて、しかも市から委託金をもらっている。でも、民設の場合は国からの補助金を頂いて、あとは各御家庭からの単価になっちゃうので、本当ならもらえるお金を人件費なんで削られちゃうんです。

例えば1,000万公告を出して、市の1,000万でいいよという価格決定通知書までもらっているのに、人件費だけで計算したら、子供が利用しなければ人件費減るので、700万しかなかったら700万しかありませんと言われているのが実情なんです。

今、事務局が言った国の交付決定基準というのは、飲食費以外は全てその準じたものに使っていいよという資料があるので、それに合わせてほしいというのが今回のこと。だから2者しかいないんですけども、切実だという話。

○中村委員 これ2者でどのぐらいの金額なんでしょうね。

○星野委員 例えばさ、今、例えば人件費プラス燃

料費とかあるじゃないですか。そういうのとは一緒に申請はしていない。

○齊藤委員 一応、出しているんです。予算書に全部つけて。

○星野委員 だけれども、市はいわゆる人件費しか出せませんよという形が今の現状なんだね。

○齊藤委員 それ以外に、国から来た補助金に関して、急に電気代補助出しますよという、出した金額以外の別途は、来て出してもらうときはあるという話なんですけれども。経常的な経費が要は見込めないという相談を受けたという形です。

これは実際に行くんですけれども、上の人、要は課長、いわゆる上に上がっていなかったという事実があって、下の係長に、主査のクラスでどうしても止められていた事実があることを聞いたので、じゃ出していただくという話で。

○中村委員 上に回しづらいという判断をしているわけだね。

○齊藤委員 何でなのか、慣例ですと言われちゃったと。

○中村委員 役所仕事になっちゃうでしょう、本当に。

○齊藤委員 そうなんです。

○中村委員 1回これ両方の話聞いて。

〔発言する人あり〕

○中村委員 言いましょうよ、じゃ、これ。

○佐藤委員長 じゃ、よりよい審査のためにということで、お二方に来てもらって聞いて。

○中村委員 役所からも聞いて、それで判断すればね。

じゃ、呼んでください。

〔「はい」と言う人あり〕

○佐藤委員長 じゃ、参考人招致ということでよろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 じゃ、事務局のほうで。

〔「はい」と言う人あり〕

○佐藤委員長 あとは、議員間討議について、事前に何かテーマがあれば、皆さんのほうから。

○中村委員 急に今言われてもちょっと。

○佐藤委員長 これ当日でも議員間討議はできるんだね。

○黒沢書記 大丈夫です。

○佐藤委員長 じゃ、そのときは必要に応じていうことでよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○佐藤委員長 そのほか、(1)について皆さんのほうからございましたら。

〔発言する人なし〕

○佐藤委員長 じゃ、決定したとおりということでよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○佐藤委員長 じゃ、よろしくお願いします。

続いて、その他に入ります。

これにつきましても、皆さんのほうから

先に事務局のほうから説明をお願いします。

事務局。

○黒沢書記 (行政視察について説明。)

(行政視察について協議。)

○佐藤委員長 じゃ、9日までに皆さん検討していただければ。

もちろんそれについては場所、時間等もありますので、調整したいと思います。

そういう形でよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○佐藤委員長 じゃ、その他について、皆さんのほうから何かございましたら。

ありませんか。

〔「その他はありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 じゃ、協議事項は以上で終了したい

と思います。

じゃ、進行のほうは事務局のほうに戻します。

○黒沢書記 特段なければ、こちらで閉会となりますが。

〔発言する人あり〕

○黒沢書記 お昼注文された方がいらっしゃいましたら、支払いの確認のほうだけお願いできればと思います。

○佐藤委員長 皆さんのほうから、大きなその他でございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

—————◇—————

◎閉会の宣告

○佐藤委員長 なければ、以上で福祉教育常任委員会を閉会とします。

お疲れさまでした。

閉会 午前11時52分

福祉教育常任委員会及び予算常任委員会（第二分科会）

令和8年3月5日（木曜日）午前10時00分開会

出席委員（8名）

委員長 佐藤 一 則
委員 松 野 真 弓
委員 齊 藤 誠 之
委員 中 村 芳 隆

副委員長 林 美 幸
委員 星 野 健 二
委員 平 山 武
委員 金 子 哲 也

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

子ども未来部 部長 松 本 仁 一
子育て支援課 課長補佐 瀧 靖 子
給付係 係長 小 畑 光 治
子育て相談課 課長 菊 地 直 路
児童家庭係 係長 戸 室 百合子
発達支援・ひとり親係 係長 相 馬 広 幸
母子保健係 副主幹 佐 藤 俊 子
子育てサポートステーション 所長 三 嶋 香 織
保育課 係長 北 村 議 徳
管理係 係長 鎌 田 栄 治
管理係 副主幹 鈴 木 恭 子
給付係 係長 田 中 薫

子育て支援課 課長 福 田 博 昭
子ども福祉係 係長 高 野 桃 子
本庁舎担当 副主幹 小山田 良 子
子育て相談課 課長補佐兼母子保健係長 青 木 洋 人
児童家庭係 副主幹 関 谷 真紀子
母子保健係 副主幹 尾 坂 紀 子
母子保健係 副主幹 大 田 早 苗
子育てサポートステーション 副主幹 折 井 千 恵
保育課 課長補佐兼企画係長 田 中 綾
管理係 主幹 伊 藤 悦 子
管理係 副主幹 相 馬 良 一

参考人

稲 見 祥 太

今 井 吉 伸

出席議会事務局職員

事 務 局 長 平 井 克 巳

議事調査係長 長 岡 栄 治

書 記 黒 沢 大 輔

議事日程

1. 開 会
2. 委員長挨拶
3. 審査事項

〔陳情審査〕

- ・陳情第1号 放課後児童健全育成事業補助金 対象経費に関する陳情

〔子ども未来部〕

- ・子ども未来部長挨拶

〔子育て支援課〕

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第19号 令和8年度那須塩原市一般会計予算

〔子育て相談課〕

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第19号 令和8年度那須塩原市一般会計予算

〔保育課〕

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第19号 令和8年度那須塩原市一般会計予算

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○佐藤委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから3月定例会の福祉教育常任委員会及び予算常任委員会（第二分科会）を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名です。

委員の皆様には、異議なしなどの意思表示をはっきりしていただくこととともに、明瞭な発言をしていただくようお願いをいたします。

審査の日程及び審査順は、御手元に配付の次第のとおりいたします。

今定例会におきまして当常任委員会に付託された案件は、条例の改正案件3件、公共施設等運営権の設定案件1件、新たに付議された陳情1件の計5件でございます。

予算常任委員会付託案件のうち、当分科会で審査すべき案件は、当初予算案件4件であります。

これらの案件につきましては、関係所管課のところで随時分科会に切り替えて審査を行います。

議案審査において討議すべき点がございましたら、申し出てください。

委員各位におかれましては、慎重なる審査とともに円滑な進行に御協力をお願い申し上げます。

それでは、審査事項に入ります。

◎陳情の審査

○佐藤委員長 陳情第1号、ただいまから陳情の審査に入ります。

ここで、請願・陳情の審査についてお知らせいたします。

請願・陳情の採決は、会議規則第143号のとおり、採択とすべきものまたは不採択とすべきもののどちらかとなります。

り、採択とすべきものまたは不採択とすべきもののどちらかとなります。

議会の教科書である議会運営の実際によると、請願・陳情の審査基準は、1、願意が妥当であること。2、原則として当該団体の権限に属する事項であること。3、実現の可能性があることを挙げています。

また、採択とすべきものとは、請願・陳情全体を採択することをいうと記載されております。

以上のことを念頭に置いて御判断いただきますようお願いいたします。お願いします。

◎陳情第1号の説明、質疑、討論、

採決

○佐藤委員長 陳情第1号 放課後児童健全育成補助金対象経費に関する陳情を議題といたします。

本件については、参考人として提出者である稲見祥太氏及び今井吉伸氏を招致しております。

それでは、初めに、参考人から本陳情の趣旨について簡潔に御説明をお願いいたします。じゃ、よろしく申し上げます。

○稲見参考人 （陳情第1号について説明。）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

中村委員。

○中村委員 説明いただきましてありがとうございます。

ちょっと参考にお聞きしたいんですが、この補助金、人件費のみということで今、市から支給されているものに対する金額が、要するにそうすると全体的に先ほど言った国の要綱から来ると金額的に増えるというような解釈をされるものですか。

光熱費とかいろんなもので対象になってまいりますと、今、人件費しか補助してもらっていませんよということで、非常に経営が厳しいということなんです、光熱費とかそういうものに対するものは別としての国の支給の補助金の対象になれば、金額が増えていく対象が考えられるというような説明の理解でいいんですか。

○佐藤委員長 参考人。

○稲見参考人 すみません、こちらの私の今回の陳情の意味としましては、例えばでいいますと大枠例えば1,000万円の補助交付決定が出ている、決定通知書が出た中で、その1,000万円を全部人件費で使う、人件費としてみなさない、例えばじゃ800万円しか人件費がかからなければ、残りの200万円に関しては支給されないというような形になっております。

じゃ、それが水道光熱費等も含めて全体として見ていただけるのであれば、人件費も、ましてや水道光熱費も、その他学童に必要な通信費も、服務費もとかあと役務費もというなったときに、全て1,000万円を超えた場合に支給していただけるとか、そういった形でしていただければ、今現在でいいますと、那須塩原市さんも人件費だけというよりかは、人件費以外には送迎車の燃料費は補助していただいています。それ以外は、私どもは基本的に放課後児童クラブしか運営していないものですから、保護者さんの利用料の中で全ての経費を賄っている状況になっております。

となると、やはり基本的にちょっとかなり運営が厳しいというところでは、大枠その人件費だけで分というよりかは、その補助決定額の中で運営に携わる対象経費を認めていただきたいというところなので、補助基準額を多く頂く、交付してくださいということではなくて、現在のその予算の範囲内の中で、対象経費に関して人件費以外にも

含めてもらいたいという意見です。

○佐藤委員長 中村委員。

○中村委員 そうしますと、今の説明をしますと、全体的に1,000万円ですよ。その1,000万の根拠というものは、あくまで市は学童保育に預かっている人数割りをして、1,000万円というものが支給されました。そうすると、それに対する人件費しか使っちゃいけませんよということですか。

○稲見参考人 市でいう認識です。

○佐藤委員長 参考人。

○今井参考人 すみません、ありがとうございます。

すみません、あっとほ一むの今井と申します。

どうぞよろしくお願い致します。

先ほどの質疑でいただいたところ、例えば年度当初に我々のほうで年間事業計画ということで出すんです。そうすると、先ほど中村さんがおっしゃたように、例えば補助金が1,000万円交付決定しましたということで、7月ぐらいに交付決定通知書というのを頂きます。そのうちの7割ぐらいを7月のほうで頂いて、3月、年度が終わったら事業報告ということで上げて、それに対しての補助金額というのが出るんですけども、例えば1,000万円だったと。

1,000万、実際に交付決定はしているんだけど、じゃ人件費は800万までしか使わなかったよねとなると、800万円までしか支給しませんというこの部分を、多くもらうというんじゃないくて、もらえるというか交付決定していた部分から減らして支給というのが現状なんです。

○佐藤委員長 中村委員。

○中村委員 じゃ、そうすると、その減った分の中では、減らされてしまうと、光熱費とかそういうものを今度一般の親御さんから預かった金で運営しなければいけないので、厳しいという状況ですよ。

ですから、全額で交付決定をしていただいたら、人件費じゃなくてそういったものの中に入れた査定をしていただいて、大まかにやっていただければということが厳しくないという考えの説明ですか。

○佐藤委員長 参考人。

○今井参考人 査定していただいてといいますか、補助金額というのはもう子供の人数だったり、支援員の体制だったりというところで決まるので、その分を増やしてとかいうわけではないです。そのほかの部分も、人件費だけしか結局、那須塩原市のほうでは明確にうたっているわけではないんです。ただ、稲見先生のほうで市のほうに問い合わせたところ、市のほうの計算式のほうが人件費がアップになってくちやう。補助金額よりも人件費のほうが上限として計算される、支給額としては上限として出される式になっているのでできないということなんです。

○佐藤委員長 中村委員。

○中村委員 参考人、これ陳情出すときに他市の状況も調べて来られたかと思うんですが、他市にはそういうものはなくて、国の要綱に沿った補助金制度を設けているというようなのは確認はされていますか。

○佐藤委員長 参考人。

○稲見参考人 すみません、その辺は、まず全国的に見るというよりも近隣のまず大田原市、そして那須町というところの交付要綱、補助金交付要綱というものも今回持参しております。そこには、明確に対象経費について書いてあります。

対象経費については、やはり放課後児童クラブを運営するに当たって必要となる経費ということで、運営費として見ています。

基本的には、飲食、飲食に関する経費、そこは除きますよということで、接待交際費とかそう

いったものに使うのは違うよねというところで、そうではなくて学童を運営するに当たって必要だよという経費については認めるよということが記載されています。

ただ、実際那須塩原市の放課後健全育成事業費の補助金の要綱には、対象経費についての文言は一切ないんです。市長が定める予算の範囲内で支給しますという文言だけしか今のところは確認はできておりません。

という中で、対象経費についてやはりちょっとひもづけがなかったりとか限定がないものでしたから、どうかこちらの水道光熱費とか通信費とか、その他、今、何というんですか、子供たちを取りまく環境で防犯の面、アルソックさん、警備会社の防犯カメラ等、そういったのも全部含めていいよということで、実を言いますと国のこども家庭庁の児童クラブのQ&Aをつくっている担当にも私、何回も電話をして対象経費について伺いました。

でも、国としては事業費として一応補助を使っただけのようにしていますので、もしその人件費が大まかな縛りなのであれば、やはり窓口の自治体とやっぱり御相談していただいてというところでの御回答しかなかったものですから、私としてはどうしても要綱の中に対象経費についての明確な記載がなかったものですから、児童クラブを行う直接的な経費をも認めていただきたいということで、大田原市、そして那須町。

ほかの県外のところにおきましても、もう放課後児童クラブを運営するものに必要となる経費ということで明確に記載されている部分が多くありましたので、私はそういったところでもどうかこの後認めていただきたいということで陳情を出しました。

○佐藤委員長 中村委員。

○中村委員 そうしますと、民設民営は本市に24クラブぐらいあったと思うんですが、今回2クラブからの陳情ということでございまして、ほかのクラブの方たちの運営は、昔からやっているから結構慣れちゃって大丈夫ですよという考えなんですか。それとも最近始まってこういうことに気がついたことなんですか。そういう連携的な打合せはされていたということはないわけですか。

○佐藤委員長 参考人。

○今井参考人 先ほどいただいた御意見の中で、我々の民設民営のクラブの中で、那須塩原市民間学童クラブ連絡協議会という組織もあるんです。もちろんその会長さんともちょっと相談はしていたんですけれども、ただ今回ちょっとこの陳情を出すに当たってスケジュール的にちょっとみんなの合意形成を図ることが難しかったというところがまず1点。

もちろん、協議会の中で協議して出していくという形でもよかったんですけれども、ちょっと今回はそのスケジュールが間に合わなかったということです。

その前に、昔からやっているクラブさんなんかはどうなのかというお話だったんですけれども、例えばなんですけれども、幼稚園さんとかがやっている、運営されている学童さんとかというのはいっぱいあるんですね、保育園とか。そういったところというのは、ちょっと聞いた話なんですけれども、例えば給料の、お給料の基準とかが幼稚園とかのそっちの基準になっているので、その人件費が補助金を下回るということはほぼないらしいんです。

今のところ、稲見先生のところと私のところで今回陳情出しているんですけれども、単独でやっているというところになってくると、やっぱりその専任の職員さんの人件費だったりとかというこ

となんですけれども、うちの場合ですと正職員という形じゃなくてパートの方をお願いをしてという形が多いもので、そこまで人件費が多く出るというのはないんです。

○中村委員 そこでカットされてしまうというような形で、非常に厳しいと。

○今井参考人 そうですね。

○中村委員 だったら財政的に見てもらわないと困りますよというのが一つの要因ですね。

○今井参考人 そうですね。

○中村委員 分かりました。私からは以上です。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。
齊藤委員。

○齊藤委員 お疲れさまです。

ちょっと確認なんですけれども、説明の中で例えば、例えばの1,000万円の話ですね。事業者として子育て支援課に補助金の交付申請をいたします。そのときに附属されている書類というのに、例えば事業計画とか予算書はつけているのかというのが1つと、例えば1,000万円の、その1,000万円を計上するときの、その事業者の計算の積算は、人件費と言われているから人件費だけで1,000万円を出しているのか、それ以外で先ほど言ったほかの補助費じゃないものも入れて出しているものなのかというのがちょっと分からないので教えてもらいたい。2つになっちゃって申し訳ないですが。

○佐藤委員長 参考人。

○稲見参考人 年度当初、やはり予算書というものと、あと在籍児童は何人いるのかというところでは、詳細な書式で計画書は出します。その中での予算書では、もう私のほうもこれ調べる前に、もう人件費分しか出ませんよというような認識がありましたので、例えば大体概算数で1,000万円予算充てるよ、決定通知が出る、大まかな見込みが

あるよといった場合には、もうそこに人件費載せちゃっています。

保護者さんの利用料で、本来はそのほかの経費を賄わなくちゃいけないんですけども、予算書上はゼロで出すんですけども、決算になるとすごい状況になっちゃってまして、一応補助金を申請出すときには予算書は提出しています。並びに、私は今現在予算書を出すときに、人件費のみというところでの基準が決まっているので、どうしてもその補助決定額に近い数字の人件費を載せているのが現状です。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 分かりました。

ということは、一応今回の陳情の内容というのは、そのもともと人件費と言われながらもその他の経費も乗っけてある中、人件費だけで削られちゃったという、最初俺が今聞いたときには誤認をしていたので、基本的に人件費しか言われていないので人件費分を出すしかないというのが、今の事業者の状況が今そこと、もう要は市に言われちゃっているからそこだけだという話ですよ。

その例えば1,000万、さっきの例えば1,000万の話で。

○佐藤委員長 参考人。

○今井参考人 事業計画の中にももちろん予算書出しています。その中で、ほかに必要な経費というのがもちろん出てくるので、それはもちろん記載しています。

○齊藤委員 そうか、だから1,000万円出すときの1,000万円で、さっき人件費分で1,000万円に近づけると言っちゃうと、ほかに書いていないみたいになって、今ゼロと言っていたじゃないですか。普通だったら人件費が700万で、例えば施設料で300万で出した1,000万で出しているんですかというのを確認したかったの。過去、今まで。それを

確認させてください。

○佐藤委員長 どうぞ、参考人。

○稲見参考人 そうですね、私は人件費以外も一応経費として載せています。

○齊藤委員 例えば1,000万の、1,000万を交付する申請しているんですかというお伺いです。

○稲見参考人 それはしています。

○齊藤委員 していますか。

ややこしくしちゃうんだけど、それをじゃほかの経費も含めて人件費に乗っけて出しているわけじゃなくて、交付金額が決まっているから、人件費の1人頭とか。そういったいろいろな負担の加算以外は人件費としてあくまで出している。それで、残り200万ぐらいやってそのアップパーに近づけて出しているのは間違いないということですよね。

だからもともと、何回も言うけれども、1,000万円で交付決定だけれども、そのうちの人件費は700万で、別なものが300万でしたと仮定した場合は、明らかに人件費しか入らないわけですから、700万しかもらえないわけじゃないですか。だけど、その300万も出して、合計1,000万で出しているのかという、その出す段階のところの状況を教えてもらいたいんですけども。

来年度も出すのに、また1,000万だろうといったときに、予算書をつけているだけだと分からないんですけども、その交付の数字を書いて出す金額がどこなのかという。

○佐藤委員長 参考人。

○今井参考人 すみません、交付分の金額については、我々が申請するものではなくて、その事業計画書、予算書等を出した上で市のほうで積算することになります。

我々のほうでは、もちろん予算とかはもちろん、人件費以外にももちろん税金がこれぐらい払うよ

とか、車の維持費これぐらいかかるよとか、ガソリン代かかるよ、おやつ代これぐらいかかるよ、教室の維持だったりこういうのがかかるよというのもちろん一覧を載せた上で。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 じゃ、それを出したことによって査定された結果を、市は交付決定額と出すわけですね。そうするとそこが、例えば1,000万なんですけれども、1,000万になりました。例えば令和7年が。今やっている最中じゃないですか。最終的に、途中で半分概算額が払われて、今度最終決定するときが多分その削られてしまうというところだと思うんですけれども、そこで見るときは、その予算書度外視で、最終的に充てた人件費だけしか今交付されていないという解釈でいいですか。

○稲見参考人 そうです。

○佐藤委員長 星野委員。

○星野委員 齊藤委員ともう同じことを思っていたんですけれども、そうしますと、例えば決算で、出たという決算、今のお話ですと、例えば計画ですから人件費として700万、必要な経費で300万と乗せますけれども、最終的に決算、我々も会社でいろいろ決算すると、やっぱりそんな予定どおりにはいかないんですよ。人件費がごとと出ちゃったりして、実際には700万と出したものが800万に行っちゃったとかということがあるんですけれども、例えば齊藤委員が言ったように、その分けて300万のうちいろいろ分けて、例えば送迎車維持ありますよね。これだけの広さの児童をお迎えに行ってやるということで、ガソリン代とかというのも上げていると思うんですけれども、そういうものに関して決算のときに市のほうではこれは出せませんと言われちゃうんですか。

例えば、いろんなことがあるよね。例えばこの送迎なんていうのは当然必要な経費ですよ、こ

れ。迎えに行ったりして。そういうので市は削っちゃって、人件費しか出せませんよというふうになっちゃうんですか。最終交付するときに。その理由とか。

○佐藤委員長 参考人。

○今井参考人 今、御質問にあった例えば送迎の部分に関しては、何といたしますか、送迎燃料費ですね、燃料費というところで、市のほうで別で見ているのはあるんです。燃料費のところだけを補助するという別メニューである。その部分は見てはもらっている部分はあると思いますけれども、ただ学校に行った、帰ったする燃料費だけということなので、維持費というところまでは実際及ばないですね。

車持っていればもちろん税金もかかるし、修理だったりタイヤだったり車検だったりというところで、そういったものももちろん経費としては実際にはかかってはいるんですけれども、市では実際交付するという段階になると、もちろんそこは経費としては対象経費として見ていないから、人件費が交付の条件になっちゃうんです。

○星野委員 光熱費はどうですか。

○佐藤委員長 参考人。

○今井参考人 光熱費に関しても、含まれていないですね。支払う上限としては。

ただ、今回もあれなんですけれども、物価高騰対策というところで、今回は2万6,000円、上期下期の2期で5万2,000円、今回3月に支給していただけるようではあるんですけれども、そこまで実際、もらって、5万2,000円頂いてありがたいですけれども、実際本当に高騰した差額分ではなくて、その根本のところというのは見ていただいていない。支給対象ではないというのが現状です。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 ごめんなさい、質問が悪くて申し訳ないんですけども、例えば1,000万の話、今、星野さんと我々が言っているのは、その経常にかかる経費を見てももらえないから、その確認をしているんですけども、何回も言うんですけども、人件費しか見ませんよという市の独自のルールがありつつ、事業者は対象経費も乗せた状態で、自分たちで金額を出すんじゃないくて、予算書もつけた状態で出します。

じゃ、市が例えば1,000万円を交付決定しますというのは、じゃ市はそういう人件費は1,000万行くというのを勝手に査定しているということなんですか。例えばの話なんですけども

○佐藤委員長 参考人。

○今井参考人 その7月の交付決定通知の中にも、もちろん積算して、基本的に子供が何人いるかで幾らとかというのは出すんです。それは、基準どおりで金額は出します。一旦基準どおりで出してくるんです。それで、最後事業報告をして、収支精算、交付になりますといったときに、じゃ例えば1,000万、何回もあれですけども、1,000万、7月に1,000万交付決定しました。じゃうち700万7月にお支払いします。じゃ3月に。

○齊藤委員 本来なら300万もらえるのに。

○今井参考人 そう、もらえるという交付決定は出ているんですけども、人件費は800万でしか出ませんでしたといったら、じゃ200万はということです。

○齊藤委員 それを今聞きたくて、じゃないと人件費分と言っているのに人件費分をもらえないんですという話と、人件費分の予算出しているのにもらえないんですということになると、その市への問い合わせが変わってきちゃう。

なので、今みたく例えば1,000万の中で出していく中で、交付決定は人件費分だけで決定出して

いるかどうかはちょっと俺らの、次確認すればいいんですけども、その中で減っちゃった分は、もらえるはずでいたのに実績では、例えば子供が休んでいて来ないから手当がつかないとか、たまたま学童の支援員とか保育士さんがいないから、その分の人数の加算がなかったとかということで調整されて、1,000万もらえると思っていたやつが800万になっちゃう。その200万がもらえないから苦しいという話だということですよいいですね。

それで、今回言っているのが、それはそれだけど、それ以外にこの国のほう、交付基準にのっとりて飲食物以外のものの対象経費もぜひ見てくださという話でいいですよいい。確認なんですよ。何かずれていたら言ってね、ちゃんと。分からないので。

○佐藤委員長 参考人。

○稲見参考人 私も、今回3期目、学童になりました、ようやく定員が100%に近い形で運営されて、あと、ありがたいお話、常勤職員を2名置くなったときに国の補助単価も上がってきました。

今まで1年目、2年目というのは、本当にまだ児童が半分しか集まらなかったり何だりということで、ほぼほぼもう補助金は人件費で使っちゃっていたというのもあったので、全額支給をされていたんですが、今期に関してはいろいろ支援児の加算であつたりとか、土曜日も開設して250日以上に加算とかというのも全部入りますと、大枠本来に人件費として使う部分というのは、なかなか決定通知よりも低い金額で設定、多分査定が出るのかなというところはもう今ほぼ明確に出ていますので、100%の利用者の運営をこれから多分ずっと継続していかなくちゃいけない中で、これがここあと何年、5年、10年と続くとなると、この

ままで行ったらもうずっと保護者さんの利用料を値上げしていくしかない。

そのほか何か法人で違う事業を行って、その補填しなくちゃいけないのかなというところでは、やっぱり今、これから続けていくのに当たっても、今まで20年も続けて来てくれた方を目の前にこんな軽はずみには言えないんですけれども、やはり国が定めるこの対象経費というところで見ていただきたいという話になります。

○佐藤委員長 星野委員。

○星野委員 最後に、今回その民設民営のほうで、皆さんで陳情を上げようというか、一応協議会の中でいろいろななかスケジュール的にも合わなかったというんですが、とにかく肌感でいいんですけれども、ほかのところは正直その友学館さんよりも苦しくはないんですか、実際。肌感でいい。

○佐藤委員長 参考人。

○今井参考人 すみません、よそさんの経営状況というところなので、数字とかというのは分からないんですけれども、学童単体で見るとプラスにはなりづらいんじゃないのかなとは思っています。

ただ、よそさんの経営状況ですので、分かりません。

○星野委員 それだけじゃなくて、違う事業もやっているからそちらのほうもで維持しているんだよという。

○今井参考人 だと思います。保育園とか幼稚園とか、老人施設とかやっているところという母体があって、その中でやっていたりというのはあるのかなという。本当に肌感でしかないんですけれども。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

中村委員。

○中村委員 じゃ最後に、例えば人件費のみ以外で交付金が出るとなりますと、今までよりはどのぐ

らいの金額が要望されるような金額になるんですか。概算ね。

○佐藤委員長 参考人。

○今井参考人 概算というか、今年度でいうと、さっきから例え話で1,000万という話出ていますけれども、じゃ今回例えば1,300万だけれども、うち今年度人件費見通しが1,100万なので、200万ぐらい減っちゃうかなというところでは。

○中村委員 そうすると、200万円ぐらいあると通信費とか光熱費に回せますねというものがカットされているわけですね。そういうものは全体的に補助を頂ければ残ってくる可能性がありますから、こういう陳情書が出たという解釈でいいですか。

○佐藤委員長 参考人。

○今井参考人 おっしゃるとおりです。

やっぱり我々民設なので、公設とは違って自分たちのお財布の中から建物を造ったり施設造ったりというところの、その初期投資というところもあるので、やっぱりそこら辺、銀行から借入れたりそういったところをやりながら運営していったりするんで、そういったところもやっぱりあるので、多分200万多くいただくというか基準どおりに頂いたからといって、劇的に楽になるというほどではないんですけれども、運営としては大分楽になるというのと、あと見通しが立つのかな、事業を継続していくに当たってというところでは。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、普通に言うつもりはなくても、本当に理解になればいいんですけれども、民設民営なので、こちら公設の場合というのは、ゆめがくどうさんと、たしか1か月7,500円だったと思うんです全員同じ。だけど、民設民営の場合というのは大体幾らぐらいもらっているんですか、月に。

○佐藤委員長 参考人。

○今井参考人 ホームページで児童クラブ、市内児童クラブ一覧ということで金額が載っているんですけども、大体1万円前後が多いのかなと。うちの場合は、今年度1万、令和4年まで1万円で作っていたんですけども、令和5年度のときに1万1,000円に値上げさせてもらって、来年度、令和8年度からはさらに1,000円上乘せさせてもらって1万2,000円ということでやっていこうというところです。基本的には1万円前後が多いかと。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 そういったところでも差が出ちゃっているというのと、ゆめがくどうは委託料を市からたくさんもらっている中でもましでやれるということもあったり、民設という、自分たちで建てるという初期投資の部分がまずないという運営の中で繰り広げられているので、そうすると同じ状況で値段だけ見合ったら民設に応募する人がいなくなっちゃう、さらにその補助金も見通しが立てられなければ価格転嫁をするから、ひょっとしたら2万円になっちゃうということも予想しなければいけないという解釈でいいんですよね。

○佐藤委員長 参考人。

○今井参考人 そうですね、市のほうからも実際民設さんなので、金額のほうは独自に決めていただいているというのは実際お話の中ではあるんですけども、ただ金額がちょっと高いけれども、同じサービスというふうには思っていないくて、それぞれ独自に子供たちがより安心して取り組める、来てもらえるような取組というのはしていくつもりなので、ただ実際その初期投資だったり、送迎という部分だったりというところで、明らかに公設さんよりは出ていくお金というのは多いところはあるんですけども、ただやっぱりこうやって議会にも訴えているというところもありますけれど

も、基本的にはこの那須塩原市で行っている放課後健全育成事業なので、同じ那須塩原市の子供であるということには変わりはないと思うので、なので公設の子だから、民設の子だから割食っちゃうというようなことができるだけないようにしていただきたいなというのが我々の考えです。

○稲見参考人 もう1点プラスで、先ほど公設と民設の利用料に関して、我々はおおむね月極のほうは1万円というところでやっているんですが、もう一つ違うのが長期休み中、こちらはプラスで頂いています。公設さんの場合は7,500円でずっと夏休みだろうがそのまま行くんですが、我々民間の場合は、やはり今、熱中症対策であったりとかというところで、もう本当に6月中からエアコンつけたり何だりというところもありまして、そういう部分ではやはり1日当たりやっぱ500円、600円、800円とか、1,000円とかというところで、1日ですよ、1日来るだけで加算していくというところで民間はやっていきますので、やっぱりその料金の差というところでは、一概にその月極だけの7,500円と1万円だけで見るのではなくてトータルで考えると、やはり保護者さんの負担というのは相当民設の方は本当にかかっている。

なので、これ以上のちょっと値上げをというのがあるので、そこだけちょっと御認識していただければと思います。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、これをもって参考人に対する質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、参考人に対する質疑を終了します。

本日はお忙しい中にもかかわらず、貴重な御意見をいただきまして本当にありがとうございます。衷心より感謝を申し上げます。

本委員会として、ただいまの御意見を今後の審査に十分生かしてまいりたいと思います。

ありがとうございました。

ここで、参考人の退席及び執行部の入室のため暫時休憩といたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時44分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

子育て支援課の皆さん、お疲れさまです。

本来であればここで御挨拶をいただくところですが、議案審査の際に改めて御挨拶をいただきたいと思います。

初めに、提出された陳情第1号 放課後児童健全育成事業補助金対象経費に関する陳情に関しまして、担当課から当該事業に係る説明があります。

それでは、陳情第1号 放課後児童健全育成事業補助金対象経費に関する陳情に関する担当課への質問を許します。

すみません、初めに、提出された陳情第1号 放課後児童健全育成事業補助金対象経費に関する陳情に関連して、担当課から当該事業に係る説明があります。

それでは、よろしくをお願いします。

課長。

○福田子育て支援課長 この陳情、今回の内容を受けてまして、課としての考え方などをちょっとお話しをさせていただく時間をいただきたいと思います。

まず、現在の放課後児童クラブの状況でございますけれども、配付させていただいております資料のほうを御覧いただきたいと思いますが、資料の1ページの2になります。2の施設の種別のところを御覧いただきながらお聞きいただけたらと思います。

放課後児童クラブは、公設民営、民設民営合わせまして50か所市内にはございます。そのうち、公設民営につきましては26か所ございます。主に学校の敷地内や学校に隣接する公民館等の敷地内にありまして、市が建物等を管理し、委託をNPO法人ゆめがくどうに委託をして実施をさせていただいております。

また、今回陳情が出されました民設民営のクラブにつきましては24か所ございまして、民設の児童クラブにつきましては、建物は民間事業者のものとなりまして、学校から離れた場所にあるため、事業者が小学校からクラブまでを送迎をさせていただいて実施をしていただいているものでございます。

また、市から補助金を交付させていただいております、民間事業者がそれぞれの魅力を打ち出しながら独自に実施をしていただいているものとなっております。

今回の陳情につきましては、この24か所のうち2か所から出てきている状況でございます。

陳情の放課後児童健全育成事業補助金につきましては、算定費目は国に準拠をしております、算定基準、金額は市の補助基準を設け、補助金の交付を実施してまいりました。国の要綱の改正に合わせて、基準額の改正、補助メニューの追加等を行ってきております。

補助金算定に当たりまして、放課後児童クラブに係る人件費総額を算定基準に用いておりますが、実際に交付された補助金につきましては、その使

途を、使い道を人件費に限るものとはしていない
というところでございます。

配付させていただいております資料の1ページ
を再度御覧いただきたいと思いますが、左側の図
になります。3の国の補助金の制度設計、(1)放課
後健全育成事業の運営費（基本分）負担の考え方
でございます。

こちらは、保護者負担と補助の負担、保護者負
担が2分の1、国・県・市補助が2分の1という
考え方が運営費にはございます。

また、右側の図を御覧いただきたいと思いますが、
4の運営費への補助金充当の考え方でございます。

補助金の(1)から(4)の基本分と利用者負担金の2
分の1ずつと、補助金(5)から(9)となりますが、補
助金の(1)から(4)につきましては、赤枠のとおり人
件費以外の光熱費等にも充当は可能となっております。

また、現在の補助金の交付状況でございますが、
民設の全クラブ、24クラブの3分の2が基準を超
えておりますので、3分の2は国の基準額どおり
の補助金が交付されている状況でございます。

例えば、補助金の算定方法の見直しを行った場
合でございますが、算定方法によっては補助額が
下がるクラブが出てくる可能性がございます。

また、提出書類等につきましては、補助額が下
がるクラブ、変わらないクラブ、上がるクラブ、
全てのクラブにおいて収支の全てを確認する提出
書類が確実に増加することが見込まれております
ので、慎重な検討が必要と考えております。

子育て支援課といたしましては、現時点では民
設児童クラブ全体がこの陳情と同様の考えを持っ
ているとは考えておりません。といいますのは、
那須塩原市民間学童クラブ協議会という組織が平
成25年から設立をされておまして、ほとんどの
民設児童クラブが加入をされております。児童ク

ラブ間の連絡調整、情報共有、学童保育事業の安
定した運営を目指し活動をされております。これ
までに、この件に関するような要望や相談などは
なかった状況でございます。

今回の陳情者の方にも、担当のほうから、例え
ばそういった協議会の中で検討され、意見・要望
等として市に提出されてはいかがかというような
御提案などもさせていただいたところではござい
ますが、そこまでは至らなかったという状況でござ
います。

最後になりますが、陳情が採択となった場合は、
改めて民間学童クラブ協議会に意見を伺うなど対
応が必要かと考えております。

子育て支援課からは以上でございます。

○佐藤委員長 それでは、陳情第1号 放課後児童
健全育成事業補助金対象経費に関する陳情に関す
る担当課への質疑を許します。

林副委員長。

○林副委員長 説明を受けました。

まだちゃんと飲み込めていないので、ちょっと
変な質問しちゃうかもしれないんですが、じゃ現
在この人件費以外の光熱費等というのは、補助金
充当に値するという理解でよろしいですか。

○佐藤委員長 課長。

○福田子育て支援課長 この資料の2ページ目を御
覧いただきたいと思うんですけども、こちらが
補助金の交付基準となっております、真ん中の
列が市の補助金のメニュー、(1)から(12)となってお
ります。

こちらの(1)から(4)につきまして、この図のほう
の、先ほどの4の補助金の基本分、(1)から(4)の基
本分のところになりますが、この人件費以外の光
熱費等に充当は可能だということになっておりま
す。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長　じゃこれは公設や民営に限らず、公平に同じように支出しているという理解でよろしいですか。

○佐藤委員長　課長。

○福田子育て支援課長　公設につきましては委託をしておりますので、委託料の中で同じような金額を委託料としてお支払いをしておりますので、算定的には同じような形とはなると思いますが、補助金という形で出してはおりませんので、こちらとはまた違います。

○佐藤委員長　林副委員長。

○林副委員長　じゃ、補助金という形での支出ではあるが、考え方としてはこの学童を運営する運営費に係る経費は公平に出しているという市は認識であるという理解でよろしいですか。

○佐藤委員長　係長。

○高野子ども福祉係長　先ほど課長のほうからありましたとおり、委託料のほうが人件費ですとかそういうものを算出しまして、プロポーザルで決定しているところでございまして、その算出した補助金を支払う、設定する際にはもちろんこの国から入ってくる補助金の歳入も加えた上と、あと保護者からの負担金、そういった歳入の部分を見込んで委託料としてお支払いをしているという形なので、公平というのがどういったことでの公平なのかということにはなりますけれども、保護者からの負担金はもちろん公設の場合においては頂いておりますので、計算方法としては同じメニューを使って計算していくというような形にはなっております。

○佐藤委員長　林副委員長。

○林副委員長　じゃ、市のほうでは民営も公設も同じく公平にしているという認識であるということでは理解しました。

では、この要綱にこの人件費以外の光熱費等が

具体的に利用できるような要綱には記載があるんですけどつけ。那須塩原市の。

○佐藤委員長　係長。

○高野子ども福祉係長　市のほうの要綱は、国の、その1から4の部分については国の要綱に準ずるという形を取らせていただいているので、そちらのほうに記載があるような形を取っております。

○林副委員長　分かりました。

私からは以上です。

○佐藤委員長　ほかに質疑はございませんか。
中村委員。

○中村委員　今、説明いただきまして、課長から。る分かりました。

今、副委員長からも説明いただきましたように、人件費以外でかなり1から4の中で経費を支援しているということでございますので、この6の補助金交付基準、補助メニュー、これは国の要綱のメニューと全く同じという解釈でよろしいですか。

○佐藤委員長　係長。

○高野子ども福祉係長　資料のほうの2ページ目に補助メニューのほうを入れさせていただいておりまして、基本的に国の基準に沿ったものの計算方式を取らせていただいているところでありますが、一部課長の説明にもありましたとおり、人件費の上限をつけたりですとか、そういった国の基準とはちょっと異なっている金額として市で独自で設定しているものもございますし、市の独自メニューとして国にはないメニューで交付しているものもありますので、全てが国の基準に沿っているという形ではございません。

○佐藤委員長　中村委員。

○中村委員　先ほど、私たちも参考人から意見をお聞かせいただきました。

その陳情の内容の中で市当局との乖離があるのは、やはりその市単独、市独自の解釈のメニュー

と国の基準とのあれが合わないんじゃないかと。そういう他市町、那須町さんとか大田原市さんは国の要綱に従った基準の査定で補助金を頂けるような形なんだけれども、那須塩原市さんだけはちょっと独自のメニューで、形としては支援の補助金の下になっているというような御説明をいただいたものですから、そういう解釈でくるとちょっとおかしいねといって、これを見たら結構いろんな、光熱費も支援に入っていますよということだったので、そこら辺のところの解釈が随分ちょっと違っていたので、どう理解していいかというのは我々もちょっと今判断に迷うところなんです、国の要綱に従ったものも必要であるというふうに尊重しながらその他のメニューをつくっているという解釈でよろしいですか。

○佐藤委員長 係長。

○高野子ども福祉係長 国の要綱というのが、あくまで補助できる上限というものが示されているものになりますので、実際の交付額であったり補助メニューについては自治体の判断によるものというところがございまして、そういったところで市としてこういった補助メニューを、補助の出し方という形を取らせていただいているというところでございます。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、御説明ありがとうございます。

先ほどの課長の淡々としている読み上げは、何となくその決定をするという被害を及ぼすものですよみたいな、ちょっと脅しにも聞こえたんですけれども、今回の陳情は、国の交付基準に対して市が違反しているとは全然私たちも言っていないと解釈しています。

陳情された理由が、先ほど言った22でしたっけ、

24でしたっけ、民設の学童の人たちと協議してきますというんですけれども、公設民営と違ってフラットな条件じゃないんです、民設民営というのはそれぞれ。じゃ、付随施設して保育事業やっていたり幼稚園事業やっていたり、あるいは別の企業としてついでにやっている。どっちがついでか分からないですけれども。そういった人たちをまるっきりフラットでやって考えてしまうと、その事業者さんからはやっぱり厳しいという話が今回の陳情の趣旨なんでございます。

なので、その部分を捉えて話をしてもらわないと、自分たちは別に関係ないから大丈夫です。今回は2者しかいないんですけれども、要は単体でやられる、全く付随した事業等はせずにそれだけで運営をしている事業者さんが22分の2だとしたら、コンセンサス取れないと思うんです。

なので、そういった要は子供たちの安全安心を市に代わってやっていただいているという事業者さんに対しての、その門戸を広げていただければいいんじゃないのかということで、今回話を私は承ったと認識しています。

その中で、国のほうで交付基準に関しては先ほど係長のほうからもありました。上限をちゃんと守って計算やっています。それは皆さん聞いたとおり、その決定額が出る。

ただ、今回出しているものに関しては、必ずその交付決定額をする前に各事業者さんから予算書、計画書等々、全て必要な書類を市に提出し、7月に交付決定がなされるという話だったんですけれども、その交付決定をなされるその決定額はこういった基準で決めているのかというのは、ちょっと御紹介できますか。

○佐藤委員長 係長。

○高野子ども福祉係長 先ほどの補助メニューのうち最終的に決定がしないと分からない、実績が出

ないと分からないものが(4)番と(12)番になるんですけれども、そちらを除く事業費の合計を出しまして、そちらの3分の2という形で7月のほうの概算払いのほうはさせていただいております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、そうしたら1年たって3月にまた最終的な実績を出して市に提出するじゃないですか。その、概算は一旦お支払いをすると思うんですけれども、決定をする基準の内容の実績についてはどこの部分を見ているのかというのを確認させてもらいたいですけれども。

○高野子ども福祉係長 実績の算定。

○齊藤委員 算定の決定額はどの部分を。要は、陳情者いわく人件費分しか見ないという言い方をされているというところがあるので、その部分をちょっと確認させてください。

○佐藤委員長 係長。

○高野子ども福祉係長 すみません、そうしましたら資料の2ページの表のほうを見ていただけると分かりやすいかなと思います。

こちらが青枠で囲わせていただいている部分、こちらが国に準じたものとか市の独自のものとかいろいろあるんですけれども、こちらの市の交付基準に基づいて全部算出をさせていただきまして、そのうちこの青枠でくくらせていただいた部分の合計額と人件費の総額を比較して、そちらのうちの少ない額を基準額として比べた上で採用しまして、そこに下のオレンジの枠の10、11、12の事業の加算額というものをプラスしたものを補助金としてお支払いさせていただいている形です。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 それでは、国の基準要綱に準ずるという言葉の部分なんですけれども、国としてはこの1から4までの青い部分、ここしか出さないという通達か何かはあるんですか。

○佐藤委員長 係長。

○高野子ども福祉係長 出さないという通達は。

○齊藤委員 人件費のみで出せという通達はあるんですか。

○高野子ども福祉係長 すみません、こちらのピンク色にくくっている、色をおつけしている部分は必ず人件費に充てなさい、人件費に関する者に充てなさいということで、その上の水色に色づいている部分、こちらは人件費以外にも充当していいですよ。

ただ、この部分について先ほど冒頭説明があったように、この水色の部分については補助金と保護者負担金半分半分で実施するような仕組みというような形になっております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 分かりました。

そうしたら、その先ほど一番最初に言わせてもらった民間の、単体は抜きにして、民設の事業者というのは建物が借りるなり建てたりして施設管理から何から全て自分たちで賄わなければいけないと。

そういった中で、国とかの、陳情者のほうは確認をしたということ、多分相談されに行っていると思うんですけれども、そういった基準に関して子育て支援課としては国に確認をして、その充当させられることができるかできないかという確認はされたことはあるんでしょうか。

○佐藤委員長 係長。

○高野子ども福祉係長 要綱のとおり理解しておりますので、先ほど説明させていただいたとおり、その充当できないというわけではなくて、その充当の考え方という形になってくるのかなというふうに考えております。

うちとしては、もうその人件費分しかお支払いできないので、人件費充当したらあとが充てられ

ないじゃないかというところではあるかと思うんですけども、資料の1ページの4番目、経営支援補助金の考え方の右の図のとおり、この補助金と利用者から負担金で賄う放課後児童クラブの運営に必要な経費という部分の考え方、見えない部分にはなってしまうんですけども、もらった補助金のうち半分はじゃ人件費に充てて、半分は水道光熱費に充てましょう、残りの半分は水道光熱費等に補助金の分から充てて、保護者負担金からもその半분을当てましょうという考え方でのうちの査定という形になるので、見た目上はそれしかもらっていないから人件費に充ててしまうから終わってしまうじゃないかというところにはなってしまうかと思うんですけども、充てられないということではございません。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 そうすると、今の解釈で行くと、その人件費だけではなく、交付決定した額はその施設に使ってもいいよという解釈で市側はいたということではいいんですか。

○佐藤委員長 係長。

○高野子ども福祉係長 そのとおりです。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、そうしたら、単純に考えたときに、定員が30人で開設しました。最初は新規なので信用もないので、実績を上げていくしかない中で5人しかいません。そうしたら5人分しか交付しないという、こういう確認ですけども。この査定でいくと。

○佐藤委員長 課長。

○福田子育て支援課長 基本額のところは、児童の、通っている児童の人数に応じて算定はしておりますので、そういった形になります。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 先ほども言ったとおり、企業努力とい

うものは怠らず全てやられると思うんですけども、その建物自体は5人に合わせてつくったわけでもなく、20名で始めた。その維持管理費というところを1人の人件費として計上して計算するところの算定基準が、この市の交付要綱にのっとって計算したとはいえ、基準額に満たない査定をされてしまうと、施設の運営できませんよねということを今回言われているんです。

なので、交付決定額をなされる際に、民間事業者さんは、先ほども言ったとおり予算書、どこに何がかかるといいうのを全て見せて、子育て支援課さんのほうでまた計算して交付決定額出すわけじゃないですか。出した中での実績が、その人数割りだけで実績払いをされてしまうと、交付決定額が多少、確定ではないけれども出すわけじゃないですか。その中で見通しをして運営する側にとっては、かなりもうきついんじゃないかというところが今回ちょっとお伺いしているところなんですけれども、その査定の中で見られる経費を市独自で決められるというところに考えた場合はどうなんですか。

国は、人件費以外に認めていいよという解釈が、先ほど係長が言っていた言葉が何となく分かってきたような気がするんですけども、もう1回そのどこの部分で算定しているから、交付決定額以外が下がるんだというところの説明をもう1回してもらっていいですか。

○佐藤委員長 係長。

○高野子ども福祉係長 そうしましたら、(1)から(4)が基準額となってくるので、その部分に関したところでお話させていただくと分かりやすいかなと思うんですけども、まず算出の根拠としては児童数と、あと年間何日開所したか、あとは6時半を超えてどれぐらいやったかとか、夏休みも計画時間を超えてどれぐらいあったか、そういったも

のに対してお支払いしているのが青色の、水色に塗った部分になっておりまして、5人だから5人分しかお支払いしないというような算定基準ではなくて、利用児童数が1から19人ということで一定の金額のほうは国の算出基準のほうで決められておりますので、それなりの額が、19人までは一定の額をお支払いできるという形になっております。

それに応じて、250日を超えた開設した部分については、児童の数関係なくて、250を超えた分一律にプラという形でこの補助額が出ております。

あとは、その延長、6時半を超えて実施した部分だったり、そういったものが積み重なって算定をさせていただいているので、その金額とあれですね。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、僕も理解できていないので、ちょっと分からなかったら分からないと言ってください。

その上限の基準額というやつは、例えば学童支援員、保育士さんにこの1から4をした場合の上限額というのは決っているんですか。

要は国は、国の補助は市が算定した額の3分の1でしょう、あとは3分の1、3分の2の額の補助のアップパーというのはあるんですか。

○佐藤委員長 係長。

○高野子ども福祉係長 アップパーというのが、その交付要綱に書かれている金額で、そのとおり算出した額という形になりますので、事業に応じてこれだけやってもアップパーは幾らですよという額はもちろん事業もありますし、先ほどの人数の、児童数のところでいえば、19人までだったら450万円ですよ。20人から35人までは、600万円ですよとかという形での上限という形はございます。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 あくまで人数で、その施設の割振りの人数で決定していて、それ以外の加算はもう別として計上しているということですか。ですね。確認させてください。

○佐藤委員長 係長。

○高野子ども福祉係長 人数に応じて、国で示された額が上限という形になります。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 そうすると、加算額以外のこの国の定めた基準額は、先ほど言ったとおり普通に予算書を出してきて、全ての決算書とか見ながら、この状況であればさっき言った加算以外の部分は見ずに、基本的なところに1から4に該当しているということであれば、この450万円は必ず支給しているという認識でいいですか。

○佐藤委員長 係長。

○高野子ども福祉係長 経費自体は今現在は見えない状況で、何にかかるから、じゃこの1番の条件を加算しましょうとかいう形じゃなくて、本当に運営していただいた実績です。その見た人数、日数といったものを基に数字のほうを、補助金額を算定しているというような状況です。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 多分、この額で国が示している額を、今のその市の独自の計算でやっていってしまうがために、多分一人一人を見る額は市は出して責任を果たしている、やっているけれども、その対象経費が多分全然計上されていないというふうになっていっているのかなと。

これを今、上げていいますと言われると俺何も言わなかったんですけども、この額は上げられていないという、その450万円が条件であれば基本の額として計上されていないんですか、この決定額として。だってさっき言いましたよね、450万こうしますと。

○佐藤委員長 係長。

○高野子ども福祉係長 なかなか分かりづらくてすみません。

○齊藤委員 僕も分からなくて申し訳ないですけども。

○高野子ども福祉係長 まず、この表の1から12は、交付基準に基づいて経費がどうかということなく人数とかによって算出をする。そのうちの、それがまずマックスで、この1から9の部分の金額、出した金額はもうもちろんその国の基準、市の交付要綱に基づいた金額を算出してまず出します。

そのうちの、その額、1から9の額と、人件費として実際に支援員さん等に支払った額を比べたときに人件費のほうが多ければ、国で示している基準額を全部交付している。

ただ、ちょっと人件費が少し基準額よりも少なくなってしまうときには、その人件費をマックスとさせていただいているので、何というんですか、その上限としてこの分だけしかちょっとお支払いをしていないというのが今の市のやり方という形になります。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 自分の頭の中を整理しようと思ってやったけれども、自分も混乱してくる。

基本的に、じゃ人件費のみを理由、その言葉です、なんで人件費のみとするその基準を民設の事業者さんに御説明なさっているのかということろを教えてくださいんですけども。

○佐藤委員長 課長。

○福田子育て支援課長 こちらにつきましては、放課後児童健全育成事業の運営費については、国・県・市で運営費に係る費用の2分の1ずつを、3分の1ですか、3分の1を負担するというのが基本的な考え方になっておりますので、市からの補助金を人件費に限定ということについては、なぜ

人件費を上限としているかにつきましては、人による支援がやはり重要であるかというふうに市としては考えているというところがございます。

また、限られた財源を、まずは職員の給与に限定をしていただくことで、子供の安全な場所の確保を確実なものにするという優先順位を設けて、設けさせていただいております。

これにつきましては、公費を最も効果的に支援の質につなげるための本市の政策的な判断ということでございます。

また、人件費の割合についてですが、全国的な調査で放課後児童クラブの運営状況及び職員の処遇に関する調査のデータに基づきますと、人件費の割合というのは民設民営の放課後児童クラブの支出に対する割合については65%、人件費の割合が65%となっております。運営費の半分以上を人件費として支出しているクラブが多いと推測をされます。この経費の大きな部分を安定的に確保できるのではないかとというふうに市では考えているところでございます。そんなところが。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 そんなところありがとうございます。

僕は、あくまでも人件費は毎回数字を上げていただいて、民間学童さんに配っているのは分かっているんで、そこを否定しているんじゃないんで、何度も言いますが、学童やるためにはもの、建物が必要で、水光熱、水光熱は先ほど聞きましたけれども、経常的にかかる経費も見えてあげる必要があるんじゃないのかということでお話を聞いているんです。

あまり他市を出すと失礼なんですけれども、他市は経費として算定で認めているということが出ているんです。なので、じゃ那須塩原市に関しては人件費に充てているということはもちろんありますが、それは国が言ってきて

いるものに関して合わせるということになるので、対象経費を上げられない、市独自で人件費が、さっき言ったとおり人件費が一番働いてもらう人に必要だというんですけれども、箱物が劣悪な環境だったら働く人も働けなくなっちゃうじゃないですか。なので、そういったところを見るための補助として、何でその基準算定というかこの交付決定の中身では査定に入れてもらえないのかというのをちょっと確認したいんですけれども。

○佐藤委員長 係長。

○高野子ども福祉係長 すみません、繰り返しになって大変申し訳ないんですけれども、その査定をしているかしていないかという部分ではなくて、うちとしてお支払いした補助金、あくまで人件費上限というところは設けておりますが、3分の2のクラブはここを超えてきているので、国で示している基準どおりの額をお支払いできるという形になります。

今、ほかの市の状況をちょっと詳しくは存じ上げませんが、同じような考え方であれば同じように渡しても、そのクラブの人件費のほうが実際超えていれば光熱費に充てる部分はないという形は変わらないという形になるので、うちのほうとしては充てられないということではなくて、そのページ1の右の表のとおり、うちからお渡しした補助金の中で水道光熱費等の人件費以外の部分については、うちの補助金の中で水道光熱費に充てる分、人件費に充てる分と、それ以外のものについては利用者負担金から充てるという形を取っていただくことは可能ですので、うちが全く、算定するのはそもそも経費として水道光熱費これだから補助金幾らにしましょうというのは、その国の要綱に基づいても計算の根拠としては取り入れないという形になるかと思います。

あくまで、数字の計算については人数であると

かそういった部分になるので、国の基準どおり、もしうちのほうが国の基準どおり、大田原とかがやっているような方式を取り入れた場合も、まずは今までと同じような計算方式を取り入れていく。ここで人件費上限というものだけ取るという形なので、その後に今は人件費上限というところなので、人件費かかった額しか来ないので、その分は根拠として全部補助金使ってもらっているねというところは分かっている。

ただ、光熱費とかにも充てられる分が余剰として出てきたときには、その水道光熱費にきちんと使ったかどうかとかそういう確認をするために、根拠となる資料で確認していくという方向になるかと思います。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 ありがとうございます。

何度も質問、本当に申し訳ないんですけれども、じゃ今の話で、中で使っていたのを確認して出せるという、今言われたその水道光熱費とかの対象経費は見えてあげることですか。

○佐藤委員長 係長。

○高野子ども福祉係長 すみません、国のほうで示している算出根拠という部分については、計算式が、人数とか先ほどから言っている、その考え方で補助、その補助半分という考え方でその計算式を定めて金額を算定している。

その国のほうで算定したそういう金額になるのは、光熱費がこれぐらいで人件費がこれぐらいで、半分にするとこれぐらいの補助になるだろうということで、国のほうの金額の設定をしているという形になるので、出てきた書類、じゃ光熱費幾らだからプラス幾らとかという補助金の出し方ではなくて、あくまで国で全部含めて半分だとこの人数だとこれぐらいの額になるよねという算定式がございますので、それに基づいてあくまで市のほ

うは計算している形です。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 本当に申し訳ないです。

国のほうでは、さっき今、今の話だと人件費以外、人件費も人数出してくるんですけども、その中には水光熱が入ったりとかと今表現されたんですけども、じゃ予算書で出すときに水光熱以外のその固定管理でかかるものの経費も乗せた中で算定、それも国の中で使っていいとなった場合には計算式に充当される考えでいいんですか。

○佐藤委員長 係長。

○高野子ども福祉係長 その計算式を算定しているのは市で、うち今その部分については国の算定式を使っているんで、国のほうはその人数というのは児童数ですよ、児童数とか開所日の日数とかそういったもので計算をしていくと、先ほど言ったように1人から19人だと450万円程度あれば運営費の中の負担金半分、補助金半分のうち半分の400、900万円かかったとして、19人までのクラブであれば水道光熱費、人件費で450万円あれば半分は賄えるだろうという計算式を国のほうで設定しているところなので、それに準じてうちは計算する。ここが払った金額がきちんと使われているかを確認するという形になるのです。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 そうすると、今の話でいくと、450万、900万だと仮定して450万が半分になって国からは示されました。

そうしたら、市のほうはそのまま450万円で交付決定額を出しているという解釈でいいですか。

○佐藤委員長 係長。

○高野子ども福祉係長 なので、現状そこにうち独自としてその450万円と、例えば人件費、クラブの総人件費を比べるというのが市独自のやり方になっているので、クラブの人件費が500万円であ

れば450万円まるっとお出ししているけれども、人件費の重きを、使ってほしいという重きを置いていますので、例えば使った人件費が400万であれば400万円までしか交付しませんよというのが市独自の基準となっている形です。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 そうすると、それは市の独自の基準だけであって、国は先ほど言ったとおり、どういう条件であろうと450万円は支払う設定であるという解釈でいいですか。最終査定の人数は。そこもちょっと教えてください。

○佐藤委員長 係長。

○高野子ども福祉係長 あと、うちのほうは人件費に特化しているので、人件費見ればその分払っているんですけども、国の基準にというかやり方を取り入れた場合には、今度は歳入と歳出を差し引いて、その差額とその450万円とかあとは実費ですね、実際かかった金額、その3つを比べて一番少ない額で出しますというのが示されているものになっております。

実際かかった額か、算出した補助金の金額か、歳出から負担金とかの歳入を差し引いた金額の3つを比べて、一番少ない金額を払うという形になります。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 そうすると、今のところは人件費アップでやっている市が一番高いですか。

○高野子ども福祉係長 それはクラブによっていろいろ金額が異なるので、そっちにしたらそっちのほうが高いクラブも出てくると思いますし、今のままが高いクラブも出てくるという形になるかと思っています。

○齊藤委員 それを市のほうで見てやっているということですか。それが市でAクラブ、Bクラブ、Cクラブを全て見ながらそれであてがってあげて

いるんですか。それとも一律でそれにしちゃっているとかあるんですか。

○佐藤委員長 係長。

○高野子ども福祉係長 今は一律その人件費との比べをしているということになります。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 まだやっと半分ぐらい分かってきたところなので、すみません。

充当の考え方というところで、その人件費と人件費以外の光熱費等も充当が全部ひっくるめてあるけれども、人件費の分が上回っている場合、人件費を払うということで、それが補助金の対象内容ということなんですよ。

○高野子ども福祉係長 お支払いしている額は、人件費が上回っていたら基準額が、計算した額でしかお支払いはしていないんですけども、結局人件費とかうちからお渡しした補助金については人件費に充ててもいいですし、水道光熱費に充ててもいいですよという形で、充当先は本当にうちではその補助金の中で充てられる科目であれば、どちらに充てていただいてもいいですよという考え。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 要するに、経費以外、人件費以外のこの水道光熱費等の部分でも充てているつもりではあるが、考え方としては全体的な(1)の説明による基準額で補助金、基本分と人件費含めていて、人件費のほうを上回っているからそれだけ出して、足りない分は、足りない分というのは全体的、何て説明すればいいんだろう、全体経費の中で利用者負担と同等と運営するという考え方だからそうしているというのが市の言い分というか説明ということですよ。

○佐藤委員長 係長。

○高野子ども福祉係長 そうですね、うちから渡した補助金のほかに負担金を使って、その1から4

の水道光熱費、人件費を含めた分は賄ってやっていたかというのが。

○林副委員長 そうなると、受け手として、申請する側として……。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 申請する側から見れば、人件費とその他の人件費以外というもので計画書を出しますが、市のほうではその充当の考え方として、人件費のほうを上回っていた場合は人件費のみしか出さないから、申請出した側からしてみれば人件費しか頂いていないという考え方になってしまうということと理解でよろしいですか。

○佐藤委員長 係長。

○高野子ども福祉係長 そういった形になるかと思っています。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 この考え方という、この充当の考え方というのは、その公設のクラブの委託内容とも同じような考え方なんでしょうか。これさっきも聞いて同じである、公平に公設と民営は同じ考え方でこの放課後健全育成事業を行っているという理解でよろしいんですか。

○佐藤委員長 係長。

○高野子ども福祉係長 冒頭に申し上げたとおり、いろいろ計算をした中で、そういった人件費とか積み上げさせていただいて委託料を計上しているのは、補助金も国のほうからこれだけ入る、利用者負担金これだけ入るという形で算定しているので、特に不公平というところはないかと思います。

○佐藤委員長 いいですか。

齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、何回も。

今回の対象が、要は補助対象として必要経費、よそも認めてくれというところも入っている中で、じゃこれ認めようが認めないようが、今の話だと

一切変わらないと言っているようなものと聞こえちゃうんですけれども、どうなんですか、そのほかの固定経費は認めず、水光熱は乗っているから分かるんですけれども、それ以外にかかる車の維持費であったりを、例えばじゃ半分事業者からもらうのであれば、その半分使ってもいいんじゃないのかと。

僕がさっき言ったように人件費に全て乗って人数分でもらっているという評価なんです。その中で、その中以外に水道光熱費を乗せていいよという説明ではないじゃないですか、これ。あくまで人の施設の利用料として算定されるから、1人頭の19人までのうちの算定なのかと、その算定の仕方がちょっと分からないので、先ほども言ったとおり。

19人おったら、これが国からの基準だけれども、そこに市の独自の基準になり、じゃ19人アップで来た場合には450万渡すというだけだったら分かりやすいんですけれども、そこにじゃ何で水道光熱費が入ってくるんだという話。水道光熱費を含むという、この含むは、その19人で450万のときのどこに入るんですか。算定として。どこかを要は変えていなければ、交付決定額の実績額が人数だけで払っていますと今分かるじゃないですか。

19人で450万だったけれども、18人になれば少なからず減るじゃないですか。普通に考えて。420万とか、それは幾らでもいいんですけれども、その中の計算はあくまで人件費であって、水光熱だろうがその固定経費だろうが全て考えずに算定されているという解釈になっちゃうんですけれども、先ほどの係長の説明を聞いていると。あまり水道経費とかつけるとかつかないじゃないとかじゃなくて、この国は見てもいいよという話はある中で、その見た分というのはどこで算定されているのか知りたいんです。その市の独自の基準

として。

だから、人件費の1人頭の単価と、運営をしている固定経費のものをひくくめて、合計した分を人数で割って出しているのか。その中身がもうちょっと知りたいんです。じゃないと、いつまでもここ、僕が言っているのがおかしい話になっちゃうので、1人頭の出し方が分からない。市の独自の基準というのは何なんですか。

そういうことを言ってくれないと、1万円ですといえば計算できますけれども、その1万円には市の中で見ていい水道光熱費や固定費入って1万円ですというんだったら分かりやすいんですけれども、水道光熱費だけは入ってほかの固定経費は認めない、でも国のほうとしては飲食物以外には認める、それがずれているわけ、齟齬が出ているわけです。

そこを洗いざらしにしないと、今の状況だと交付をするために、今の係長の言葉ばかりになっていくと、それ以上何も聞くことないんだとなっちゃうんですけれども、算定の市の独自の基準というのが、その細かいところがもうちょっと知りたいんです。じゃないと、ちょっとこの陳情を受けた我々が納得しないまま審査になっちゃうので、出せそうですか。ちょっと疲れたので休憩もしたいんですけれども。

〔発言する人あり〕

○佐藤委員長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

会議の再開を、11時45分といたします。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時50分

○佐藤委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を

再開いたします。

質疑の途中ですが、ほかに質疑はございませんか。

課長。

○福田子育て支援課長 先ほどの算定と充当の考え方なんですけれども、もう一度御説明をさせていただきたいと思います。

まず、算定と充当についてはちょっと切り離してお考えをいただけると、ちょっと分かりやすいのかなというところはございます。

まず基本額、2ページの一番上の、2ページの一番上の市の補助金の対象となる経費、水色の部分なんですけれども、こちらを国のほうの金額に準拠をして計算をすると、こちら1人から19人までにつきましては461万5,000円というのが、支援員を2人配置している場合でございます。それによって、人数が19人を下回っている場合は、差引き1人当たり3万円というような計算がございます。

この(1)から(4)につきましては、人件費以外の水道光熱費分も含めた形で国で出している金額ということになりますので、1人当たり幾らということを出しているわけではございません。国のほうでその人数に対して、光熱水費も含めてその金額は必要だろうということで定めているのがこの金額というふうになっております。

また、市のほうでそれを算定をした後に、人件費と比べて、そこで比べをして基準額を採用する場合と人件費を採用する場合というものが出てくるというのは最初に説明をさせていただいたとおりでございます。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 何回も堂々巡りしているので、市の子育て支援課さんは水道光熱費しか言っていないんです。

○福田子育て支援課長 水道光熱費、この説明の。

○齊藤委員 そう、だけど基本的に人件費しか見ないという話を聞いている中で何回も係長とやり取りしていて、実際何か支払い方を確認していたからすごい混乱させちゃって申し訳ないんですけれども、那須塩原市としては人件費相当分だけを支給するということであり、国の定める飲食物以外の対象経費も認めるという要項を設けて補助金を決定するプロセスには、変える意識はないのかというのを直接聞いてしまったほうが早いかなと思ったので、それを確認させてください。

○佐藤委員長 課長。

○福田子育て支援課長 今のところ変えるという考えはございませんが、もちろん今お話しさせていただいたように、その人件費を上限という形で今やっておりますけれども、そちらにつきましてはなぜ人件費をというのは先ほどお話しさせていただいたんですけれども、3分の2のクラブが今、上限いっぱいということで満額を頂いているというような状況となりますので、これを方法を変えることによって、一番最初にお話しさせていただいたように、この逆に下がってくるクラブなどが出てくるということで、さらに光熱水費以外の経費、いろいろな経費につきまして確認をする書類を提出していただくというようなことも出てきますので、今のところ我々としては民間、民設の児童クラブの皆さんにも御意見をお伺いをする機会を設けたいと考えてはおりますけれども、現時点では変えるという考えはございません。

○佐藤委員長 星野委員。

○星野委員 すみません、ちょっと聞かせてください。

公設の場合の自己負担というのは7,500円でしただけ、1人。

○福田子育て支援課長 そうです。

○星野委員 これは、どうして7,500円。

聞きたいのは、副委員長の言ったように平等なのかということです。公設と民設が。

ということは、当然のことながら、今言ったように1人当たりというよりも事業としてやっているんですが、当然そういうふうに出すためには1人当たり大体これくらいかかるということで、かかるというのが出ると思うんです。

そうすると、当然今言った人件費という中には、今言ったように、一応仮に公設の場合は64といけば、65%が人件費。その中には今言ったように光熱費やそういうのも含まれた中でそれは一旦65%払いますよと。じゃ、あとの35%は利用者で保護者の方がください。それで賄っていきますということで。

そうすると、公設は7,500円ですよ。けど、民設はそれでは当然できない。できないというのは、当然のことながら民設は建物を建てたりいろんなそういうことをするので、とてもちょっと7,500円では。その7,500円を出したというのは、どういうふうな根拠で公設は出されたんですか。これは全国どこでも同じなんですか。違いますよね。

○佐藤委員長 課長。

○福田子育て支援課長 全国一律ではございません。那須塩原市の公設に限って。

○星野委員 そうですよ、那須塩原市の公設に限って7,500円なんですよ。これはどのように出して7,500円。

要するに、公設はそれでやっていけるわけですよ、当然補助金でやって、児童さんから7,500円を頂いてやっていけるわけですよ。この7,500円とした根拠というのはどういう金額なんですか。那須塩原としては。

当然、公設は施設とかも全部学校とかを借りるわけですから、いくなれば民設よりも経費はかか

らないんですよ。

○佐藤委員長 課長。

○福田子育て支援課長 公設につきましては、先ほどお話しさせていただいたように学校の敷地内とか隣接する公民館の敷地内に、市のほうの建物を使っただいてやっていただいているということもありまして、その分の経費とか、送迎など民間の事業者さんのほうはやっていただいているということもあり、また独自の特徴ある学童保育をやっていただいておりますので、あとは事業者様の、事業者様によっていろいろな特色があるものをやっていただいておりますので、そういったところで利用料のほうは9,000円から1万2,000円とか幅はあると思うんですけども、公設のほうにつきましては7,500円ということで設定させていただいている根拠については、ちょっと今すぐ出ませんけれども、そういったところでの経費などを抜いてお安く設定をできているのかなというふうには思っております。

○星野委員 一つ課長が最終的に、今、副委員長、齊藤委員が言ったようなことをやるとなると、やるとなると今の補助金よりも低くなる場所がありますよというけれども、そうなんでしょうね。

ただ、齊藤委員が言っているのと僕も、要するに公設はやっぱりそういうふうな、余分というか、送り迎えを行ったりとか、送ったりとか迎えに行ったりとかそういうものがないので、経費的にはそんなにからないと。

ただ民設は、やはり同じ那須塩原市の子供をやっぱり安全に預かっていくためには、ただ迎えに行くこととか当然施設とかそういったものも、やっぱりそれは設備投資というものもかかってくると思うんです。やっぱりそういうところの考慮も考えた中で、例えばその人件費の中に加えるその一つのいろんなこういう事業のその割合というも

のも少し考えたらどうかなというのは私の意見なんです。意見というか、一応意見なんですけれども、どうかなということも。

当然同じように、公設はそれで7,500円でできますけれども、民設はその7,500というのはできませんので、大変ですので、少しどうだろうかという今、齊藤委員が言ったような国の方針、それ以外のことも認めることができるということであるから、どうもそっちのほうの考えではどうなのかなと。

ただ、今言ったように、課長が言ったように、それをやると違うところの民設のほうも今の補助金の下がるというから、ちょっとそこら辺はそのいわゆる判断の仕方というのはちょっと言えないけれども、大まかに言えばそこら辺を考えることも必要なかなとは、自分の意見としてはそういう意見です。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 止めたほうがいいんですけども、最後に1個だけ。

何で人件費をアップにしたりやつが、他の固定経費を認めると下がっちゃう、その根拠というのは何なんですか。

○佐藤委員長 課長。

○福田子育て支援課長 先ほどからちょっと御説明はさせていただいているものなんですけれども、国のほうのその基準の、基本額の出し方なんですけれども、そこにやはりそれ以外のものも含んで、含んだ金額にさせていただいて……

○齊藤委員 ちょっとごめんね、後ろで聞こえなくなっちゃう。ごめんなさい。

○福田子育て支援課長 先ほど説明させていただいた(1)から(4)の中には、国で基本の額として出すものについては、光熱水費以外の経費についてもこちらは充当できるよという分として金額を出して

いるものでありますので、そういったところもあるので、それ以上にという考え方はもうそれ以上はない形になってしまうわけなんです。

ですので、基本額を出したのについて、その中で充当するところあればそちらに充当させていただくというようなことにしなければならないわけなんです。そのプラスにはならないんです。

○佐藤委員長 部長。

○松本子ども未来部長 今の齊藤委員のなぜ下がる可能性があるかというところですけども、例えば今は人件費をアップにして人件費をベースにして見ている。

この後、例えば算定基準を変えて、じゃ光熱水費の2分の1見ますよ、人件費2分の1見ますよ、それから例えば物件費2分の1見ますよというふうに個々に算定の方法をつくっていくと、例えば物件費が少ないところはその分物件費に対する補助額が少なくなりますね。それから、人件費の多い少ないによって、人件費たくさん出しているところは、今まではその人件費がアップで見られましたけれども、ここが半分になってしまうとやっぱり減るところも出てくるわけです。その足上げたときに、どういう団体さんの運営の仕方がどういう金額になるかというのは、ちょっとその算定の方法と、それからその対象経費の何割を補助金を見るかとか、そういうような算定の基準をちょっと変えなくちゃいけない。

今のその国の補助基準は、補助基準に示した形で基準額を示す。那須塩原市の場合は、その人件費だけを比べて最終的な補助額を決定しているわけなんですけれども、算定の国の基準をもうちょっと厳密に運用しようということで、じゃ2分の1見ましかとか、あとはそこに今度歳入がどのぐらい入ってくる、収入が、団体さんの収入がどのぐらい入ってくるか、そこもちゃんと見ま

しょう。

そうすると、最終的には、もしかしたら事業者さんによっては補助金額が基準額を下回る。先ほどちょっと出た幾つかの手比べの中で一番低い金額を選ぶとなると、そこで下がってしまう可能性がある事業者さんもいるということでお分かり、何となくイメージつきますか。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 その人件費をアップパーで見えていますというのは、そのしっかりとした運営するためのという話を聞きました。人件費をアップパーで見ている今の補助金のほうが、ほかの附帯的なものを計上するよりお得であろうという市の考えということとでいいですね。

○松本子ども未来部長 お得というよりは、手続的な。

○齊藤委員 だから、俺なんか、逆に言うと、よそは多分経常経費よそで見ますということは、先ほど係長ありましたように一定で一律でやっていると言ったじゃないですか、市は。それは、多分自分たちの都合なのかなと。

上がる人は下がらないわけじゃないですか。その個別の査定をすれば。なのに一律ですから、新参者は今苦しいわけですよ。だけど、20年、30年やっているところだって、基本にやったときに人件費以外にも傷んでくるわけじゃないですか、ここだって公共施設の管理とかやっているわけですから。そういった部分を人件費だけですとやっていたら、子供これから減っていくわけです。団体のほうは増えていますけれども。だから、その言い方で基準を濁されているのか、人によっては上がることもあるのか、下がるのかは、今の段階では多分言えないんですよ、この基準だけでは。

課長は、そこを原則として変えるつもりはない

と言っちゃっているんですけども、これはその学童をやっている方々のために、市としての対応としては適切なのかということなんです、極端な話。

○佐藤委員長 部長。

○松本子ども未来部長 まずは、今回陳情をいただいた中身に対して、市としての考え方を述べさせていただいている。

今回の陳情の中身としては、1つはその充当先という、要はその人件費だけではなく、そのほかの経費にも使えるようにしてほしい。それについては、再三御説明させていただいているように使えるものです。何に充てたかは、事業者さんの判断によりますので、例えば保護者さんに説明するときに、人件費については市から半分、国もついて半分かもらっています。残りの半分は皆さんで賄っていますという言い方も当然してよろしい。例えば、電気代についても皆さんから半分もらって、残りの半分は市からの補助金を充てていますという言い方をしてもよろしい。

ただ、計算上、人件費を基準額にしているので、結局人件費に全部充てたらほかには充てられないよねというのが多分今回の陳情のほうの意図なのかなと、そこが平行線という表現で書いてある。そこは多分御理解いただけたと。

あとは、これは私自身が陳情からは読み取れなかったことなんですけれども、事業者さんの規模によって補助の算定方式を変えてほしいという意図は、私は陳情の中から読み取れなかった。要は、いろんな協議会の中で話をして検討をくださいということだったので、それは当然こういう意見が出ているということであればやぶさかではないというところはありますが、それによってじゃ実際に基準が変わるかどうかはまた別の話なので、仮に採択されたとすると、採択というのは非常に重

いものですので、議会が採択するということは陳情者の意見に沿った形で見直せということになるんだと思うんですけども、それは正直できるかどうかは分からない。

ただ、今、齊藤委員から聞いた、事業者さんの規模に応じてもっときめ細かに考える必要があるんじゃないかというところなんだと思うんですけども、そこはすみません、陳情書からは私たちは読み取れません。

○齊藤委員 別にいいですよ。

そこを返してほしいじゃなくて、それが最終的な後ろに背景があるということをしないと、一律というところを通してきたので言っただけなので、別にそれをやっていというのじゃなくて、それをやることによって事業者さんによっては規模によってプラスになるんじゃないですかと私言っただけですからね。それを、そこができないと別に解釈することないと思います。

○松本子ども未来部長 そこは解釈どおりといいますか……

○佐藤委員長 手を挙げてください。
部長。

○松本子ども未来部長 そこは陳情書の、この後、陳情書の扱いが決まるかと思うんですけども、その陳情書に沿った形の中で、市のほうとしては対応させていただくようになるのかなと。すみません、こちらの意見です。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 じゃ、もう1点、課長はここに含まれないと先ほど言いましたよね。人件費以外のところに水道光熱費があって、それ以外の経費は取りあえず今のところは考えていないと言いましたよね。さっき言ったんです。人件費のみとすることによって、ほかの経費を入れるという考えはないんですかと聞いたら、原則としてありませんと先

ほど言われたんですけども、大丈夫ですか。

○佐藤委員長 部長。

○松本子ども未来部長 ちょっと質問の確認なんですけれども、要は今、人件費を上限としているところの算定の基準のアップーに上乗せして、光熱費とかを乗せる考えがあるのかどうかという。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 それは部長から言われたので、そういう意味で言っているんじゃないくて、あくまでほかの自治体も参考にし、基準の補助対象経費として、飲食費用を除くものを認めるというその条例の明記はできないということでもいいんですかと。

〔「それはもう認めているんだよね」と言う人あり〕

○齊藤委員 だけど、じゃそれを認めているんだよねと言うんだけど、じゃそこに明記をされていないからその説明がしづらいんじゃないのかということにもなるんじゃないかということなんです。

ほかの市はちゃんと書いてあるんです。国に準ずるでも何でもいいですけども、だけど上には、交付要綱は国に準じていて、市はそこまで見てあげているのに、一番アップーでやっていた中で出した金額が、事業者からすれば固定費入っていないじゃん、こういうふうに誤解を招くものになっている。

だから、さっき言ったとおり事業費の払いと最初の予算の段階では食違いでくださいねというお話、だんだん分かってきたわけですね。だから、そのときにその説明がちゃんとされていないと、この中には市が全部入っていて、全体的に勘案したら、どう見ても人件費アップーが、言い方は悪いけれどもお得ですよ、人件費が一番高いんだから、2分の1をもらえていいんじゃないですかという話につくので、そこを書く気ないんですかと

聞いたんですけれども、今みたいところまで行ってからもう1回確認するとなると、そういった条例の修正は必要なんじゃないかなと思うんですけれども。

と聞いてやうとちょっと一般質問みたいになっちゃう。一応その話だけにしておいて、だから修正するべきところは修正すべきだとやっぱり思うし、それを説明していけば事業者さんも分かっていくというところだけはお互いに言われた、そっちはプロでやっているわけですが、僕は聞いてやっているというアマがやっていますけれども、ただ感覚的にいったときには、そこまで全部ならした上で、次なる判断に行くか行かないかをやっていただかないと、この言ったところをやっていますと書いちゃうとこれ平行線なので、そもその議論が生まれなくなっちゃうので、そういったところを考えていただきたいと思うんですけれども、その辺に関してはどう思いますか。

○佐藤委員長 課長。

○福田子育て支援課長 子育て支援課としては、やはり民間の事業者さんに大変那須塩原市の子供を預かっていただいて、本当によく子供たちの居場所づくりやっけていただいていると思っております。

ですので、子育て支援課としては、やはり民間事業者さんの御意見をいろいろとお聞きして、直すべきところは直していきたいと考えております。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 最後になります。

この那須塩原市の放課後健全育成事業費交付要綱の、交付要綱の第3条の、補助金の額は別に定める交付基準に算定した所得の場合によって、これじゃない、ごめんなさい、ここ、ごめんなさい、意見取り下げます。すみません。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 第3条、補助金の額は、別に定める交付基準により算出された額の範囲において市長が定める額とすると記載があり、この別に定める交付基準というのが、また要綱とは別にまたある、令和7年度放課後健全育成事業における補助金交付基準と資料2で示されているんですが、この交付基準は、先ほど齊藤委員が言ったように那須町や大田原市のように要綱の中に分かりやすく明記されていない。この交付基準を見ないと分からないというところかと思うんですが、この交付基準はどこかに公開されているか。見えるようになっているんでしょうか。

○佐藤委員長 係長。

○高野子ども福祉係長 現状、一般の方が見られるような状況にはなっておりません。民設のクラブについては、説明会を実施しまして、お示しさせていただいているところです。

○佐藤委員長 副委員長。

○林副委員長 じゃ、説明会では説明はしている。じゃ、ここが大田原市や那須町のように、この要綱の中で分かりやすく表記の仕方を変えるということはあるのか。

○齊藤委員 それは一般質問でしょう。質疑じゃ全然ない。

○林副委員長 じゃ、大丈夫です。

○佐藤委員長 いいですか。

○林副委員長 大丈夫です。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、これをもって担当課に対する質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、担当課に対する質疑を終了します。

ここで、担当課の退席のため暫時休憩といたします。

本日は、お忙しい中、御出席をいただき本当にありがとうございました。

ここで、昼食のため休憩いたします。

会議の再開を、午後 1 時 15 分といたします。

休憩 午後 零時 14 分

再開 午後 1 時 16 分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ここで議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、時間がいっぱいかかってしまったのですが、皆さんの御反応とか自分の意識と執行部とのやり取りをちょっと勘案してですね、皆さんの状態で是非を決めるのは時期尚早なんではないかということと、あとは陳情者も含めて自分たちできる話をちゃんとまとめた状態で陳情書を判断したほうがいいんじゃないのかと思ったので、可能であれば継続の審議として、また次回の 6 月議会に持っていければと思うんですけれども、意見として言わせていただきます。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ただいま齊藤委員から陳情第 1 号について継続審査とされたいとの意見がありました。ここでお諮りいたします。

陳情第 1 号について継続審査することに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○佐藤委員長 挙手多数と認めます。

よって、陳情第 1 号は継続審査とすることに決しました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 1 時 17 分

再開 午後 1 時 19 分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◎子ども未来部の審査

○佐藤委員長 これより、子ども未来部の審査を行います。

初めに、子ども未来部長から御挨拶をお願いいたします。

部長。

○松本子ども未来部長 (挨拶。)

○佐藤委員長 ありがとうございました。

◎子育て支援課の審査

○佐藤委員長 ただいまから、子育て支援課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

子育て支援課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

◎議案第 19 号の説明、質疑、討

論、採決

○佐藤委員長 それでは、議案第19号 令和8年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案説明を簡潔にお願いします。

課長。

○福田子育て支援課長 （議案第19号について説明。）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

林副委員長。

○林副委員長 76ページ、説明いただいた子ども・子育て夢基金の積立てが企画部から分かれてこのようになったというんですが、これは何にどのように使われているのかを教えてください。

○佐藤委員長 課長。

○福田子育て支援課長 こちらこれまではふるさと寄附につきましては、これまでといたしますか、企画政策課が担当してやっているものでございますが、こちらの基金の使い方、充当の仕方が変わってまして、ふるさと寄附の子供に充ててくださいよというような内容のものを企画のほうで絞り込んで、今度は基金のほうに充てるという形となっております。令和8年度に事業を実施しようとしております事業の分だけをその基金のほうに積み立てるといような形となっております。今回減額となっているものでございます。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 令和8年度に予定されている事業にどのように使われて、どんな効果を期待するのか、教えてください。

○佐藤委員長 係長。

○高野子ども福祉係長 主な事業としましては子育て応援券事業、あとは町会事業としまして地域で子育て支援活動、食事の提供とした子供の居場所づくりなどを行っている団体に対して助成という

形で活動の一部を助成するような事業に充当を予定しております。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 令和7年度と同じという理解でよろしいですか。

○佐藤委員長 係長。

○高野子ども福祉係長 基本的には同様の事業に充てる予定を立てております。

○林副委員長 理解しました。

○佐藤委員長 ほかに質疑。

齊藤委員。

○齊藤委員 関連なんですけれども、今の話だとふるさと寄附のメニューに子育てに関することという項目は残るんですか。寄附先として、それも消えちゃう。

○佐藤委員長 課長。

○福田子育て支援課長 その項目は消えているということですよ。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 何か嫌だとか言わなかったの。企画に言われるままだった。理由か何か聞いていますか、消すよと、誰も聞いていないんですか、部長とかも聞いていないんですか。

○佐藤委員長 部長。

○松本子ども未来部長 従来は例えば環境に関することとか、大きい項目があって、そのほかにいろいろ細かい具体的な事業を載せた項目があって、それらの中から選べる形になっています。その中で多分子育て基金への積立てみたいなメニューがあったんですが、それがなくなりました。大きい子育て、教育に関することちょっと区分けは今分らないんですけれども、そういう大きい項目は残っています。大きい項目の中から基金に積み立てる分と直接事業へ充当する分、そういう振り分けを今回は財政のほうで行うということで、

基金への積立てについては、今後必要となるような事業の調査があった上で、2,000万円程度というに対してそれが積み立てられるということでございます。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 よかったんですけども、もともとのものは6個ぐらいあったものは、そこには残っているということで入りを別なところへと、分かりました。基金の残高はわかりますか。3月31日じやなくても基金残高。

○佐藤委員長 係長。

○高野子ども福祉係長 令和7年度末の見込みという形にはなりますけれども、1億9,000万円程度の予定です。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 分かりました。

先に関連したから言っちゃうんですけども、子育て応援券なんですけれども、しばらく僕も触れていなかったんであれなんですけれども、使い勝手的に何かユーザーの方、市民の方から御意見を入れて、好評であるかどうかというところをちょっと確認したいんですけれども。

○佐藤委員長 副主幹。

○小山田副主幹 アンケートに基づく満足度調査と、アンケートを行っておりまして、それに満足度が項目であるんですけども、令和6年度のアンケートでは満足、やや満足を合わせて25%程度、普通と回答されている方は39.5%、やや不満と回答されている方は18.6%、不満と書かれている方が16.3%となっております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 そうすると、その辺も踏まえてカスタマイズしていきながらやと思うんですけども、今年同じ予算取る中で、変えていこうというものがあるのか、それとも去年と同じですよというの

はどんな考えでしょうか。

○佐藤委員長 副主幹。

○小山田副主幹 満足から普通までの肯定的な意見が多かったので、令和8年度については特に変更の予定はございません。

○齊藤委員 わかりました。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 76ページ、子育てコミュニティ広場管理運営費、こちらの子育てコミュニティ広場の効果を教えてください。事業効果。

○佐藤委員長 係長。

○高野子ども福祉係長 子育てコミュニティ広場は子育てコンシェルジュという者が相談を受ける職員になるんですけども、平日、土曜日までの月から土曜日までの午前中配置しておりまして、来場者、来た方からの相談を受けているような場所となっております。

利用者数についても令和4年は1万人程度だったところが、昨年度は1万7,000人、今年度はちょっと半月、4月から9月までで9,000人を超えているということもありまして、増加傾向にございます。予約等も必要ありませんので、気軽に来て、ちょっとした相談ができる場として、市民の方には御利用いただいているというふうに思っております。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 相談をする相手の子育てコンシェルジュは何人ぐらいで、どのような者がしているのか教えてください。

○佐藤委員長 係長。

○高野子ども福祉係長 1日、対応する、配置しているのは1名なんですけれども、全部で4名を雇用しておりまして、基本的に保育士の免許を持っている方、その上で、県が主催しております子育てコンシェルジュになるための研修というものを

受講していただいて配置させていただいています。

○林副委員長 分かりました。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 75ページのファミリーサポート運営事業のところ、今、長寿センターだっけのほうでやっていると思うんですけども、委託としては分かるかどうか、スタッフのそれから利用者の状況はどうなっていますか、最近の。

○佐藤委員長 係長。

○高野子ども福祉係長 スタッフは常時2名以上配置するというので委託を取らせていただいておりますので、必ずその場所には2名いるような形を取っております。会員数としましては、令和8年1月末現在の人数になりますけれども、利用会員、サポートを受けたいという方の登録数は370名、サポートできるサポート会員が90名、両方会といつてサポートを受けたり、利用すると、両方の方が27名ということで、会員数は487名という形になっております。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 状況は大体毎年同じぐらいのあれでやっているんですか。

○佐藤委員長 係長。

○高野子ども福祉係長 そうですね。昨年度も同様に1月末の人数ですと合計が480名の会員数になっておりますので、おおむね横ばいという形になっております。

○金子委員 分かりました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。
林副委員長。

○林副委員長 先ほどの関連してなんですが、ファミサポさんを利用される方の内容、どのような内容で利用されているのかを教えてください。

○佐藤委員長 係長。

○高野子ども福祉係長 主に送迎と預かりという形

の2つの関係がございまして、すみません、今年度をまとめていないので、昨年度の件数になりますけれども、昨年度は送迎として利用した件数が1,259件、預かりとして利用した件数が740件という形になっております。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 割合としては送迎等のほうが多いという割合ですか、全体的な。預かって送迎だとは思うんですけども。

○佐藤委員長 係長。

○高野子ども福祉係長 そうですね。件数から見るとやはり送迎のほうがちょっと多いという形にはなっております。

○林副委員長 分かりました。

○佐藤委員長 松野委員。

○松野委員 69ページの重度心身障害者医療費助成、2001事業なんです、重度心身障害者医療費の実際対象になっているお子さんは今何名いらっしゃるのでしょうか、お聞きいたします。

○佐藤委員長 どうぞ。

○小畑給付係長 重度心身障害者医療費助成制度なんですけれども、原則はお子様のお子医療費のほうで現物給付を受ける方なので申し上げます。15歳以下の方、中学生以下の方は基本的には子ども医療費を受けていらっしゃるの制度は使っていない。申し訳ございません。16歳から18歳の子供はいわゆる高校生年代の子供は重身のほうは今手元にすぐに出せる資料がないので、それはお時間いただいて回答させていただきます。

○佐藤委員長 松野委員。

○松野委員 ちなみにこの重度心身障害者の医療費は、今現在償還払いに行っているのでしょうか。

○佐藤委員長 課長。

○福田子育て支援課長 重度心身障害者医療につき

ましては、今償還払いという形となっております。

○佐藤委員長 松野委員。

○松野委員 ちなみに、現物支給にしてほしいとかという声はありますか。

○佐藤委員長 課長。

○福田子育て支援課長 昨年度、要望といいますか、そういった形で市長のほうにお話はいただいておりますが、それ以外につきましては特にございません。

○佐藤委員長 松野委員。

○松野委員 市長のほうに行った陳情に関してはどういう対応を取ったんでしょう。

○佐藤委員長 課長。

○福田子育て支援課長 栃木県の市長会を通じまして、そういった要望も出ていることも考慮して、現物給付化につきましては、そういった市長会を通じて要望という形は取っております。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。ありませんか。

齊藤委員。

○齊藤委員 午前中あれだけ話したから聞くのをやめようかなと思ったんですけども、児童クラブの話の聞こうかなと。その他の委託料に関しては決めたとおりに払うということで民設の放課後児童クラブ運営に関しましては3億1,826万4,000円の補助金に関しての予算立て、予算で立ててくる積算の根拠というのがどこに充てて計算しているのかお伺いします。

○佐藤委員長 係長。

○高野子ども福祉係長 これについては説明させていただいたとおり、今年度の実績等とあとはクラブへの確認をしまして、見込みでの来年の児童利用数と開所日数、あとはどの事業を利用するかというところを市の交付要綱の基準に照らし合わせてまして金額を算出して予算を計上させていただ

っております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 子供が全体の数は減っているんですけども、学童の利用者は増えていると思うんですけども、昨年度を見ていなくて申し訳ないんですけども、一応増加傾向ですか、予算立ては。

○佐藤委員長 係長。

○高野子ども福祉係長 そうですね。人数については微増というところではあるんですけども、やはり補助金の単価が上がっているというところで増額になっております。

○齊藤委員 分かりました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第19号 令和8年度那須塩原市一般会計予算は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第19号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

子育て支援課所管の審査事項は以上となります。
ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 1時55分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎子育て相談課の審査

○佐藤委員長 ただいまから子育て相談課の審査に入ります。

担当課の皆様、お疲れさまです。

子育て相談課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

—————◇—————

◎議案第19号の説明、質疑、討

論、採決

○佐藤委員長 それでは、議案第19号 令和8年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から、議案の説明を簡潔にお願いします。
課長。

○菊地子育て相談課長 （議案第19号について説明。）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許

します。

林副委員長。

○林副委員長 79ページ、子ども家庭センター事業費、児童家庭相談スーパーバイザーの内容を教えてください。

○佐藤委員長 課長。

○菊地子育て相談課長 こちらにつきましては、我々事務局で実施しております要対協、要保護児童対策地域協議会等において、我々として関係している、関わっているケース家庭への援助方針がありますとか、そういったところを決定していくに当たりまして専門的見地から様々な助言指導をいただいている方となります。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 その方がどなたなのか、差し支えなかったら教えてください。

○佐藤委員長 課長。

○菊地子育て相談課長 こちらは今さくら市にあります児童家庭支援センターちゅうりっぷの副所長でいらっしゃいます片桐副所長にお願いしております。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 続けて伺います。

子ども家庭センター事業費、扶助費的委託料、子育て世帯訪問支援の何件、積算根拠と期待される効果を教えてください。

○佐藤委員長 係長。

○戸室児童家庭係長 こちらの積算根拠になります。が、委託料が1時間当たり2,800円で、1回の支援に対して2時間で、それを30世帯分で、支援員が2人を見越しておりまして、こちら計算して33万6,000円と、それと民間団体に委託する際に運営に必要な事務費、管理費として40万円を見込んでおります。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 こちらは本市の家庭相談員が行くのではなく、民間団体に委託という理解でよろしいか伺います。

○佐藤委員長 係長。

○戸室児童家庭係長 そのとおりでございます。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 続けて伺います。

子育てサポートステーション運営費報償費、報償金で謝礼、親子リトミック、ベビーマッサージ、ふれあい、言語作業、前年度と同等、同額であるという説明を受けたんですが、この子育てサポートステーション、発達支援に関する事業をされているということなんですが、期待される効果を教えてください。

○佐藤委員長 課長。

○菊地子育て相談課長 こちらでやっている発達支援事業につきましては、利用している子供、保護者の方、やはり運動面、それから言語面で様々ちょっと不安がある方であるとか、実際発達に若干遅れがあるんじゃないかということで、保護者の方が心配されている、不安に思っている、そういった方がこちらのほうを利用している。利用するに当たりまして、ここにおいてまだ専門的な支援を求めるという段階ではなく、また保護者の方がやはり心配だとか、不安だとか、そういった状況にあるということもありますので、実際その不安を軽減するとか、あとはお子さんとの接し方、関わり方、そういったところをこちらに勤務している保育士と一緒に、遊びの中でそういった関わり方、声の掛け方、行動の切替え方、そんなところを身につけていただき、お互いより良好な関係が見られるとか、そういったところを目的として実施しているものになります。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 その対応する保育士は、一般の保育

士であり、医療的な分野だったり、発達の分野に対する専門的な知識をどこから学べる機会はあるのか伺います。

○佐藤委員長 課長。

○菊地子育て相談課長 こちらについては、やはり専門研修については時間を見つけて受けていただくということもやっておりますし、実際作業療法相談の中で、そのお子さんと保護者の方に対する作業療法相談であるのと同時に、その後に事後カンファレンスということで、その職員とのカンファレンスの中でそういったところを実際に学ぶということもあります。さらには職員自体がかなり自己研鑽、日々そういった専門的なものに対して理解をしようということで、自己研鑽にも励んでおりまして、そういったところを身につけながら、あとは現場において学びながら、そういったところを実施しているということになります。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 続いて伺います。

児童虐待防止対策費、その他委託料、親子関係形成支援プログラムの内容と効果について教えてください。

○佐藤委員長 係長。

○戸室児童家庭係長 こちら親子関係形成支援プログラムですが、今年度の実施状況では5回講座をやりました。

○佐藤委員長 副主幹。

○関谷児童家庭係副主幹 こちら5回講座を行っておりまして、合計で39名の方が参加しております。目的といたしましては、子供と親が肯定的なつながりを築けるよう虐待をはじめとする養育上の問題ですとか、課題に直面する前に肯定的で温かい環境を築けるよう支援することを目的として行いました。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 対象とする親子は何らかの課題を抱えている方が対象となっているのか伺います。

○佐藤委員長 副主幹。

○関谷児童家庭係副主幹 特別課題はなくても、サロンに通っている保護者の方に周知しまして、あとホームページにも周知していただきまして参加を募集いたしました。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 その上限、何名までというのはさっき聞きましたか。

○佐藤委員長 副主幹。

○関谷児童家庭係副主幹 10名までです。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 最後になります。

80ページ、子育て支援費、発達支援システム推進費委託料、読みあい遊びの昨年度に比べ微減ですが、減額した理由とこちらの効果について伺います。

○佐藤委員長 係長。

○相馬発達支援・ひとり親係長 読みあい遊び業務委託について御説明いたします。

読みあい遊びにつきましては、今年度まで公立保育園を対象としまして実施してきましたけれども、今般、保護者の方、困っている保護者の方向けの支援が足りないということで、読みあい遊びを困っている保護者向けのものに令和8年度からは実施方法を変更して実施することを予定しております。

減額となった理由ですけれども、これ実際の契約額ですとか、実施方法を変更したときの具体的な方法については、これから事業者の方と詰めていく形にはなるんですけれども、実績等を踏まえてまして若干の微減という形になってございます。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

金子委員。

○金子委員 これは80ページの要支援児童放課後支援費で、対象年齢が変わったということだったけれども、どういうふうに変わりましたか。

○佐藤委員長 課長。

○菊地子育て相談課長 これまでは小中学生が対象だったんですが、令和8年度からは就学前のお子さん、さらには高校生世代まで対象を広げるということに予定しております。

○金子委員 就学前ね。

○菊地子育て相談課長 就学前です。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 それで、87ページの不妊治療助成費ですけれども、これは何人ぐらいの予定で、それから1人どのぐらいの予算ということで出ているのでしょうか。

○佐藤委員長 課長補佐。

○青木子育て課長補佐兼母子保健係長 不妊治療の積算根拠だと思うんですけども、まず一般の不妊治療につきましては上限が30万円で、こちら15件を見込んでおります。また、不妊治療の先進医療については上限が15万円で5件、最後に不育症治療ですね。こちらは30万円を上限に1件という形で積算しているところです。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 これは女性に限られるんですかね。

○佐藤委員長 課長補佐。

○青木子育て課長補佐兼母子保健係長 女性に限るわけではなくて、例えば男性の検査とかそういうところも助成対象としております。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 それは予算にも一応入っているんですか。

○佐藤委員長 課長補佐。

○青木子育て課長補佐兼母子保健係長 含んでおります。

○金子委員 分かりました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

林副委員長。

○林副委員長 86ページ、母子衛生費、妊産婦乳幼児保健費の中の使用料、母子手帳と、これいいんですか。母子手帳アプリの登録者数と期待される効果を教えてください。

○佐藤委員長 課長補佐。

○青木子育て課長補佐兼母子保健係長 令和8年2月末現在の登録者数につきましては1,719人となっております。効果なんですけれども、こちらは子ども成長記録であったり、予防接種のスケジュール管理等、そういうところを利用させていただいて、効率的なそういう子育てのために使って、お子さんに対する接する時間を増やしたいとか、そういうところを目的というか、効果として考えております。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 昔あった母子手帳という紙ベースがアプリになったという理解だと思うんですが、それに合わせてプッシュ型で情報提供、様々な子育てに関する情報発信の提供などがあったかと思うんですが、これらは住民基本台帳のデータベースの方と何か連携とかとしたりしたのか伺います。

○佐藤委員長 課長補佐。

○青木子育て課長補佐兼母子保健係長 まず、母子手帳に関しましては、通常紙の母子手帳がメインになっておりまして、こちらのアプリはそれを補完する機能という形になっております。情報発信につきましては、議員おっしゃるとおり随時いろいろな情報発信して、皆さんに情報提供しているところなんですけれども、あともう1点のx I Dとかなんですけれども、x I Dとかにつきましても母子手帳アプリは対応するようになっておりまして、まだ登録者数は少ないところあるんですけ

れども、今後そういうのを活用しながらさらに利便性を高めていければと考えております。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 様々な申請するものがあるじゃないですか。これらは現在登録したまだ人数が少ないという方とかx I Dの中から何らかの申請はできるのか伺います。

○佐藤委員長 課長補佐。

○青木子育て課長補佐兼母子保健係長 現在アプリとx I Dを使っても電子申請とか、そういうものはできない状態でありまして、現時点では。

○林副委員長 了解しました。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 先ほど質問したことなんですけれども、87ページの不妊治療なんですけれども、先ほど上限が30万円ということで聞いたんですけれども、現実にはどうなんですか。いろいろもちろんあるんでしょうけれども、例えば50万円かかるとか、100万円かかるとかという中で、30万円という上限というのかな。大体30万円なら大丈夫なのか、その辺はどうなんでしょう。

○佐藤委員長 課長補佐。

○青木子育て課長補佐兼母子保健係長 いろいろな治療というか、そういう中身によって変わってきます。今回30万円というのは、かかった額の2分の1で上限を30万円という形にしておりまして、過去の実績というか、今年度の実績で見ますと高いものというか、結構高額なものになりますと200万円ぐらいの費用がかかっています。低いほうになりますと、逆に検査だけとか、そういうふうになりますと1万円程度とか、そんな感じなので、治療の中身によって金額には幅が出てくるというところでございます。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 そうすると、高額のほうでかかったの

では全然、ほんのちょっと補助が出る程度になっちゃうということですね、結果的に。それじゃ全然足りないんじゃないかと思うんですけども、その辺は考慮しているんでしょうか。

○佐藤委員長 課長補佐。

○青木子育て課長補佐兼母子保健係長 実際高額なものもあるんですけども、大体のラインがそこまではいかないものですので、現時点ではこの額が妥当だとは考えているところでございます。

○金子委員 仕方ないね。分かりました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。
星野委員。

○星野委員 86ページの妊産婦なんですけど、産後ケア事業に500万円を増額したという、産後ケアを増額した理由は。

○佐藤委員長 課長。

○菊地子育て相談課長 令和6年度から実際サービス自体がユニバーサルというか、希望すれば誰でもということに変わったことに伴いまして、実際に利用者が伸びているというところがあります。今年度につきましてもこれまでの実績を見ますとかなり利用される方がいらっしゃるというところから見まして、そういったところ勘案した上で、令和8年度については予算計上をさせていただいたところです。

○佐藤委員長 星野委員。

○星野委員 何名ぐらい増額というか、何名ぐらい増えることを予想しての増額なのか。積算根拠。

○佐藤委員長 課長補佐。

○青木子育て課長補佐兼母子保健係長 積算が細かく課税世帯、非課税世帯という形でやっていまして、ちょっとお時間をいただきたいんですけども。

○星野委員 もしあれだったらいいですよ、アバウトで。

○青木子育て課長補佐兼母子保健係長 人数という、金額なんですけれども、実際今年度の現時点、1月末時点で昨年度は2,200万円を超えているといところでございまして、今年度の積算が一千七、八百万円ぐらいいくのかなという見込みをしまして、その見込額に合わせて設計をしているという形になります。すみません、人数が。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。
松野委員。

○松野委員 87ページの先ほど金子委員が質問していたことに付随するんですが、不妊治療補助の助成なんですけど、今現在何歳から何歳までの方が対象になっているか教えてください。

○佐藤委員長 課長補佐。

○青木子育て課長補佐兼母子保健係長 特に年齢制限というのは、求めているというところになります。

○佐藤委員長 松野委員。

○松野委員 そうすると、年齢制限がないということとは、妊娠の可能性のある限りは何歳でも基本的に助成は受けられるということなんでしょうか。

○佐藤委員長 課長補佐。

○青木子育て課長補佐兼母子保健係長 そのとおりでございまして。不妊治療を受けた方に対してはその助成をします。

○佐藤委員長 松野委員。

○松野委員 以前から年齢制限はなかったんでしょうか。以前はあったんでしょうか。

○佐藤委員長 副主幹。

○大田母子保健係副主幹 県のほうの不妊治療のほうは42歳で年齢制限がありますが、市のほうは従来、年齢制限なく助成しております。

○佐藤委員長 松野委員。

○松野委員 県のほうは42歳までで、本市においては年齢制限なく助成が受けられるということによ

ろしいでしょうか。

○佐藤委員長 副主幹。

○大田母子保健係副主幹 はい。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。ありませんか。

林副委員長。

○林副委員長 80ページ、女性相談支援費の中で、これ毎回聞いている気がするんです。DV被害者支援団体はどのような団体でどのような効果があるのかを教えてください。

○佐藤委員長 係長。

○相馬発達支援・ひとり親係長 DV支援団体の運営費補助金ということなんですけれども、こちらにつきましては県内で民間シェルターや相談事業を行っている女性保護団体がございまして、そちらに対して補助をしているところでございます。

効果といたしましては、一応基本的には自治体の運営費補助金で運営されている団体なので、県ですとか、県内の市町村が助成金を出して行政だけではなくて、DVとか、あとは困難な問題を抱えている女性が相談できる1つ民間の団体として活動していただいていますので、いろいろな選択肢の一つとして、相談先として運営をしていただいていいるところでもあります。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 どの団体かというのは、支援の状況によって今公表ができないかと思うんですが、本市でDV被害に遭われている方が緊急時にすぐ対応できる状況なのかを伺います。

○佐藤委員長 係長。

○相馬発達支援・ひとり親係長 緊急時の対応がすぐできるかというところなんですけれども、一応緊急時に栃木県のほうでも保護の実施等を行っていますけれども、そちらとはまた別の選択肢として内容に応じてすぐ対応いただけたりしていると

ころでございます。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第19号 令和8年度那須塩原市一般会計予算は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第19号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

子育て相談課所管の審査事項は以上となります。ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時45分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎保育課の審査

○佐藤委員長 ただいまから保育課の審査に入ります。

担当課の皆様、お疲れさまです。

保育課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

◇

◎議案第19号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 それでは、議案第19号 令和8年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。
課長。

○北村保育課長 （議案第19号について説明。）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

林副委員長。

○林副委員長 76ページ、保健総務費、印刷製本費、入園ガイドブックの活用方法と効果について教えてください。

○佐藤委員長 課長。

○北村保育課長 入園ガイドブックにつきましては、毎年保育課のほうで印刷製本しております。主な用途としましては、次年度、来年度の入園申込みに当たっての施設の概要や各保育事業を一覧できるような冊子をつくっております。その冊子に基づいて、新年度の入園申込みに対してのアドバイ

スであつたりとか、あとは利用する保護者の参考資料として活用しております。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 これらのガイドブックはどのような場所で配布されているのか伺います。

○佐藤委員長 課長。

○北村保育課長 主に保育課の窓口になります。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 紙ベースでの配布のみでデータ等で見られるものではないのか伺います。

○佐藤委員長 係長。

○鎌田管理係長 ホームページでもPDF形式で掲載しております。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 続いて伺います。

78ページ、民間保育施設運営支援費その他負担金、病児・病後児保育施設広域利用の積算根拠を教えてください。

○佐藤委員長 課長。

○北村保育課長 広域利用の補助金につきましては、那須塩原市と周辺の市町でお互いに病児保育の事業が活用できるようにするために協定を結んで、それに基づいて行うものになっております。この病児保育施設広域利用の補助金につきましては、大田原の金丸認定こども園ですね。国際医療福祉大学が経営している認定こども園ですけれども、そちらのほうで病児保育で実施しているものですから、那須塩原市民がその病児保育事業を活用した場合、応分の負担を那須塩原市が大田原市に、その金丸認定こども園に対して行うというものになります。

積算根拠なんです、かなり細かい計算になっているんですが、おおむね均等割とあとは施設割、実際の実施した利用人数割ということで、本来大田原が負担する補助金に対して那須塩原市がその

分、半分にしてお金を大田原市に対して負担する
というようなスキームになっています。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 了解しました。

その下段の病児・病後児保育事業についての内
容と積算根拠について教えてください。

○佐藤委員長 課長。

○北村保育課長 病児・病後児については、病児保
育については来年度市内で1か所やる予定がある
ところがありまして、そちらについて国のほうで
示している補助基準額をベースに事業費のほうは
算定しております。病後児保育についても1か所
市内で実施するところがありますので、国の補助
要綱の内容に従って積算をしております。

具体的に申し上げますと、これも細かい計算に
はなっているんですが、大まかにいいますと基本
分のお金がありまして、あとは利用した児童に応
じての加算分があると。あとはキャンセルを見越
した場合の加算ですね。キャンセルした場合につ
いてはほかを使用している場合がありますので、
加算分があるというのをおおむね実績に基づいて
国の補助要綱に従って積み上げて予算措置をして
おります。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 病児・病後児それぞれの対応する場
所を教えてください。

○佐藤委員長 課長。

○北村保育課長 病児保育については市内の認定こ
ども園のキッズハウスというところになります。
これも国福大の近くにある系列がやっている認定
こども園になりますので、病後児についてはゆり
かご保育園という黒磯地区にある保育園になりま
す。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 この病児も病後児も、これからもニ

ーズに対応できるような状況なのかを伺います。

○佐藤委員長 課長。

○北村保育課長 ニーズに応じて対応していると思
います。

○林副委員長 理解しました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。
齊藤委員。

○齊藤委員 同じ項目の発達支援児保育について詳
細を教えてください。

○佐藤委員長 課長。

○北村保育課長 発達支援児の補助につきましては、
保育課のほうで審査会を設置しておりまして、そ
の審査会で発達支援が必要だというふうに認定さ
れた児童に対して加配する保育士を雇用するため
に要する補助金ということで交付しているもので
す。

具体的にいいますとその審査会の中で0.5人な
いし1人、つまりその児童の支援の状況に応じて
それぞれ1人もしくは0.5人の加配が必要だとい
うことで認定をして、その認定された子供の加配
保育士を雇用する場合は、市役所のほうで0.5人
の場合は月9万400円、1人の場合はその倍の月
18万800円を1人当たり補助金として交付すると
いう内容になっております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 ありがとうございます。

ざっくりそうするとこれどれぐらい見込んでい
るのか。

○佐藤委員長 課長。

○北村保育課長 0.5人の加配の保育士は74人で1
人の加配の保育士は26人で積み上げています。積
算しています。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 その積み上げる理由としては、何か実
績なるものというのか、根拠になるものはあるんで

すか。

○佐藤委員長 課長。

○北村保育課長 今までの実績を参考に想定して積み上げています。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 これを加配するのに当たって保護者さんの同意は必要でしょうか。

○佐藤委員長 課長。

○北村保育課長 必要です。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 じゃ、せっかく使える予算があっても、親が拒否すれば加配できない、そういう解釈で。

○佐藤委員長 課長。

○北村保育課長 そのとおりです。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 分かりました。

次に、私、間がとんじやったんで、一番最後に言っていた幼稚園支援費なんですけれども、これまだ市内に1園だけあると思うんですが、このまま幼稚園でいくと言っているのか、多分0、1、2の施設は隣にあるから、幼稚園移行でという施設としてやっているんですけれども、市としては別に2個にしなくても構わないという解釈であえて補助を出しているのかどうかというのを確認させてください。

○佐藤委員長 課長。

○北村保育課長 具体的にいいますと、すぎのこ三島幼稚園が今那須塩原市にある唯一の幼稚園なんです、認定こども園のほうに移行するという話は聞いておりません。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 それで、市のほうとしては別に構わないという解釈で。困ることは別にない。

○佐藤委員長 課長。

○北村保育課長 そうですね。実態としましては、

すぎのこ三島の場合は同じ系列で隣の敷地に保育園をまた運営しておりまして、そういう意味では施設は2つなんです、実態としては認定こども園的な運営をしているとも言えなくもないという形になっていますので、事業者がそういった運営形態を望んでいるということなんで、市として無理無理2つを統合させて認定こども園にしていたくという考えはないです。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 入園する園児が減ってきた場合は、当然補助も減っていくと思うんですけれども、現状としてこの予算としては、低下にはなっていないんですか。

○佐藤委員長 課長。

○北村保育課長 増えているかと思います。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 すみません。戻っていいですか、先ほどこども誰でものお話で28万7,000円、市外に行ったときに予算を一応設けているという話なんですけれども、逆に本市では公設でやる中で他市から来たいというかの予算も備えているのかどうかをお伺いします。入るほうになっちゃう。それを行っているのかどうかだけ確認できれば値段は大丈夫です。受け入れるのかと聞けばいい。受け入れるのかどうかだけお伺いさせてください。

○佐藤委員長 課長。

○北村保育課長 確かに委員御指摘のとおりそのパターンはあるんですが、今回の積算上は、利用料は市民が市内の施設を使うというパターンのみを想定して計上しております。

○齊藤委員 大丈夫です。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。
金子委員。

○金子委員 あまり予算と関係ないんですけども、今さっき幼稚園のことが出たものですから、黒磯、

西那須、塩原で幼稚園は幾つあるんですか。

○佐藤委員長 課長。

○北村保育課長 いわゆる幼稚園は1つです。西那須野地区に1つです。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 いわゆるというのはどういうこと。

○佐藤委員長 課長。

○北村保育課長 幼稚園と保育園の両方の機能を備えている認定こども園というまた施設があるんですが、もし認定こども園という言い方をしますと9園ですね。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 黒磯地区は幾つ。

○佐藤委員長 課長。

○北村保育課長 すみません、先ほど9と言ったんですが、10に訂正させてください。黒磯が6の西那須野が4です。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。ありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第19号 令和8年度那須塩原市一般会計予算は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第19号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

保育課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時11分

再開 午後 3時32分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎その他

○佐藤委員長 本日の審査事項は全て終了となりました。

委員の皆さんから何かございますか。

〔発言する人なし〕

○佐藤委員長 事務局から何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

—————◇—————

◎散会の宣告

○佐藤委員長 それでは、以上で本日の委員会を散会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 3時32分

福祉教育常任委員会及び予算常任委員会（第二分科会）

令和8年3月6日（金曜日）午前9時59分開議

出席委員（8名）

委員長 佐藤 一 則
委員 松 野 真 弓
委員 齊 藤 誠 之
委員 中 村 芳 隆

副委員長 林 美 幸
委員 星 野 健 二
委員 平 山 武
委員 金 子 哲 也

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

教育部長 田 代 宰 士
教育総務課長補佐 小 池 雅 之
総務係副主幹 石 川 敦 史
学校施設係長 菱 沼 大 介
共英学校給食共同調理場長兼業務係長 平 田 篤 史
学校教育課参事兼学校教育課長 大 藏 裕
学校教育課長補佐兼学校支援教職員係長 高 野 幸 大
学校指導係長 植 木 智
児童生徒サポートセンター長 後 藤 千津子
生涯学習課長（青少年センター所長兼務） 伊 藤 隆
生涯学習係長 佐 藤 竜 一

教育総務課長 宇賀神 晶 子
総務係長 島 田 直
給食係長 室 井 理 恵
黒磯学校給食共同調理場長兼業務係長 遅 沢 友 則
西那須野学校給食共同調理場長兼業務係長 大 木 聡
学校教育課副参事 金 子 章
学校支援教職員係主査（係長級） 荒 川 智 史
学校みらい係 渡 辺 英 俊
児童生徒サポートセンター児童生徒係長 印 東 歆 之
生涯学習課長補佐兼青少年係長（青少年センター所長補佐兼務） 伊 藤 俊 彦
文化振興係長 戸井田 香 苗

黒磯公民館長 織 田 康

那須野が原
博物館長 松 本 裕 之

スポーツ振興
課長 東 泉 秀 幸

管 理 係 長 大 島 尚 恭

黒磯公民館
活動振興係長

那須野が原
博物館学芸
普及係長

スポーツ振興
課長補佐兼
スポーツ振興
係長

田 中 幸 子

多和田 潤 治

関 谷 和 俊

出席議会事務局職員

書 記 黒 沢 大 輔

議事日程

1. 開 議

2. 審査事項

〔教育委員会事務局教育部〕

・教育部長挨拶

〔教育総務課〕

予算常任委員会（第二分科会）

・議案第19号 令和8年度那須塩原市一般会計予算

〔学校教育課〕

予算常任委員会（第二分科会）

・議案第19号 令和8年度那須塩原市一般会計予算

〔生涯学習課〕

予算常任委員会（第二分科会）

・議案第19号 令和8年度那須塩原市一般会計予算

〔スポーツ振興課〕

予算常任委員会（第二分科会）

・議案第19号 令和8年度那須塩原市一般会計予算

3. その他

4. 散 会

開議 午前 9時59分

◎開会及び開議の宣告

○佐藤委員長 皆さん、おはようございます。

散会前に引き続き委員会を再開いたします。

ただいまの出席委員は8名です。

それでは、次第により本日の審査に入ります。

—————◇—————

◎教育部の審査

○佐藤委員長 これより、教育部の審査を行います。

初めに、教育部長から御挨拶をお願いいたします。

部長。

○田代教育部長 （挨拶。）

○佐藤委員長 ありがとうございます。

—————◇—————

◎教育総務課の審査

○佐藤委員長 ただいまから教育総務課の審査に入ります。

担当課の皆様、お疲れさまです。

教育総務課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

—————◇—————

◎議案第19号の説明、質疑、討

論、採決

○佐藤委員長 それでは、議案第19号 令和8年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔をお願いいたしま

す。

課長。

○宇賀神教育総務課長 （議案第19号について説明。）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

星野委員。

○星野委員 すいません、131ページの奨学金なんですけど、令和8年度、今まで医療系のほうで給付があったんですが、8年度からはなくなったということですね。なくなった理由は何かあるんですか。もうやらない、向こうからの何か理由はありますか。

○佐藤委員長 課長。

○宇賀神教育総務課長 昨年夏に、来年のお願いというところもさせていただいたところなんですけど、当該病院のほうでも大きなプロジェクトを抱えている、こういったことにより、この病院、那須塩原市のみならず、那須町のほうにも寄附金のほうはしていたようですが、両市町とも打ち切りというような残念なお話をいただいた次第でございます。

○佐藤委員長 星野委員。

○星野委員 今まで、令和7年度まで、たしかこれ60万でしたよね。これは大体3名、対象3名だったと思う。それは今までずっと3名は対象で受けていたんですか。

○佐藤委員長 課長。

○宇賀神教育総務課長 おっしゃるとおりでございます。

○佐藤委員長 星野委員。

○星野委員 じゃ、今後そういうような毎年3名の方がそういった希望があったということで、それに代わる代替的な市としてはその予算は考えないというところ。

○佐藤委員長 課長。

○宇賀神教育総務課長 こちらにつきましては、医療系と分けて、やはり原資の元が病院からというところもありましたので、あくまでも一般と医療系で分けて奨学金の給付制度というものを募集要項として定めておりましたが、今回は一般枠であっても医療系のところに入ってくるというような形にも対応するとか、そういった形のも、引き続きの医療系の進学を希望する生徒への対応もしていきたいような考えでございます。

○佐藤委員長 星野委員。

○星野委員 了解です。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 すいません。物すごく説明が短過ぎて、今度は見つけるのが大変になってしまったんですけど、一括して言われちゃったので。

説明したところじゃなくて申し訳ないんですけども、130ページの会計年度任用職員の給与費のところ、これは総務課か。そっちじゃなくて、変えます。まず、学校施設整備基金積立金7001事業……

〔「何ページ」と言う人あり〕

○齊藤委員 131、ごめんなさい。さっきのは総務課だったから、ごめんなさい。いや、教育総務課と総務課が違う。整備基金の今原資が幾らになっているか、ちょっと分かりますか。

○佐藤委員長 はい。

○菱沼学校施設係長 今年度新たに積み立てる金額とかがありまして、そちらはまだ処理はされていないんですけども、それを含めた額としまして1億1,700万円程度ございました。

○齊藤委員 続きまして、次のページの先ほど説明があったゆめみらい応援給付金は、今現在でどれだけ残っていますか。

○佐藤委員長 係長。

○島田総務係長 昨年度800万円積立てをいただきまして、今年度分として200万円を支出しましたので、600万円にプラス少し利子がついたくらいでございます。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、篤志家の方々って先ほどの星野さんのお医者さんとは違って、毎年来るわけではないと思うんですけども、この効果というか、使う効果ではなくて、篤志家さん募集みたいな周知ってされているような感じはしているんですか、毎年。

○佐藤委員長 課長。

○宇賀神教育総務課長 特に篤志家さん募集というところはしておりませんです。する予定もないです。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 たまたま来て、急遽対応してつくってくれたので、すごいなと思っていたので、なくなっちゃうともったいないので、お金が余っている方はぜひ子供たちに。ちょうど昨日、ちょっとずれちゃいますけれども、投資詐欺で1億2,000万円ほど取られてしまったのがあるとすると、中村さんと一緒にこういうところに使ってもらえるといいと思ったので。すいません、ちょっとずれてしまって申し訳ございません。

あと、ページが替わります。先ほど言った給食費の話は、いろいろ質疑が出たと思うんですけども、国からの補助金のお金だけで、小学校は対応できそうですかというのが聞きたかったんですけども。

○佐藤委員長 課長。

○宇賀神教育総務課長 こちらにつきましては、補助金だけでは対応はできませんので、もちろん今までもそうなんですけど、今までも保護者負担の給食費だけでは賄い切れないので、実際に補助金を

含めて……

○佐藤委員長 係長。

○室井給食係長 小学生の市の負担額になりますが、無償化をした場合の市の一般財源の予算として8,400万程度かかる見込みです。当初、今予算案としては、小学校だけで1億2,000万円かかる予定でしたので、4,000万ちょっとの削減になるという形になります。

○齊藤委員 分かりました。

中学校はそんなわけで、県の補助金だけがあって、市のほうもそこに呼応する形でやるということで、重点支援の地方臨時交付金を使ってやるということなんですけれども、部長からも前説明いただいたんですけれども、1年間はとにかくやっていられるんですけれども、例えば来年の今の時期までにどういった情報を仕入れて、今年度はできるということが分かって、すごくありがたいんですけれども、やっていくつもりなのかという考えは現時点でありますか。来年度始まった瞬間から財源が果たしてあるのかどうかということなんですけれども。

○佐藤委員長 課長。

○宇賀神教育総務課長 以前議長にも御説明したとおりでして、令和8年度はこの交付金を使う予定でございますが、令和9年度以降、これについては国が小学校同様に間髪空けずに、まず中学校をやっていただけといいなと願うとともに、もしそれが可能でなかった場合については、やはり国とか県の動向を注視しながら、よりよい財源、こういったものを見つけて、そういったもので対応して引き続き無償化を継続していきたいなというふうに考えております。

○齊藤委員 分かりました。いいです。

○島田総務係長 すいません、1点だけ訂正よろしいですか。

○佐藤委員長 はい。

○島田総務係長 ゆめみらい応援給付金の現在高なんですけれども、600万円に加えて、今年度1,200万円既に寄附をいただいているので、その分積み増しているんで、1,800万円です。訂正いたします。

○齊藤委員 1,200万円はまた別な篤志家からもらったんですか。

○島田総務係長 1,200万円は同じ篤志家ございまして、今年度決定して、来年度3人分ということで枠をいただいておりますので、その原資に充てるための1,200万円として頂いております。

○齊藤委員 分かりました。ありがとうございます。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。
中村委員。

○中村委員 各支出の中にLED照明器具の使用料及び賃借料が計上をずっとされているんですが、小中学校においても。これは1年間のリース料として考えて、今年で終わって、1年後これは、令和8年度で賃借料でこれで終わりなんですか。それとも、毎年この金額が出ていくんですか。

○佐藤委員長 係長。

○菱沼学校施設係長 リース契約は10年間の契約になっておりまして、令和7年度から令和16年度までの契約になっております。

○佐藤委員長 中村委員。

○中村委員 そうしますと、小中学校に1,100万とか1,200万出しているのが10年間ですから、1億幾らずっと出して、この調理場なんか70万とかいろいろ出ているんですが、そういったものも全部10年のリースの中で契約されて、毎年毎年1,700万、小学校で1,700万、中学校で一千何百万のこういうLEDを替えたというのでよろしいんですね。

○佐藤委員長 係長。

○菱沼学校施設係長 10年この金額でリース料を計

上していきます。

○中村委員 分かりました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

星野委員。

○星野委員 すいません、学校医療費というか、学校医がごきますよね。保健費、中学校、小学校の保健費なんです、学校医と学校薬剤師って中学校……

〔「何ページ」と言う人あり〕

○星野委員 ごめんなさい、中学校が142ページ、小学校が……

〔「学校教育課」と言う人あり〕

○星野委員 ごめんなさい、間違えました。すいません、間違えました。これは違います。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

齊藤委員。

○齊藤委員 すいません、せっかく学校給食の方々が来ているので、使っていて毎年壊れて修繕で載せるものってありますか。

○宇賀神教育総務課長 調理器具関係ですね。

○齊藤委員 学校給食の中で、要はこれは壊れやすく、毎年予算計上していなきゃならないんだみたいな困った製品とか。調べられないので。

○遅沢黒磯学校給食共同調理場長 黒磯調理場のほうで毎年載せているものはないんですが、さっき自動手洗い機、非接触型の中の調理員さんが使う手洗い機があるんですけども、そちらのほうで9台壊れていまして、それを年間3台ぐらいずつ更新というか、修繕のほうをかけていくので、令和7年度から、まだあと2年間ぐらいはちょっと、令和8年度も3台予定してありますけれども、まだもうちょっと全部直し終わるには少しかかるかなと、それは最近、毎年ちょっと上げるような形で修繕のほうは上げております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 例えば、3か所あったらその1台ずつみたいな感じ。

○佐藤委員長 場長。

○遅沢黒磯学校給食共同調理場長 料理室に1部屋に2台から3台あるところの各部屋に故障しているものがばらけているというんですか。それを合わせると9台ぐらいまだ直っていないものがある。アルコールが出ないとか、石けんが出ないとかというようなものがございます。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 それで、例えば総務課のほうで入れましょうと言って出したときに、メーカーが例えば同じ業者が入ったとしたら、壊れるのではないかという想定をした中で、メーカーさんと壊れる理由みたいな分析はして、こういう予算計上をしているのかというのはどうなんですか。何年ぐらいで壊れたかというのは。

○佐藤委員長 場長。

○遅沢黒磯学校給食共同調理場長 黒磯調理場は平成13年築ですので、壊れているのが私が来たときには、もう既に壊れています。

○齊藤委員 そういうことですね。毎年で聞いていたので、最近壊れたやつがまた壊れたのかと思った。分かりました。ほかは大丈夫ですか。

○平田共英学校給食共同調理場長 共英調理場におきましては、供用を開始してから8年目ということもございまして、まだ大きな修繕等はないというような状況で、細かいところでの消耗品の交換とか、そういったケースの修繕は毎年実施していくというふうに考えてございます。

○齊藤委員 はい。

○大木西那須野学校給食調理場長 西那須野調理場です。西那須野調理場は、平成20年ということで、18年ほど経過しております。先ほど、黒磯の場長が申したとおり、ところどころ壊れるところもある

りますけれども、西那須野においては3調理場とも同じですが、調理場自体が、調理を大きく分けると調理するところと、食べ終わった食器を洗うところ、洗浄室と呼んでいます、2つ大きくあります。調理場に見学とか、中を見られた方は想像つくかと思うんですが、各調理場が大きなもう工場のような形になっています。それぞれ作るところも大きな鍋があったり、洗うところには食器の洗浄機やお盆の洗浄機、それぞれ専用の洗浄機が、マシーンがまさに、大型機械が入っています。それぞれ1台ずつとかで入っているんですが、先ほどの御質問のように毎年壊れるという質問に対しては、1つの道具といいますか、1つの洗浄も部分的に例えば入るところのモーターが壊れますとか、出口のセンサーが壊れますとか、経年劣化もありますが、毎日お湯、水、蒸気等々を使っていますので、どうしても予測できないところもございます。ただ、その一方、メンテナンスといたしますか、業務委託でそれぞれ洗浄器具ですとか調理器具の保守点検等も行っていますので、その際に指摘を受けたものは計画的に予算計上をお願いしているところです。それ以外のもの、軽微なものは、都度やはり、部分部分が壊れているところがございます。よろしく申し上げます。

○齊藤委員 ありがとうございます。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 すいません、しゃべっていただいてありがとうございます。

ついでに、この西那須野調理場の例えば工事請負費で、既存の更新と書いてあるじゃないですか。この表現は普通の入替えではなくて、既存のものを何か使ってと、この表現はどういうふうに捉えればいいですか、9,000万。

○佐藤委員長 場長。

○大木西那須野学校給食調理場長 既存更新という

表現ですけれども、予算の項目の書き方、上げ方に対して、市で全体で統一している表現がございます。その中で、工事請負費でしたら既存更新ですとか、あとは新設の部分です。何かといいますと、もともとあるものを直すような場合には、既存のものを更新という形になりますので、例えばですけれども、エアシャワーとか蒸煮冷却機改修というものは、現物が、蒸煮冷却器がありますし、エアシャワーもありますので、それらを新しく導入するのではなくて、既存のものに対して入れ替えるということから、工事請負費でも既存更新という表現を市全体で統一して使っています。

以上です。

○齊藤委員 分かりました。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 ありがとうございます。

じゃ、その下段ですね、共用器具費でスポットクーラーと書いてあるんですけれども、これやっぱり場内が暑いから夏用に対策するという経費でよろしいでしょうか。購入と書いてあるんです。その下段です、エアシャワーの下。

○佐藤委員長 課長。

○宇賀神教育総務課長 こちら、令和7年度、これについてはレンタルしていたんですけれども、実は2年ちょっとぐらいの計算で元が取れてしまうというところで、なかなか大規模な空調設備の整備というのは調理場は難しいので、ここは5台分購入しようと考えております。

○齊藤委員 分かりました。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 ほかのセンターには書いていないんですけれども、大丈夫なんですか。

○佐藤委員長 課長。

○宇賀神教育総務課長 共英調理場には全室エアコンが入っておりまして。

○齊藤委員 失礼いたしました。新しいんだよね。
黒磯は。

○宇賀神教育総務課長 黒磯も入ってはいないんです
が。

○佐藤委員長 場長。

○遅沢黒磯学校給食共同調理場長 黒磯調理場につ
きましては、3台スポットクーラーが常にあるん
ですが、やはり故障気味のところがあるので、今
年度のほうで新たに入替えをしております。なの
で、令和8年度に計上していません。

○齊藤委員 なるほど、失礼いたしました。
分かりました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。
林副委員長。

○林副委員長 34ページ、学校管理総務費、その他
負担金、刈払機取扱作業講習会の積算根拠を教え
てください。

○佐藤委員長 係長。

○島田総務係長 こちらが刈払機の講習を既にやっ
てくれているところがありまして、そこに受講す
る費用になりますが、3名分を計上して。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 誰が受講するのか教えてください。

○佐藤委員長 係長。

○島田総務係長 学校の用務員さんで、定期的に受
講していただいているところなんですけれども、
順番、順番で受講していただいております。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 じゃ、学校の環境整備としての刈払
いと草刈りとかは用務員さんがされているという
理解で。

○佐藤委員長 そのとおりでございます。

○林副委員長 分かりました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。
星野委員。

○星野委員 すいません。132ページの学校給食業
務管理費の中で、給食費返還金とあるんですが、
これはどういう理由で返還されるんですか。これ、
額は大了したことない、1万7,000円なんですけれ
ども。

○佐藤委員長 係長。

○室井給食係長 こちらは、過年度分、これ令和8
年度予算なので、令和7年度中の年度末、3月に
引越しをされたりとかしてしまって、余計に保
護者負担金、給食費を納めてしまった方に対して、
年度が閉まってしまったので、その分を返す場合
に予算として計上しているものです。

○星野委員 そういうことね。ミスとかそういうこ
とじゃなくて。取り過ぎちゃった分、余計に。い
いです。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 ここには掲載されていない負担金と
いうところの考え方についてなんです、以前、
小学校の通学時に車での送迎が多いことにより、
教員が交通整理をしなきゃいけないということで、
課長のほうに相談させていただいたことがあつた
かと思うんですが、その際、警備等の検討をとい
うことはあつたかと思うんですが、ここは負担金
として新たにそういったことは考えることはでき
なかったのか伺います。

○佐藤委員長 課長。

○宇賀神教育総務課長 こちらについては、残念な
がら委員のほうにはお答えできていない状況です。
ただ、検討はしたところなんですけれども、必要
としている学校と、そうでない学校と、やっぱり
警備員さんの費用というところも学校の行事って、
例えば今回インフルエンザとか感染症が多い時期、
こういったところについては、日々の下校時刻と
いうのが流動的になります。そうなってくると、
警備員さんをそこまでうまく活用できるというの

も、なかなか警備会社ともうまく調整もできませんし、なかなかちょっと警備員さんを配備するところ、というのが難しい状況ではありますが、できるような対応策というのは、引き続き検討はしております。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 そのように学校現場での教員の不足等も今日の新聞にも出ているように、少ない人数の限られた中で、困っている部分などの調査などはされたのか伺います。市内全部の学校に。

○佐藤委員長 課長。

○宇賀神教育総務課長 特別、何か困り事相談みたいな形でのヒアリングというのは実施はしていませんが、今回、当初予算、これを計上するに当たりましては、全校どういったものが必要ですかとか、困っていることとか、そういったところも含めて予算の部分をヒアリングするとともに、全体的に何か先ほど申し上げてくださった駐車場の不具合ですとか、そういったところについてのお話もいただいているのが現状で、これについては用務員さんの現状を把握するに当たっても、今年に入ってから2回ヒアリングを実施しておりますので、そういったところで、学校現場の不具合については生の声を拾っているような状況です。

○佐藤委員長 副委員長。

○林副委員長 じゃ、引き続き聞いていただくよう要望して終わりにします。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。
ありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終結いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第19号 令和8年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第19号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

教育総務課の所管の審査事項は以上となります。
ここで暫時休憩とします。

休憩 午前10時37分

再開 午前11時10分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎学校教育課の審査

○佐藤委員長 ただいまから学校教育課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

学校教育課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。



◎議案第19号の説明、質疑、討

論、採決

○佐藤委員長 それでは、議案第19号 令和8年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○大蔵学校教育課長 （議案第19号について説明。）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

林副委員長。

○林副委員長 137ページ、宿泊体験館管理運営費で893万円の減であったというところなんですが、こちらは施設の管理運営に関する減であり、メープルを運営するに当たっての教育の質には関係なかったのか伺います。

○佐藤委員長 どうぞ。

○印東児童生徒係長 こちらにつきましては、令和7年度でメープルの子供たちが宿泊で使う親子室とかがありまして、そちらにエアコンを設置する目的で工事費及びその工事の設計委託費を計上していたんですが、当初、メープルのほうが元学校施設でありますので、学校につけるような大型のエアコンなんかを計画していたんですが、実際に現状に合わせて、家庭用のちょっと大きめのエアコンぐらいで済むだろうということで、工事費が大幅に下がりまして、それに伴って設計委託費なんか也使わなくて済みましたので、その分の減額

という形になってございます。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 じゃ、計画に対して計画の変更があって、施設の準備で予定していたより少なく済んだという理解でよろしいですか。

○佐藤委員長 課長。

○印東児童生徒係長 教育の質が低下するとかという面では、全然御心配ないということで、よろしくお願いします。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 じゃ、理解しました。現在、メープルの管理運営と教育の分野で伺いたいんですが、今回、プリズムもできてきて、多様な学びというところでは選択肢が増えたところだと思うんですが、メープルの現状としては、利用される児童生徒の推移と、令和8年度に対しての考え方、あと現在の教員の利用者に対しての量、教員の量が足りているのか、どのような現状なのか教えてください。

○佐藤委員長 どうぞ。

○後藤児童生徒サポートセンター所長 推移についてですけれども、メープルの利用については、令和5年からのデータから見ると、特に増減が大きいわけではないんですが、登録している児童生徒数は増えていると思います。数が変わらないというのは、受入れには上限があるので、そこで変わらないんですが、登録している児童生徒数は増えているということになります。ということで、少しメープルの上限の8人までが限度なんです、1日の利用が。その中でうまく調整をして入れているので、登録数が増えているので、実際にはちょっと増えてきているのかなというところもあるんですが、今、実際の数字で見ると、突然のやっぱり行けないという子がいたりとか、あと今年はインフルエンザがちょっと流行ったので、

そのときに来られないということもあるので、その辺の増減はあります。

来年度につきましては、メープルをプリズムのほうでも使うということになりますので、その分一般のプリズムではない児童生徒の受入れがどのように変化するかというところはあると思うんですけれども、それでもなるべく受け入れる方向で、メープルのほうも考えているところです。

以上です。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 じゃ、登録している児童生徒は増加傾向ではあるが、メープルの現状としては待機していただいている、受け入れられない状況がある、そしてまた、令和8年度はプリズムでも活用することに対して、さらに受入れを待機、おうちで待っていただく方も増えるという理解でよろしいですか。

○佐藤委員長 所長。

○後藤児童生徒サポートセンター所長 うちで待機というお子さんもいますが、学校に行きながらメープルに行ってエネルギーをためる子もいますので、必ずしもひきこもりという形ではないんです。メープルに来る子は、基本送迎が学校になっているので、学校には来られるんですね。そこを学校とつなぐところというふうにも考えておりますので、そういう考えでいくと、待機といっても学校には行けている子もいるということになるかと思います。あと、メープルのほうではどうしてもメープルにも来られないという子に対して、先生たちが時間をうまく使って訪問支援ということをやっています。メープルの職員が学校のほうに行って、そこで子供たちと慣れて、そうしたらメープルに来られるようになるとか、そういうようなやり方もしているところですので、何とか時間のやりくりをつけながら、なるべく受け入れられる

ように、子供たちがメープルにも来られるように、学校に行けるようにというものの配慮をしているところです。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 じゃ、そういったアウトリーチでメープルの先生方が児童生徒のところに伺っている状況であるということも理解したんですが、現状、それでメープルの職員数で足りているのかを伺います。

○佐藤委員長 お願いします。

○後藤児童生徒サポートセンター所長 現状足りているところというか、メープルの建物と職員数とということで、それで上限がある程度決まって送迎もしなければいけないので、車のこともあるし、それでいくと、今の現状で足らせているのかな、足りている状況にはなっているのかなとは思いますが。今、とてもじゃないけれども、人が足りないということは伺っていないです。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 じゃ、現状の職員数でできることをやるというところは理解したところなんですけど、なかなか行きたくてもまだちょっと行けない状況で、待っている児童生徒に対しては、どういうふうに考えるのかを伺います。

○佐藤委員長 どうぞ。

○後藤児童生徒サポートセンター所長 今のところ、それぞれのお子さんと学校と保護者とで、月に1回の利用、あと週に1回の利用から月に1回の利用ということにしているんです。その中で、うまく調整をしていって、希望には合っているのかなと。かなえることはできている状況と考えております。ですので、待機してもらっているのかという感じではなく、何とか今の人数であれば、入れている状況というところかと思います。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 やりくりをされて、御苦労されているところも理解しました。

続いて伺います。

139ページ、小学校保健費、報償費、教職員メンタルヘルス研修会の講師について費用がついているかと思うんですが、教職員のメンタルヘルスについて、どのような状況なのか伺います。

メンタルヘルスの研修会の講師がどのような費用対効果を生んでいるのか伺います。

〔「費用対効果」と言う人あり〕

○林副委員長 研修会の講師の具体的な積算根拠を伺います。

○佐藤委員長 課長補佐。

○高野学校教育課長補佐 例年というか、今回は税込みで13万2,000円、一人当たり13万2,000円を予定しております。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 13万2,000円の研修会を何回やるのか伺います。

○佐藤委員長 課長補佐。

○高野学校教育課長補佐 今回の予算では、1回を予定しております。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 じゃ、研修会の対象となる方はどのような方。

○佐藤委員長 課長。

○大蔵学校教育課長 例年、管理職、校長先生または教頭先生、両方のときもあるんですが、管理職を対象として、弱い部下職員への支援の仕方とかサポートの仕方という形でお話をいただいています。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 じゃ、メンタルヘルスの管理職が研修会を受講して、自分の学校教育現場でのメンタルヘルス力を上げるための研修だということ。

理解しました。

以上です。

○佐藤委員長 ほかに質疑はありませんか。

齊藤委員。

○齊藤委員 135ページの一番下になっちゃうから、次のページにいっちゃうんですけれども、DXのところの136になっちゃうのか、のところなんです。委託料、統合しているので、昨年まで地域活性化企業人というその他の負担金があったんですけれども、今回ないんですが、これの理由をまず聞かせてください。

○佐藤委員長 係長。

○渡辺学校みらい係長 こちら、昨年度はフルタイムの方を希望してしまして、フルタイムの予算は負担金ということで計上していたんですが、今年度については副業型のタイプで、要はフルタイムではなくて、パートタイムの方を実際に、今年度ももう既に来ていただいているんですが、来年度も引き続きお願いしたいというところで、委託料のほうへ算入しております。

○齊藤委員 書いていない。書いてある。書いてはない。

〔「それは記載がないです」と言う人あり〕

○齊藤委員 ないよね。じゃ、分からなかったんだ。了解しました。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 じゃ、その下、先ほどこの大型に予算が積まれたんですけれども、多分見ていくと、使用料の教育コンテンツ配信サービス、これが多分去年なくて、これが値段が高いのかなと思ったんですけれども、先ほど、職員の負担軽減も含めたという話だったんですが、こういったものなのかちょっとお伺いしたいんですけれども。

○佐藤委員長 係長。

○渡辺学校みらい係長　こちら、教育コンテンツ配信サービスは、いわゆるデジタル教科書を開くための、開くためといいますか、ハブになる各社いろいろな仕様の教科書になっていまして、それぞれアクセスの仕方が違うと運用しづらいというのがありまして、それをポータル、玄関口的に集約できるものは集約しているというもので、こちら、予算額としては、昨年度もこちらは予算を計上していたと思うんですが、15万円ぐらいだったと。

○齊藤委員　そんな安いんですね。

○渡辺学校みらい係長　はい。

○齊藤委員　分かりました。

じゃ、入り口をということですね。各ところに飛んでいくということですね。分かりました。すいません。

○佐藤委員長　齊藤委員。

○齊藤委員　じゃ、続きまして、外国語の事業費なので、8001事業ですね。もう何回も聞いているので分かるんですけども、今回、台湾のほうに行くために、夏季短期の留学支援事業と外国語の指導助手が一緒になっちゃっているんで、この金額の内訳、ちょっと聞いていいですか。

○佐藤委員長　係長。

○渡辺学校みらい係長　こちら、A L T の費用については来年度の予算としては、例年同様、現在契約期間中なので、1億626万円です。台湾の派遣の費用、夏季短期留学支援事業については159万1,000円。そのほかのほうでは、国際交流協定締結支援で165万円になっております。

○齊藤委員　分かりました。

○佐藤委員長　齊藤委員。

○齊藤委員　すいません、それで、ちょっと一番最初に説明してくれた債務負担行為が2億ちょっとでしたよね、言ったやつ、3年間ではないんですか。3年間の債務負担行為ではないんですか。あ

れ2年間なんですかね。大体1億かかっているのに、3年間、来年度から使うから3年間という表現なのか、基本2年間分の債務負担行為なのかどうかというのは、ちょっと分からなかったの。3年、どちら。

○佐藤委員長　係長。

○渡辺学校みらい係長　こちら、任用の配置の方式の見直しを現在検討しておりまして、今年度までの契約は派遣委託ということで、直接任用しない形での派遣という形で配置しています。次の契約については、直接任用する方式に配置の方式を見直したいと考えていまして、直接任用になりますと、直接雇用者になりますので、採用したA L T の方たちの日常生活支援を多少なりしなくてはならないというところもございまして、日常生活支援の部分を委託するための費用ということで、今回債務負担行為の設定をさせていただきました。

○佐藤委員長　齊藤委員。

○齊藤委員　じゃ、このA L T のかかる費用ではない費用ということですよ。

○佐藤委員長　係長。

○渡辺学校みらい係長　直接委託で生活支援をしていただく業者に委託する費用であって、A L T たちの報酬としては、別な科目のところへ載って、9年度に載っていきますので、今回はこちらには計上しておりません。

○佐藤委員長　齊藤委員。

○齊藤委員　すいません。そうすると、その理由というか、あと効果、派遣が駄目になっちゃってそうしたのか、それともちょっとでも経費が浮くという理由。昔直接やっていて派遣に回したのに、また直接に戻っているんですけども、その理由もちょっと聞きたいんですけども。

○佐藤委員長　係長。

○渡辺学校みらい係長　こちら、現在の派遣委託の

方式で配置しますと、市で単費で、全額単費で賄わなければならないというところがありまして、こちら、直接任用の方式で交付税を活用できる形式に見直せないかというところで、検討しているところです。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 じゃ、一応効果があるということですよ。単費を節約できるということですよ。分かりました。すいません。

じゃ、次、細かいですけども、教育相談費の10001事業の不登校担当者等合同研修会講師とあるんですけども、どういった方を呼んでいるんですか。どういった方を呼んでいるのと、誰が聞いているのか。すいません、2つお願いします。

○佐藤委員長 課長。

○大蔵学校教育課長 市のスクールカウンセラーとして雇用されている方に来ていただいております。

○齊藤委員 誰が聞くんですか。

○大蔵学校教育課長 教職員ということ。

○齊藤委員 不登校担当職員とかではないんですか。

○大蔵学校教育課長 基本的に各学校で係でつけている不登校担当職員。

○齊藤委員 でいいですよ。教職員になっちゃうと全員なのかなと。

分かりました。確認させていただきました。ありがとうございました。

じゃ、次にいきます。細かくてすいません。

次のページの同じ項目になるのか、中段あたりに委託料で宿泊館メープル送迎バスという項目が増えたのかどうか分からないんですけども、また書いてありますという失礼なんですけど、昨年度ここになかったような気がするんですけども、これをちょっとまた教えてください。

○佐藤委員長 係長。

○植木学校指導係長 表現上、宿泊体験館メープル

送迎バスとあるんですけども、プリズムに入る子供たちが週に1回総合学習の一環でメープルのほうに行っているような活動をするというのがありますので、その送迎に伴うバスの委託料になります。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 なるほど。分かりづらいです。いや、その後、実は宿泊館に入れるのに、何で下に項目を入れないのと聞こうと思ってたんですけども、一応別事業ということで認識で。多分これ、表記を変えてくれたほうがいいのかと思います。宿泊館メープルにバスを出すようになったんですかと聞くようになっちゃうので。ちょっと保護者が行けないからといきなり増えたのかなと思ったので。分かりました。了解いたしました。

もうちょっと。いつも聞いているんですけども、小学校の就学支援費の要保護と準要保護の人数、小中学校を教えてもらっていいですか。

○佐藤委員長 課長補佐。

○高野学校教育課長補佐 まず小学校の準要保護の人数なんですけれども、令和7年度でよろしいですか。

○齊藤委員 いいですよ。何人見込んでいると言え、この予算が立っているでしょうから、何人を見込んでいますでもいいですけども。

ちょっと一旦探しておいてもらってもいいですか。どうせ中学校も聞かなくちゃならないので、できれば予算立てした金額なので、何人見込んでいるでいいと思うんですよ。出そう。でなければ別の話を聞くけれども。

○高野学校教育課長補佐 予算立てしている人数でよろしいですかね。

○齊藤委員 いいんです。

○高野学校教育課長補佐 じゃ、まず準要保護の小学校なんですけれども、653人。

○齊藤委員 を見ているということですね。

○高野学校教育課長補佐 見ているということです。
 ただ、その後追加で入ってくる方たちもいるので、
 その方たちは100人で見込んでいます。

○齊藤委員 100プラスの見込みということですね。

○高野学校教育課長補佐 中学校が……

○齊藤委員 要保護は。

○高野学校教育課長補佐 要保護、お待ちください。
 要保護は3人で見ています。

 もらえる費目が決まっているんですが、まず要
 保護の人数としては12人。ただ、修学旅行費がも
 らえるんですね。

○齊藤委員 個別でもらえるやつもカウントでしち
 やっているということですね。

○高野学校教育課長補佐 そうです。なので、修学
 旅行費で該当するのは3人で見込んでいるという
 ことです。

○齊藤委員 それ以外の人数は別な科目も含めた定
 数ということですね。

○高野学校教育課長補佐 そうです。

○齊藤委員 分かりました。
 中学校を、じゃ。

○高野学校教育課長補佐 続いて中学校になります。
 まず、中学校準要保護が370人、これ当初の認
 定で予定している人数。追加認定で予定してい
 るのが21人。続いて要保護が5人見込んでおりま
 して、うち修学旅行費が対象になるのは、やはり途
 中で認定になる子もいるので。

○齊藤委員 いいんです、見込みですから。

○高野学校教育課長補佐 6人で見込んで、1人多
 く見込んでおります。

○齊藤委員 ありがとうございます。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 すいません。大変な思いをさせちゃっ
 て。素朴な疑問なんですけれども、中学校に上が

ると、これ何で減るんですか。普通スライドで、
 そのままだったら中学校に行っても600人行くは
 ずなのに、半分くらい減るんですよ、いきなり経
 済力がつくとか。

 〔「そういうわけじゃないでしょう、1年」
 「3年生」と言う人あり〕

○齊藤委員 そういうことか。3年だから半分だ。
 失礼いたしました。分かりました。ありがとうご
 ざいます。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 じゃ、最後、ごめんなさい、ちょっと
 忙しくて。今度は141の中学校教育推進費1001事
 業です。この中の一番下段、補助金なんですけれ
 ども、スポーツ等振興の1,000万の内容と、あと
 その下段、下、中学生交流の事業の運営費につい
 て、まずスポーツ振興等の内容、何をしているの
 という質疑と、あと海外交流費のほうは何かの付
 け替えで出したものかどうかというのを、両方聞
 きたいんですけれども、大丈夫ですか。

○佐藤委員長 係長。

○植木学校指導係長 スポーツ振興等の補助のほう
 から説明させていただきます。

 こちらにつきましては、中学校の子供たちの部
 活動の大会の送迎をしております。主に男子、女
 子というのもございますので、各中学校で部活動
 が実施している学校と加入している人数、それで
 金額等の補助を決めておりますので、そういった
 ものの人数を積算して算出をさせていただいてお
 ります。

○齊藤委員 送迎。

○植木学校指導係長 バスですとか、あとは大会と
 かの。

○齊藤委員 親善大会。

 〔「学体連大会とか」と言う人あり〕

○齊藤委員 学体連関係だから、教育関係の大会の

バスということでもいいんですか。

○植木学校指導係長 そうですね、県大会とかそういった。

○齊藤委員 学校体育ですよ。

○植木学校指導係長 そうです。

○齊藤委員 分かりました。
下の。

○佐藤委員長 係長。

○渡辺学校みらい係長 中学生海外交流事業の、これは中事業の統合によりまして、昨年度は単独で別の中事業だったところ、こちらに統合してきたもので、金額、これはリンツに派遣するのとホームステイの受入れに要する費用で、実行委員会に交付する補助金です。

○齊藤委員 値段って同じですか。

○佐藤委員長 係長。

○渡辺学校みらい係長 こちら、昨年度と比較しまして218万3,000円の増額になっております。

○齊藤委員 増額の理由は。

○佐藤委員長 係長。

○渡辺学校みらい係長 こちら、航空券代の。あと、ユーロに対する円安というところが大きく影響しております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 どんどん進んでいっても頑張って出すのかなと思っているんです。いや、為替というか、円高、円安で変わっちゃっている中でやるためには、予算が増えてでもやるという考えで今回も出しているんですか。

○佐藤委員長 係長。

○渡辺学校みらい係長 こちら、あくまで補助事業というところで、総事業費算出した中で、実は来年度については個人の負担金額、こちらは見直そう、増額による見直しを考えておりますので、それと全体の物価が上がっているの、そこを負担

金との兼ね合いを調整を取りつつ、可能な範囲で実施していきたいと考えています。

○齊藤委員 分かりました。

すいません、聞いてばかりで。

以上です。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。
松野委員。

○松野委員 すいません、私分らないのでお聞きしたいんですけども、139ページの小学校教育推進費1001事業で、外国人児童生徒教育相談員日本語教育サポーターというのは、どういった方が着任されて、どういった活動をされているのかお伺いしてよろしいでしょうか。

○佐藤委員長 係長。

○渡辺学校みらい係長 こちら、相談員の方のほうは英語以外の言語への翻訳なんかをお手伝いいただいたり、サポーターの方は必要に応じて、年間数日ぐらいのところで支援に学校に直接来ていただいているというようなところです。

○佐藤委員長 松野委員。

○松野委員 相談員の方というのは何名いらっしゃるんですか。

○佐藤委員長 係長。

○渡辺学校みらい係長 こちら1名です。

○佐藤委員長 松野委員。

○松野委員 じゃ、1名で市内の小中学校全部対応されているということなんでしょうか。

○佐藤委員長 係長。

○渡辺学校みらい係長 こちら、予算は十分に取ってはいるんですが、需要がないという。

○佐藤委員長 松野委員。

○松野委員 需要がないということは、ほとんど相談件数が年間を通してあまりないということですか。

○佐藤委員長 係長。

○渡辺学校みらい係長 現実的に、相談員とはなっているんですが、学校から出る通知文を日本語からスペイン語に翻訳するといったところが、実際やっている業務内容となっていて、現実、今アプリで結構対応できてしまうところがありますので、需要が。あと、コロナのときは大事な難しい通知がたくさん出たので、いろいろ翻訳はお願いしていたんですが、平常時に戻ってからは、特に誤解がないようにお伝えしなきゃいけないというような内容も減ってきているというところで、需要が減っているという状態にあります。

○佐藤委員長 松野委員。

○松野委員 やっぱ文明の利器が強いということですね。

じゃ、すみません、あともう一つお聞きしたいんですけども、同じく139ページから140にちょっとまたがるんですが、小学校保健費の5001事業と142ページの同じく中学校の保健費のほうで、両方に教職員のストレスチェックというのがあるんですが、これは大体どのぐらいの頻度で行われているんでしょうか。

○佐藤委員長 課長。

○大蔵学校教育課長 年1回の実施で、業者のほうに委託しまして、同じようなアンケート形式のものをやっております。

○佐藤委員長 松野委員。

○松野委員 そういったストレスチェックをすることで、教職員に対してどういった効果があるんでしょうか。

○佐藤委員長 課長。

○大蔵学校教育課長 こちら、業者から結果の戻りがございますので、学校単位で例えば仕事の量とか質とか、人間関係とかということで、要は傾向ですね、こういうものを分析できるということで、あとその結果については、各学校ごとに副参事の

ほうで各学校に戻して、管理職に戻させていただいて、対応と一緒に協議していくという。

○松野委員 ありがとうございます。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 すいません、さっき聞き漏らしちゃったので、135ページ、学校指導総務費、その他委託料の発達支援ウェブ相談の金額とどのぐらいの数を見込んでいるのか教えてください。

○佐藤委員長 課長補佐。

○高野学校教育課長補佐 月4回で9か月を見込んでおります。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 それでトータル幾らなんでしたっけ。

○佐藤委員長 課長補佐。

○高野学校教育課長補佐 11万8,800円を見込んでいます。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 この対象となる児童生徒は、このウェブ相談をお願いしている病院に通院している児童生徒に限るところなんですよ。

○佐藤委員長 副参事。

○金子学校教育課副参事 そのとおりでございます。

○林副委員長 分かりました。

じゃ、続けて。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 じゃ、診療やりハビリの状況も理解した上で、病院側と教職員が対応について相談ができる状態だということだと思うんですけども、多分、もしかしたらですよ、通院していない人、児童生徒でも発達に関する部分で教職員は困っていることがあるかもしれないんですが、この部分に関しては、発達のウェブ相談以外で何らかの対応を考えているのか、それとも現状維持なのか教えてください。

○佐藤委員長 副参事。

○金子学校教育課副参事 まず、そういった発達にちょっとやっぱり課題があるとか、そういったお子さんについては、学校でも支援については力を入れているところです。なので、例えば外部からカウンセラーの先生に見ていただいたりとか、そういった専門家の方を授業中に入れることもありますし、あとはこちらで持っている医療相談、医療相談で、まず医療機関のちょっとハードルが高いというお子さんに対しては、市のほうで持っている事業で医療機関にまずつなぐというところから始めているところがございます。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 じゃ、多様な資源を活用しながら、学校側では困り感について対応しているところだと思んですが、傾向としては年々増加傾向で学校は対応しているのか、それとも数年維持なのか、状況は変わらないのか教えてください。

○佐藤委員長 副参事。

○金子学校教育課副参事 医療相談については、まず年の枠が決まっているんですが、それはほとんど全て埋まってしまう。なので、基本的には数が減っているとか、そういうことは今はない状況です。じゃ、増えているのかといいますと、そこについてはどのぐらい待機があるのかというのは、学校で断ってもらっているところもあるので、ちょっと正確な数字はすいません、今持ち合わせないんですが、支援が必要なお子さんが減っているという声は学校からは上がっておらず、どちらかというとなかなか大変な子は年々増えているというような、そういう所感を持っております。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 そうすると、西那須野、発達支援センターに親御さん等が自分から連絡をして、保育所等訪問というのを活用して外部の人材を入れての支援というのは、手帳を持っている場合には、

意見書を持っている場合は活用できていたかと思うんですが、そういったことが使えるよというのは、学校側では全ての管理職は理解しているんでしょうか。

○佐藤委員長 課長。

○大蔵学校教育課長 管理職にそういうことを周知して努めているという、努力しているというのが、正直現実だと思います。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 じゃ、管理職にはそういったものがあるということは通達はできているというところですかね。分かりました。

以上です。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

齊藤委員。

○齊藤委員 すいません、1個教えてもらっていいですか。ちょっと大変なんですけれども、歳入、あつたじゃないですか、表。そののさっき私が聞いた要保護、準要保護の部分の歳入のところをちょっと見ているんですけれども、歳入の表でいくと、多分3番と8番、確認できますか。ここで、多分要保護が半分でしたっけ、補助金、国からの補助金。

〔「2分の1です」と言う人あり〕

○齊藤委員 2分の1ですよ。

それで、例えば中学校の8番のほうを見ると27万2,000円じゃないですか、2分の1で。となると、じゃ、こっちに戻ってきて、要保護の人数、さっき見ているのが3人と書いていますよね。そのどの部分にかかった半分になるのと聞いたかかったんですけれども。多分、あと半分は市で出すということですよ。だから54万円程度の何かがあるということですよ。そうすると、準要保護に対する物品、6人だ。そこにだけかかっているものが半分来るという解釈だけでいいんですか。

○佐藤委員長 課長補佐。

○高野学校教育課長補佐 要保護、修学旅行費の6人で見ている修学旅行費の半分ということで、算定はしております。

○齊藤委員 分かりました。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 すいません、これって全部あと単費ですか。残り。

○佐藤委員長 課長補佐。

○高野学校教育課長補佐 そのとおりです。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 国の半分というやつは、修学旅行のその部分しか見なくて、あと準要保護に関しては全部単費。

○佐藤委員長 課長補佐。

○高野学校教育課長補佐 補助金の対象になるのは、本当に要保護の費用だけですので、準要保護のほうは単費ということになります。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 大変ですね。ということで、伸び率というか、多分どんどん増えているんですけども、基準は変えているわけじゃないんですか。

○佐藤委員長 課長補佐。

○高野学校教育課長補佐 各費目の単価については、必ず国から年度末に基準が示されますので、その基準に基づいて変更はしております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 その費目が増えて、増えているのか、人が増えて費目は変わらず増えているのかというのは分かりますか。

○佐藤委員長 課長補佐。

○高野学校教育課長補佐 費目はちょっと前に、やはりインターネットが増えていまして、オンライン教育の費用というものが新しく増えたということがあります。

あとは、単純にやはり物価高で単価も上がってきているというのがありますので、人数が減ってきてても、ちょっと単価が上がってきて、なかなか金額が減っていないという部分もあるかと思います。

○齊藤委員 分かりました。ずっと半分かと思っていた。了解です。大変です。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。
星野委員。

○星野委員 すいません、さっき間違っていますけれども、139ページの小学校の保健費なんです、小学校は2,400万なんですよ。141ページの小学校の学校医は1,200万かな。これってこの金額の違いって、やっぱり学校数なんですか。やっぱり担当数が替わって、学校が多い少ないで金額が違うんですか。

○佐藤委員長 課長補佐。

○高野学校教育課長補佐 お見込みのとおり、学校数はやはり小学校と中学校数で違いますので、それによって担当している学校医の数も違ってきますので、小学校のほうが多いということになっております。

○星野委員 そうすると、例えば学校医は小学校と中学校でやることというのは違うんですか。学校医としての、薬剤師としての。

○佐藤委員長 課長補佐。

○高野学校教育課長補佐 基本的には同じ健診の担当をしていただいているので同じですが、中学生で見る、ちょっと一部見る項目が違う健診がありますが、ほぼ同じ健診を行っていただいております。

○星野委員 単純に考えちゃって、1名1名ですよ、中学校1名、小学校1名ですよ。2名の学校医として、変な言い方ですけども、2名の学校医として小中学校に2名のやって、予算という

のは下がらないものなんですか。例えば、これは中学校は中学校だけ、小学校は小学校だけとなっているので、当然、別々の契約というか、予算を含むと思うんですけども、これはすいません、素人考えで申し訳ない。2人の学校医を、小中学校の契約をして、それはあと両方見る、そうすると、予算額が下がっていくというのにならないんですか。それとももう無理だと、やっぱりそれは現実的には無理なんですかね、やっぱり。2人のやつを小中学校を見るということが無理なのか。

いいです。分からなければ検討でもいいですし。

○佐藤委員長 課長補佐。

○高野学校教育課長補佐 こちらについては、やはり医師会との協議に基づいて行っているものでございまして、やはりそれぞれの学校でまず基本額で計算している部分と人数割で計算している部分でお出ししているところがあるので、今後もしそういうことであれば、医師会とのやはり協議というところが必要になってくる。

○星野委員 分かりました。

すいません。あと1つだけ教えてもらいたい。142ページの中学校就学支援費の中で、先ほど要保護の下の特例支援教育就学奨励費、この内容を教えてもらえますか。これはどのような。

○佐藤委員長 課長補佐。

○高野学校教育課長補佐 これは、対象としている児童が支援教室に通っている子たちが対象となっております。通常学級ではない子たちで、さらに所得基準がやはり、所得基準を満たしているというんですか、方が対象となっております。出している費目はほぼ同じで、やはり学用品費とか、オンライン授業費とか、そういったもので、中身は変わらないものになっております。

○星野委員 分かりました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第19号 令和8年度那須塩原市一般会計予算は原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第19号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

学校教育課の所管の審査事項は以上となります。ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 零時07分

再開 午後 1時19分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎生涯学習課の審査

○佐藤委員長 ただいまから生涯学習課の審査に入ります。

担当課の皆様、お疲れさまです。

生涯学習課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

◇

◎議案第19号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 それでは議案第19号 令和8年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○伊藤生涯学習課長 （議案第19号について説明。）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

林副委員長。

○林副委員長 152ページ、文化振興費の中の補助金、郷土芸能保存団体活動費の積算根拠を伺います。

○佐藤委員長 係長。

○戸井田文化振興係長 文化振興費の郷土芸能保存団体……

○林副委員長 152ページの上から2行目になりますかね。

○戸井田文化振興係長 郷土芸能保存団体活動費補助金と言うのは、文化財に指定されていない郷土芸能団体に補助するものでございます。2万円で

1団体、2万円までで10団体20万円、14万円の太鼓の団体への補助、同じく7万円の太鼓の団体の補助というものを積算して20万円と14万、7万円で合計で計上しております。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 生涯学習推進プランの中で、各地域にそれぞれが歩んできた歴史とその中で育まれた文化と伝統があります。少子高齢化により、こうした文化伝統が失われてしまうことがないように、担い手の育成や伝統芸能の普及支援を行っていきますとありますが、年間2万円までで文化芸能の登録されていない団体のそれぞれの活動が維持できるのかを伺います。

○佐藤委員長 係長。

○戸井田文化振興係長 2万円というと少額な感じなのですが、今のところは皆さんの活動団体に集める会費、寄附金、出演料などを充てて年間活動を実施していただいております。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 じゃ、これらの配布団体の皆様からの意向などを調査などはしているのか伺います。

○佐藤委員長 係長。

○戸井田文化振興係長 この補助金についての調査というのは、特に行っていないんですが、やはり年に一度、保存会として会費をいただいておりますので、そこで活動状況についてお伺いしております。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 じゃ、伝統芸能継承という意味では、現在団体のほうからは特に大きく何か御意見等があるわけではないという理解でよろしいですか。

○佐藤委員長 係長。

○戸井田文化振興係長 今のところはないです。

○林副委員長 分かりました。

続いて伺います。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 155ページ、青少年センター運営費、報償費報償金謝礼で、少年指導員と青少年広報紙編集委員会がありますが、この積算根拠について伺います。

○佐藤委員長 課長補佐。

○伊藤生涯学習課長補佐 少年指導員につきましては、巡回のために1回幾らという形で積算のほうをさせていただいてまして、まず車を出していただく方につきましては、運転者ということで1回4,100円で同乗して回られる方につきましては1回3,800円の謝礼のほうをお支払いしております。あわせまして、青少年広報紙の編集員につきましては、募集した中学生、高校生の方に7回から8回程度の編集会議をしていただいて書面を作っているわけなんです、こちらは一人当たり1万円分の謝礼のほうをお支払いしております。

以上です。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 分かりました。広報紙のほうはお若い子供さんたちに頑張ってもらってすばらしいなと思いました。

以上です。

少年指導員さんに関しては、どなたが指導員を担っているのか伺います。

○佐藤委員長 課長補佐。

○伊藤生涯学習課長補佐 少年指導員につきましては、今、いろんな形で推薦をいただいて、各種団体さんから推薦をいただいたりとかいう形がメインになっているかなと思います。ですので、例えば学校の関係者の方ですとか、地域の関係者の方という形が多いかなと。あとは、現在指導員を担っている方がいらっしゃいますので、その方からの推薦という形でお話をいただくケースも非常に

多いかなと思っております。当然ながら、その話を受けた段階で我々のほうでお話を聞かせていただいて、指導員の業務について御理解をいただいで継続できるかという確認を取った上で、任命をさせていただいているところでございます。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 じゃ、誰が担っているかというところは理解しました。

月1回巡回をすることで得られる効果を教えてください。

○佐藤委員長 課長補佐。

○伊藤生涯学習課長補佐 効果ということでは、なかなか巡回に対する効果ということで、数字で表せるというものではなかなか正直難しいかなと思っております。ただ、やはり巡回をするために、少年指導員の方が愛の声かけという形で積極的に子供さんとか、あるいはお店の方とかに声かけをさせていただいて、例えば指導員のお仕事ですとか、あるいは子供さんたちに対しては、暗くなっているからもう帰ろうねとか、そういった声をかけることによって、お互いの関係性の向上ですとか、あとは子供さん方があまりにも遅くいろんなところで遊んでいないようにという形で、いろんな意味で、お互いにとっていい形での効果があるのかなというふうには考えております。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 じゃ、実際にそういったここ数年行われる中で、一定の効果が見られているので継続している事業であるということの理解でよろしいですか。

○佐藤委員長 課長補佐。

○伊藤生涯学習課長補佐 そのように考えております。

○林副委員長 じゃ、これらに対して報告書の提出みたいなものはあるんでしょうか。

○佐藤委員長 課長補佐。

○伊藤生涯学習課長補佐 活動した場合なんですが、活動した場合は1週間以内にどのようなところに回って、どういう方たちとお話をしたとか、時間帯で何時頃ここを回ったという形で報告書を書くカンファレンスを頂戴して、我々のほうで把握しているところでございます。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 じゃ、そういった場合、その報告書を基に市内の中でどこにどういった危険が潜んでいるとか、そういったところは分析できる状況なのか伺います。

○佐藤委員長 課長補佐。

○伊藤生涯学習課長補佐 報告書の中で、皆さん細かく書いていただいておりますので、例えばどここの公園のところでたばこを吸っていた若者がいたとか、たむろっていたとか、そういうようなお話もいただいておりますので、そういったところが我々のほうで情報として集約できているところかなと思っております。

以上です。

○林副委員長 理解しました。

以上です。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

金子委員。

○金子委員 150ページの三島公民館管理運営費の中の一番下のほうで、既存更新ということで、空調とエレベーターと誘導灯とあるんですが、エレベーターについてはこれは何年ぐらいたったものが、そしてどのぐらい費用がかかるのかちょっと教えてください。

○佐藤委員長 課長。

○伊藤生涯学習課長 三島公民館の既存更新の、まず2つ項目がありまして、いわゆるエアコン、大規模施設なのでエアコンの改修と、エレベーター

と誘導灯のLED化ではなくて、エレベーターそのものを更新したということなので、電灯を交換するというようなものでございます。

○金子委員 まだ早いかなと思ったので。つくったばかりで。

○伊藤生涯学習課長 電灯の更新でございます。

○金子委員 じゃ、分かりました。

次に、151ページの文化振興費の中で、ピアノ調律というのは各公民館とかあちこちでピアノ調律が入っているんですが、これはどこのピアノ調律に当たるんでしょうか。

○佐藤委員長 係長。

○戸井田文化振興係長 ピアノ調律代なんですけれども、栃木県移動音楽鑑賞教室という事業がありまして、その事業のときにピアノを使うとなった場合、毎年プログラムは変わるんですが、そのピアノ調律代として計上しているものです。

○金子委員 分かりました。

○佐藤委員長 係長。

○戸井田文化振興係長 移動音楽教室なんです、中学校に対して音楽教室を実施する事業なんですが、会場が中学校になるときは中学校のピアノを調律するというものでございます。

○金子委員 了解です。

その下のほうで、委託料として小学校演劇公演と交響楽団公演があるんですが、小学校の公演については、小学校何校ぐらいで、そしてどこの劇団を予定しているのか。それから交響楽団についてもどういうのを予定しているのかお聞きしたいんですが。

○佐藤委員長 係長。

○戸井田文化振興係長 今年の演劇の小学校なんです、7校で実施予定でございます。

日フィルの公演につきましては、公演委託料となっているんですが、公演と中学校の吹奏楽の部

活の楽器指導というものを一連の事業を含めて委託するものです。

以上です。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 ということは、オーケストラが来るということではなくて、指導という形になるのでしょうか。

○佐藤委員長 課長。

○伊藤生涯学習課長 まず、先ほど申し上げた小学校の演劇と日フィルの公演はちょっと別建てでございまして、日フィルの公演をより詳しく説明しますと、実際のところ、日フィルのフルオーケストラが来るわけではございませんで、各ブラスバンドの担当教諭とも話をしながら、大体4人程度、金管というんですか、木管というんですか、楽器のパートの人を派遣してもらう。その方に中学生のほうのブラスバンドの子に指導するというふうなことが1つと、あと4人の方で、カルテットというんですか、4人の方の演奏会を開くというふうなことの委託というような形でございます。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 今、演劇のほうではどこのあれがやるかは、予定はあるんですか。どこの劇団とか。

○佐藤委員長 係長。

○戸井田文化振興係長 長らく地元で活動していただいているらくりん座さんをお願いする予定でございます。

○金子委員 その下の負担金補助金のところで、那須地区文化協会の124万9,000円ですか、これについては、これ、文化協会は那須塩原市幾つかありますね。それはどういうふうなあれになっていますか。幾つかに細かく分かれているのでしょうか。

○佐藤委員長 係長。

○戸井田文化振興係長 こちらの那須地区文化協会というのは、那須塩原市の文化協会も含まれて那

須塩原市の文化協会、大田原市の文化協会、那須町の文化協会を構成する文化協会でございます。

以上です。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 その下の県移動音楽鑑賞教室についてはどうということになって回るのでしょうか。

○佐藤委員長 係長。

○戸井田文化振興係長 県移動音楽鑑賞教室につきましては、県が取りまとめている事業なんです、主催が公益財団法人日本青少年文化センターというところで、県と市で予算を負担して実施している事業です。令和8年度は、ローテーション表に基づいて次は黒磯中学校で行いたいと考えているんですが、令和7年度は黒磯北中さんで馬頭琴のコンサート、令和6年度についてはアフリカの音楽というものを実施いたしました。

以上です。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 それから、152ページの文化財保護費の一番下のほうで、那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会という700万の予算ですけれども、これについて中身はどういうふうなあれでしょうか。

○佐藤委員長 係長。

○戸井田文化振興係長 負担金の700万円につきましては、先ほど、課長から御説明したとおり、9事業で1つ立ち上げていたんですが、来年度から文化財保護費のほうに統合いたしまして、この負担金を日本遺産活性化推進協議会というところから請求をもらって支出しまして、活性化協議会がこの負担金を基に事業を実施いたします。今年度実施した事業ですと、モニターツアーとか、先日文化会館で公演いたしました日本遺産演劇など、あと日本遺産を普及するために配っているいろんなグッズ、ガチャガチャであるとか、ウェットティッシュであるとか、そういったものを製作して、

市内、市外の方に日本遺産を周知しております。

以上です。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 それでは今度は154ページの中段、博物館収蔵資料収集のところで、備品購入費の書画骨董費についての予定の中身というか、分かりましたら。

○佐藤委員長 館長。

○松本那須野が原博物館長 書画骨董費、博物館の資料を購入するものになります。自然関係では、鳥類とか哺乳類の標本類になります。あと歴史関係では、古い写真とか、あと那須塩原市は観光地がありますので、那須塩原とか那須温泉等のパンフレット類とか絵葉書、そういったものを購入を予定しております。あと、一応美術品でも購入予定をしているのが、一応これ、あくまで一応なんですけれども、七宝の作品の購入を一応予定しております。ちょっと出物があり次第ということになろうかと思います。そのほかに、文学作品の初版本、そういったもの、それとか、民俗系では、昔の家電等、それとかおもちゃ類とかというのをちょっと購入予定でいます。

以上です。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 地元の作家とか、そういうのはあまりここには含まれていないんですね。

○佐藤委員長 館長。

○松本那須野が原博物館長 美術関係は地元の作家が出た場合には、購入予定ではおります。

○佐藤委員長 ほかに質疑ありませんか。
松野委員。

○松野委員 153ページの文化会館管理運営費1001事業の三島ホール特定天井改修工事設計なんです、これの工事内容を教えてください。

○佐藤委員長 係長。

○戸井田文化振興係長 三島ホールの特定天井なんです、特定天井は平成26年に法律が変わりまして、500平米でといったような諸条件がある天井に当たっております。そういった特定天井は、既存施設であっても落下防止措置を行わなければならないということで、落下防止措置をどういう工事をしたらいいのかを調査設計するというのが、来年度予定している事業です。

以上です。

○佐藤委員長 松野委員。

○松野委員 ありがとうございます。それともう一つお聞きしたいんですが、154ページの博物館収蔵資料収集調査事業費2001事業の中の修繕料で、美術作品と古地図等があるんですが、これはいわゆる経年劣化によって修繕が必要になったものなのか、例えば破損とかによって修繕が必要になるものに対してなのか教えてください。

○佐藤委員長 館長。

○松本那須野が原博物館長 まず修繕する作品なんですけれども、美術作品については寄贈いただいた作品で、その作品が傷んでいるので、長期の保存に耐えられるように早期のうちに修繕をすると、そういったものになります。下の古地図等の修復については、既に博物館で収蔵してある資料で、購入したときにある程度傷んでいたものとか、あるいは裏打ちをすると非常に展示がしやすいとかということもあるので、そういったものを含めての修繕ということになります。

○佐藤委員長 松野委員。

○松野委員 そういったメンテナンスというのは、今後も定期的に行っていくという感じなんですか。

○佐藤委員長 館長。

○松本那須野が原博物館長 定期的には実施していきたいと思います。やはり傷んでくるものであり

ますので、まだ傷んでいるものもあるので、それは定期的に、計画的に実施する予定であります。

○松野委員 ありがとうございます。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 ハーモニーホールの管理運営について。毎年予算が上がっているんですけども、大田原市さんとの話合いで、4・6の割合を交渉している経緯は過去にあったんですか。

○佐藤委員長 課長。

○伊藤生涯学習課長 大田原市のほうからハーモニーホールはこういうところが傷んでいるという形の中で、私が来る前からも含めて大田原市の担当のほうと文化財のほうの担当のほうとは交渉を重ねた上での今回の予算措置という形になります。

6・4の割合は、維持したものの中でどれを具体的にやるのかというようなことの交渉をずっと考えております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 要は、パイプオルガンを、あそこは何ていうんですたっけ、やっている人たちは。運営しているのは。文化振興財団がやっていますけれども、基本的に那須塩原市民にパイプオルガンという意識が一つもないんですよ。なのに、周知でお金を出しているのであれば、そういった部分は大田原市さんが活用しているんだったら使えばいいじゃないとかという交渉もあると思うんですけども、これ、全然、要は使えるものを使っていないのは、ちょっともったいないのかなと。運営は文化財団に任せちゃっているからといえば、それまでなんですけれども。結局使うのには生涯学習課から出しているということであれば、その辺どうなんですか。どうお考えですか。

○佐藤委員長 課長。

○伊藤生涯学習課長 現在のパイプオルガンのほうの演奏については、ちょっと回数は忘れましてけ

れども、講座というか、催し物としてあそこでやっているの、そういった面も含めて、うちのほうももう一度ハーモニーホール自体の講座自体は、みるメール等で流しておりますので、パイプオルガンについても重要性というか、これは那須塩原市、旧西那須野町時代からも含めて両市の持ち物であるというふうなことの周知のほうは、今後やっていきたいなと考えております。

○齊藤委員 分かりました。

○金子委員 つけ加えていいかな。

○齊藤委員 じゃ、関連でどうぞ。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 パイプオルガンはかなり力を入れて演奏会、年に相当やっているんです。そして、その中で大田原と西那須野と比較すると、西那須の市民のほうのはるかにたくさんの人が聞いてくれているというのも事実なんです。だから、これは私の考えとしては、6・4を逆にしたいぐらいの気持ちでいるぐらいで、もう完全に、実際の内容は那須塩原のほうのはるかに使っているということです。つけ加えて。

○齊藤委員 ありがとうございます。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 じゃ、一生懸命交渉してあげてください。ありがとうございます。

じゃ、戻りまして、素朴な疑問なんですけれども、生涯学習推進費2001、143ページの社会教育委員とって、これ25万2,000円、非常勤と書いてあるんですけども、これはどういった方。一番上ですね。

○佐藤委員長 係長。

○伊藤生涯学習係長 委員の方につきましては、学識経験者ですとか、小中学校の校長先生ですとか、あと地域を代表するコミュニティーの会長さん方ですとか、そういった方々に入っていただい

ります。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 何人ぐらいの経費なんですか。

○佐藤委員長 係長。

○佐藤生涯学習係長 こちらは17名分の予算になっています。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 社会教育指導主事と社会教育委員は全然違うものだと思うんですけども、社会教育委員と名乗っている人たちは、会長イコールそういう人という認識でやっちゃっているだけですか。何か資格を持っているからじゃなくて、要は年度がたって、会長さんが誰だか分からない人になった人も呼ばれちゃうので、それを社会教育委員と呼んでいいものなのかというところはどうお考えですか。

○佐藤委員長 係長。

○佐藤生涯学習係長 社会教育委員につきましては、4年に2回から3回の社会教育委員会会議というものを開催させていただきまして、そこで市の社会教育の施策、生涯学習の施策について御意見をいただく会議の委員という形になっておりまして、例えばコミュニティー会長とかでなっている方については、当て職でこの地区の方を今年は選出いただくというような形で、実際はやっております。

○齊藤委員 分かりました。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 林さんが聞きづらいと思うので、144ページの家庭教育オピニオンリーダーの予算が多分、報償金が上がったような気がするんですけども、なぜですか。

○佐藤委員長 課長補佐。

○伊藤生涯学習課長補佐 こちらは、家庭教育オピニオンリーダーの方々に、市でやっているのは親学

習プログラムですとか、あとは生涯学習出前講座のほうで協力をいただいております。これまでの正直申しまして、単価のほうが1回1,000円という単価で計算をしていたところなんですけど、準備ですとか当日の役割等を考えると、ちょっと1,000円ではということを考えましたので、こちらの単価を引き上げさせていただきまして、4,000円ということで上げさせていただいたということで、この金額になっております。

以上です。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 何も文句を言われなかったですか、交渉では。交渉はしたわけじゃないんですか。自分たちでただかわいそうと思っただけですか。

○佐藤委員長 課長補佐。

○伊藤生涯学習課長補佐 お話自体は、ちょっとさせてはいただいていたところはございます。ちょっと申し訳ございません。

○齊藤委員 じゃ、大丈夫ですね。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 各公民館の多数の公民館があるので、どれとは言わないんですが、全体的に講座というのを設けているかと思うんですが、講座をするに当たって、高齢者の生きがいがづくりだったり、家庭教育施策だったり、青少年だったり、割合があるかと思うんですが、この割合はそれぞれの公民館の地域ニーズに合わせて、どの割合でやっているとか、違いがあるんでしょうか。お金の使い方。

○佐藤委員長 館長。

○織田黒磯公民館長 決まりは特にはないんですが、全部の公民館でまず共通してあるのは、高齢者向けの講座です。それと、小学生を対象とした講座ですか、そちらのほうは全公民館のほうで事業を実施しているところでございます。それ以外につきましては、生きがいがづくりであるとかという

ころで、対象年齢をそれぞれの公民館で考えながらやっているような状況でございまして、特に何割でこの事業をやってくださいというようなそういった決まり的なものはありません。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 各市として共通事項となっているのは、高齢者と小学生だけだという説明だったかと思うんですが、じゃ、家庭教育に関するものは、やりましようとなつてはいないんですか。

○佐藤委員長 館長。

○織田黒磯公民館長 家庭教育事業というもので、各公民館で各学校と連携しながらそれぞれで事業は、こちらのほうは行っております。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 じゃ、公民館区の学校と家庭教育支援事業を行っているというところだという説明を受けたんですが、家庭教育、各学校と家庭教育支援の何らかの講座だったり、学級をやった先の効果として、何を考えてどんな効果を目指しているのか教えてください。

○佐藤委員長 課長。

○伊藤生涯学習課長 まず、各公民館には家庭教育指導員という形で、私どものほうで会計年度任用職員を雇いまして、それぞれ元学校の先生とかというような形で、例えば黒磯公民館であれば黒磯中学校、黒磯小学校のほうの教頭先生とタイアップをしながら、こういったものをやっていきますというような形で、基本的にはお子さんと保護者の方が今後よりよく過ごしていくためというようなことをメインでやっておりますけれども、やはり名前のおとり、家庭における教育というようなことをまず前提にというようなことでやっております。学校から帰ったときに、お父さん、お母さんのほうでどうったことの家庭教育が必要なのかというふうなことをメインに、一応お題目として

はそういうふうになっているんですけれども、あとは例えば、会計年度を指導員と呼んでいるんですが、その指導員と、あと小学校の教頭先生との話の中で、例えば私どもの学校では保護者の人と話をしたときに、こういったニーズがありますねとかというような話をくみ取りながら、家庭教育というふうなものの枠を外れないような形で、それで各公民館のほうで事業展開をしていただいているという形で、究極的には、やはり家庭の中でお子さんの教育をより充実させていくというようなことが目標になっていくというようなことになっております。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 じゃ、その学校と共に、地域ニーズを読みながら保護者同士の顔の見える関係づくり、横のつながりをつくったりとか、学校と共につくり上げているという説明だったかと思うんですが、それが顔見知りを増やすも効果の一つという理解でよろしいでしょうか。

○佐藤委員長 課長。

○伊藤生涯学習課長 まさしくそのとおりでございます。

○林副委員長 理解しました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。
ありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第19号 令和8年度那須塩原市一般会計予算は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第19号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

生涯学習課の所管の審査事項は以上となります。
ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時46分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◎スポーツ振興課の審査

○佐藤委員長 ただいまからスポーツ振興課の審査に入ります。

担当課の皆様、お疲れさまです。

スポーツ振興課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

す。

◎議案第19号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 それでは、議案第19号 令和8年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。
課長。

○東泉スポーツ振興課長 （議案第19号について説明。）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。
林副委員長。

○林副委員長 157ページ、体育施設管理運営費委託料、設計測量管理委託料の中で、馬とのふれあい事業の詳細について教えてください。

○佐藤委員長 課長。

○東泉スポーツ振興課長 こちらにつきましては、現在もホースガーデンで行っております乗馬、それから馬との世話、それから厩舎の清掃、そういったものを組み合わせた事業を行う予定でございます。来年度は市内にあります乗馬ができるような施設、こちらを使わせていただいて、そちらと委託契約を結ばせていただいて、そちらに学校から借り上げたバスで子供たちを送迎して行う事業ということで考えてございます。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 それぞれに予算はどのぐらいの配分をするのか教えてください。

○佐藤委員長 課長。

○東泉スポーツ振興課長 これまでの実績等を勘案いたしまして、黒磯地区につきましては約400人、西那須野塩原地区につきましては150人を見込んで

でおります。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 黒磯は400人、西那須が150人で、それぞれに対する予算はどのぐらいを充てるのかを教えてください。

○佐藤委員長 課長。

○東泉スポーツ振興課長 一人当たり8,000円を見込んでおります。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 じゃ、これらの乗馬と馬の世話という考え方が馬との触れ合いということだと思うんですが、これらはホースセラピーと考えるのか、またただの馬との触れ合いなのかを教えてください。

○佐藤委員長 課長。

○東泉スポーツ振興課長 スポーツ振興課としましては、ホースセラピーという観点で事業を行うわけではございませんが、過去も何度かお話ししていますとおり、馬と触れ合うことはとても子供たちによいことだと思っていますので、この事業を続けるものでございます。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 じゃ、名前はホースセラピーとはうたわないが、含まれているという理解でよろしいですか。

○佐藤委員長 課長。

○東泉スポーツ振興課長 あくまで目的、スポーツ振興課としまして、ホースセラピーという目的でやる事業ではございません。

○林副委員長 分かりました。

以上です。

○佐藤委員長 ほかに委員から何かございますか。
齊藤委員。

○齊藤委員 学校開放事業費の導入のあれは分かっただんですが、これ全部、貸している体育館等々全

部やるんですか、これ。

○佐藤委員長 課長。

○東泉スポーツ振興課長 全部やる予定です。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 それで、歳入で使用料のところに学校開放使用料、体育館、校庭と書いてあるんですけども、これの対象って誰が払うやつですか。利用者というものの区別はどうなっているんですか。

○佐藤委員長 課長。

○東泉スポーツ振興課長 使用料は体育館の利用者が払うものでございます。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 部活動とかで使っているスポーツ少年団の人たちは払っていないという解釈でいいですか。

○佐藤委員長 課長。

○東泉スポーツ振興課長 こちらも減免規定がございますので、払っていないです。

○齊藤委員 大丈夫ですね。

ママさんバレーとか、うちらがバスケットをやりたいと言った市民からお金を取っているということ。

○東泉スポーツ振興課長 はい。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 これ、登録とかはどこで最初手続きをするようになっているんですか、分かっているんですみません。

○佐藤委員長 課長。

○東泉スポーツ振興課長 現在は登録はスポーツ振興課に対して紙でやっているんですけども。これがシステムになりましたら、全部スマホですとかiPadですとか。

○齊藤委員 要は、デジタルで。

○東泉スポーツ振興課長 全部できます。

○齊藤委員 いきなり新参者でも登録しやすくなる

ということですね。利用も増える、いい意味で増えますよね。

○東泉スポーツ振興課長 はいそうです。

○齊藤委員 分かりました。ありがとうございます。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 すいません、那珂川河畔運動公園ソフトボール防球ネット更新と書いてあるんですけど、これは私、言って分からないかもしれないけれども、どの辺ですか。

○佐藤委員長 課長。

○東泉スポーツ振興課長 那珂川河畔運動公園の本当に河川敷のところに、ずっとサッカー場とソフトボール場と並んでいるんですけども。

○齊藤委員 消防の。

○東泉スポーツ振興課長 そうです、そうです。

その本当に川側に、1 m程度のネットがあるんですけども、ちょっと低過ぎてボールが飛んでいってしまって川に落ちたり、釣り人に当たったりして危険ということで、ちょっとかさ上げをします。

○齊藤委員 どのぐらいの高さに。

○東泉スポーツ振興課長 2 m。

○齊藤委員 それで当たらないですか。

〔「今よりは」と言う人あり〕

○齊藤委員 半減ですね。

○東泉スポーツ振興課長 はい。

○齊藤委員 分かりました。すいません。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 先ほど、指定管理者を利用料金制度を使うということで、減額三千何百万とあったんですけども、その一応積算、どういうふうに見積もって3,500万になったのか、その減額になった理由。ただ単に昔から発注していた金額がそれだから、その分減額になるのかというところは言えますか。支出を抑えたということですよ。ここ

の。そっちじゃないんだっけ。

○佐藤委員長 課長。

○東泉スポーツ振興課長 今は、いわゆる使用料が、市に入っていたけれども。

○齊藤委員 入っていたけれども。そうだね。

○東泉スポーツ振興課長 直接指定管理者に入りますので、その分は差し引いたものを指定管理者の委託料として払うという意味が3,000万です。

○齊藤委員 そうですよ。すいません。その分、市からも、市は入るものがなくなるから、払うものも減るということでいいんですよ。

○佐藤委員長 課長。

○東泉スポーツ振興課長 おっしゃるとおりです。

○齊藤委員 そうですよ。分かりました。

それがどのぐらい見込んでいるのかと聞けばよかったです。

○東泉スポーツ振興課長 そうですね。

○齊藤委員 行ってこい、行きぐらい。分かりました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。
ありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第19号 令和8年度那須塩原市一般会計予算は原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第19号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

スポーツ振興課の所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時15分

○佐藤委員長 休憩を閉じ委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎散会の宣告

○佐藤委員長 以上で教育部の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 3時15分

福祉教育常任委員会及び予算常任委員会（第二分科会）

令和8年3月9日（月曜日）午前10時00分開会

出席委員（8名）

委員長	佐藤 一 則
委員	松 野 真 弓
委員	齊 藤 誠 之
委員	中 村 芳 隆

副委員長	林 美 幸
委員	星 野 健 二
委員	平 山 武
委員	金 子 哲 也

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

保健福祉部長 兼 福祉 事務所長	板 橋 信 行
社会福祉課長 補 佐	小 田 由起子
地域福祉係長	井 上 芽久美
障害福祉係長	荻 原 直 美
生活福祉課長	高根沢 寿 夫
保 護 係 長	大 森 義 智
高齢福祉課長	佐 藤 裕 之
介護管理係長	山 田 慎太郎
介護認定係 副 主 幹	小 出 涉 美
国保年金課長	江 連 宣 仁
国保年金係長	人 見 栄 作
健康増進課長	根 本 力 ヨ

社会福祉課長	福 田 正 樹
福祉政策係長	吉 村 明 倫
地 域 福 祉 係 副 主 幹	田 端 政 昭
西那須野庁舎 担 当 主 幹	添 谷 弘 美
生活福祉課長 補 佐 兼 生活支援係長	若目田 治 之
保護係副主幹	梅 田 千 尋
高齢福祉課長 補 佐 兼 高齢福祉係長	金 山 富美恵
介護認定係長	君 島 栄 三
地域支援係長	平 山 隆 美
国保年金課長 補 佐 兼 管 理 係 長	横 山 純 一
西那須野庁舎 担 当 副 主 幹	江 連 真由子
健康増進課長 補 佐 兼 健康増進係長	大 島 圭 子

保健予防係長 阿久津 宏 介

出席議会事務局職員

書 記 黒 沢 大 輔

議事日程

1. 開 会
2. 審査事項

〔保健福祉部〕

- ・保健福祉部長挨拶

〔健康増進課〕

- ・議案第 3 1 号 公共施設等運営権の設定について

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第 1 9 号 令和 8 年度那須塩原市一般会計予算
- ・議案第 2 0 号 令和 8 年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算
- ・議案第 2 1 号 令和 8 年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算

〔社会福祉課〕

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第 1 9 号 令和 8 年度那須塩原市一般会計予算

〔生活福祉課〕

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第 1 9 号 令和 8 年度那須塩原市一般会計予算

〔高齢福祉課〕

- ・議案第 5 号 那須塩原市介護保険条例の一部改正について
- ・議案第 6 号 那須塩原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び那須塩原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第 1 9 号 令和 8 年度那須塩原市一般会計予算
- ・議案第 2 2 号 令和 8 年度那須塩原市介護保険特別会計予算

〔国保年金課〕

- ・議案第 2 号 那須塩原市国民健康保険税条例の一部改正について

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第 1 9 号 令和 8 年度那須塩原市一般会計予算

- ・議案第 20 号 令和 8 年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算
- ・議案第 21 号 令和 8 年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算

3. その他

4. 閉 会

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○佐藤委員長 皆さん、おはようございます。

散会前に引き続き、委員会を再開いたします。

ただいまの出席委員は8名です。

それでは、次第により本日の審査に入ります。

◎保健福祉部の審査

○佐藤委員長 これより保健福祉部の審査を行います。

初めに、保健福祉部長から御挨拶をお願いします。
部長。

○板橋保健福祉部長 (挨拶。)

○佐藤委員長 ありがとうございました。

◎健康増進課の審査

○佐藤委員長 ただいまから健康増進課の審査に入ります。

担当課の皆様、お疲れさまです。

◎議案第31号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 それでは、議案第31号 公共施設等運営権の設定についてを議題とします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○根本健康増進課長 (議案第31号について説明。)

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

林副委員長。

○林副委員長 説明ありがとうございました。

4番のその他附帯業務にどのようなものがあるのか教えてください。

○佐藤委員長 係長。

○阿久津保健予防係長 附帯業務につきましては、今回の事業がリニューアルと維持管理、そして運営事業、これが根幹となるものですが、附帯事業につきましては、温泉経営に係るそれ以外の事業ということで、民間事業のほうで柔軟にこのあたりは取っていただきながら、施設の設置目的に脱しないような事業というものを柔軟に捉えていただくような事業ということで、入れさせていただいております。

○林副委員長 はい、分かりました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。
齊藤委員。

○齊藤委員 時期が20年という、この運営権のほうの捉え方というのは、あくまで市がこれをやっていく際に、このものをつくる、設定をするための年数であり、その契約された企業がそれを20年間やり続けなければいけないとか、そういった、そこら辺の細かいところの説明をいただきたいんですけれども。

○佐藤委員長 係長。

○阿久津保健予防係長 今回、この20年というところは、まず前段といたしまして、今回の事業を立ち上げたときに、短期間で終わってしまうというところだと、やはり民意には応えられないというところがございましたので、募集要項の際に、市としては10年以上経営していただくというところをまず盛り込みさせていただきました。

今回手を挙げていただいた事業につきましては、その上で、中長期的、やはり20年という言葉であちらを経営していきたいというところで、我々20年の今回、公共施設運営権を設定させていただくというところを提案させていただきました。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 ありがとうございます。分かりました。

それで、リニューアルに関しまして、多分、事業者とこれから話し合っていく中で、初期投資の分の7,000万を上限でやっていくと思うんですけれども、その中で、一応禁止事項みたいなものも考えていらっしゃるのかを確認させてください。

○佐藤委員長 係長。

○阿久津保健予防係長 禁止事項と申し上げていたところの中で、まず大きいところで言うと、もちろん公営企業の公的な機関で実施いただく事業なので、まず暴力団とか、契約関係の中で排除されていくものはもちろん排除されていきます。とはいえ、施設、今回、PFIというものを取らせていただきましたので、基本的には柔軟に使用していただく中で、例えば料金設定などを先方のほうにつけさせていただいております。このあたりは、言葉上どう示していくかというところなんです、大きくはやはり我々との事前承認いただきながら、届出をいただいて、確認をしながら進んでいきますので、こういうことは駄目というところは、あまり言葉上はないんですが、施設の設置目的、健康の増進、福祉の向上、世代間交流、こういうところをカバーしつつ、地域の交流促進ですとか、こういうところを要求に応じていくような事業ということをつくり上げていって、では、前もって禁止していくというところではないんですが、モニタリングというところも契約の中には盛り込んでいくというところにして、セルフモニタリング、いわゆる事業者側が内部事業の中でや

っていくモニタリングと、我々のほうで経営状況を確認していったりですとか、もしくは市民からの声で苦情があったりとか、こういったものを一つ一つ是正していくというところで、積み上げながらいいものをつくっていくというふうに、現段階では想定をしております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 分かりました。

じゃ、一応指定管理とはまた別物だと思うんですけれども、今の説明でいけば、関わっていくということで多少安心させていただきました。丸投げにしちゃうのかなというのもあったので。

それで、先ほど言った投資、イニシャルコストの部分は見てあげますよというんですけれども、この事業者さんも、これからやっていくのに当たって、100%全てを考えないで、いきなり設置して改修していくというのは無理だと思うんですけれども、このお金に関しては、イニシャルコストの使える時期って、4月になると大体3月じゃないですか。1年間で例えば8割やれることは決まったけれども、まだ自分のパートナーが見つからなくて、一部分がやりたいんだけどできない、そういったときのお金のあれはどうなるのかというのは、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

○佐藤委員長 係長。

○阿久津保健予防係長 今回、施設リニューアル事業ということで7,000万円、当初予算のほうでも計上させていただいております。こちらについての使い道は、まず、当初想定ということでお話をさせていただきますと、うち6,000万、こちらを内装、もしくは営業していきましたら備品購入、あとは温泉設備なので、運用していく中で、このあたりはちょっと直しておいたほうがいいなというところの設備の改修、こういったものをもろも

ろ含んで6,000万、まずこれイメージしております。

そして、もう一つ、温泉ポンプ、これが1,000万というところは別立てでございますが、こういったものをまずは我々お示しをさせていただきまして、今回、企画提案というところの中では、今回手を挙げていただいた事業者、こちらは当初の内装改修、設備改修、備品購入、これでおよそ自身の持ち出しとか、大体この6,000万をかけていくところを想定しております。

実際、事業者さん、ビルダーさんですとか、こういったものが決まってくと、もうちょっと費用が精査されていって、少し当初想定よりお金が浮く可能性もあるんですが、そういったときに施設リニューアルの名目の中で、もちろん使える内容であれば、我々と相談の上で、ここはある程度使っていくというところは検討しております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 あとは、前から言っている長寿センターとの兼ね合いということで、例えばセキュリティー代とか営業時間を延ばした、長寿センターとか社協は閉まっちゃうけれども、長寿の湯は開いていると、こういったときのセキュリティ、安全面も含めたやつも、そういうのは話し合われているのか、これを決めるのに当たって。

○佐藤委員長 係長。

○阿久津保健予防係長 実際、運営をしていく中で、今の健康長寿センターの開館時間、こちらとまず事業者さんが収益を得ていく中で、最も効率的な開館時間というところは、今まさに相談をしているしながら積み上げさせていただいているところで。

実際、開館時間ともないますと、やはり条例の中には影響が出てくると考えておりますので、設置条例の中でどのようにうたい込んでいくか、こ

のあたり、そこの担当課とも協議をしながら、来年度になりますが、状況によって必要な条例改正、これは検討しております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 じゃ、それを改正して、来年度になっちゃうじゃないですか。それでやっぱり遅くまでやりたいといったときに、今度、本当にそのセキュリティラインが必要になってくるといった場合は、今年度ではイニシャルには入っていない話になっちゃうと思うんですけども、そういうときはどういうふうにするのかなという話合いもされているのか、お話を聞きたいんですけども。

○佐藤委員長 係長。

○阿久津保健予防係長 実際には、設置条例上の開館時間で、あそこの施設全体の維持管理、セキュリティのほうを取らせていただいておりますので、今回、選定されている事業者さんとの話合いの中で必要な、例えば開館時間を延長するということであれば、やはりセキュリティの部分でも新たな見込みというか、こういったものを取らせていただくというところは考えております。

まずは、現状の委託契約の中で、そういったセキュリティのほうの伸長ができるかどうかというところの部分は、どこまですり合わせができるということもあるかと考えております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 ということは、一番最初は、その開館時間に合わせてやってくれという条件を出しているということなんですか。今の現状でいくと。

○佐藤委員長 係長。

○阿久津保健予防係長 こちらにつきましては、縛りを設けているというか、まずは現段階は話合いをしましょうという段階になりますので、ここから我々でのめる部分、のめない部分、あとは条例改正が必要になって初めてのめる部分、こういう

ところを煮詰めを取らせていきたいと考えてございます。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 長くてすみません。

8月くらいをめどにオープンしたいと言っているから、じゃ、新年度明けで4か月でそれが果たしてなせるものなのかということと、その想定の中で、先ほど言ったとおり、いろいろ時間とお金がかかかっていくから、すり合わせの話で、事業者はやってみたいと言うけれども、行政はまだそれは条例改正が必要なので待ってくれという話し合いをやりながら、時間がたっていつちやうとどうなのかなと思ったので、その辺はどうですかという話なんです。

○佐藤委員長 部長。

○板橋保健福祉部長 まず、事業者の予定、もちろん今回の議案が通った暁ということですが、向こうはやはり朝早くとか夜遅くとかという条件で、それに対しては議会の中で条例改正をするのと同時に、先ほど来言っている、いわゆるセキュリティ、その中に社協さんもいますし、様々な市民が入っていくときに必要になったところのこのお金というのは、市のほうで負担するというのがございますので、場合によっては条例改正を併せた補正予算ということの対応、これも視野には入れているところでございます。

○齊藤委員 分かりました。じゃ、最後に。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 売り方として附帯施設、もちろん温泉をお楽しみいただくのが大前提なんです、それに付随した、例えばお食事をやりたいとか、アルコールとか、その辺はどう考えているのかだけ最後に聞かせてください。

○佐藤委員長 係長。

○阿久津保健予防係長 民間の柔軟な経営という

ところがやはりございますので、一応、ギャンブルとかそういうのはまた別ですけども、軽食もしくは軽いアルコールの提供、過度ではないものというところで、こちらは承認していくという予定でございます。

○齊藤委員 分かりました。すみません、いっぱい。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

ありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第31号 公共施設等運営権の設定については原案のとおり可決するものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第31号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、福祉教育常任委員会を予算常任委

員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

◇

◎議案第19号の説明、質疑、討

論、採決

○佐藤委員長 それでは、議案第19号 令和8年度
那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。
課長。

○根本健康増進課長 （議案第19号について説明。）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許
します。

齊藤委員。

○齊藤委員 1個、先にみんな考えている間に、保
健福祉部全体のことでちょっと教えてもらいた
いんですけども、歳入のお金を書いてあって、右
側に割合0.5とか1とか書いてあるじゃないで
すか。これって、例えば0.67という数字は、俗に
いう、うちはよく聞く、国から3分の1ですとか、
それを表記してあるもので、実際、国からもら
えるお金だけをここに歳入として上げている、要
は予算書に書いてあるやつは、全部国からもら
えるお金という解釈でいいんですか。

○佐藤委員長 課長。

○根本健康増進課長 割合については、補助基準
額で書いてあるものになります。

あと、歳入予定額というのが、国とか県から
出る見込みのお金ということで上げております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 部によって違って、3分の1と2
分の1が今回、0. 幾つと1と書いてあるから、
何となく横をそろえてくれるといいなと思っ
たんで、多分、0.67が3分の1ということ
でいいんですね。

○根本健康増進課長 0.6が3分の2。

○齊藤委員 2か、すみません、3分の2ですね。

0.75が4分の3で、0.5が2分の1ですよ
ね、1が100%。国があつて下に県があつた
場合は、またその数値がさらに半分になつて
いたりということで、あとは単費というこ
とでいいんですね。

はい、分かりました。取りあえず1回、
すみません。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 68ページ、御説明いた
だきました自殺対策強化事業のゲートキー
パー養成を毎年されているかと思うん
ですが、ここに掲載されているのは講師代
とかだと思いますが、このゲートキーパー
の養成されている数の見込みというか、例
年のぐらいの割合で増えているのか、ど
のぐらいを見込んでいるのか。

○佐藤委員長 課長。

○根本健康増進課長 ちょっと正確な数字
ではないんですけども、大体ゲートキーパー
養成講座は年4回、市民向け2回、職員
向け2回やるんですけども、大体百四、
五十から200ぐらいを見込んでおりま
す。

ちなみに、6年度の実績でいきますと、
265名という数字が出ています。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 この265名は職員も市民
も含めての数だと思うんですが、この中
で新規ではなく、毎年継続して受講され
ている方がいるかと思うんですが、そう
いう方はフォローアップというか、そう
いった形で年々、関心があるから受け
ていらっしゃる方がこの中に含まれて
いるという認識でよろしいですか。

○佐藤委員長 課長補佐。

○大島健康増進課長補佐 そのとおり
です。1年に1回ぐらい受けたほう
がいいんじゃないかと思っ

ている方もいらっしゃるしまして、ちょっとコアな部分の支援になりますので、デモンストレーションみたいなところを含めたフォローアップというところで、受講の機会というところを提供しております。何回も受けていらっしゃる方もいらっしゃいます。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 この実績としては、過去から比べて増加なのか、下がっているのかというのが分かったら。

○佐藤委員長 課長補佐。

○大島健康増進課長補佐 令和5年から、にしなすケアネットと共催させていただきまして、その前の年から比べるととても増えた形になります。150名程度、毎年増えていくという形になります。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 続いて伺います。

この後に自殺対策連絡協議会の委員に関する謝礼かと思うんですが、この自殺対策連絡協議会の委員はどのような者で構成されているのか教えてください。

○佐藤委員長 課長補佐。

○大島健康増進課長補佐 精神科のドクター、お医者様と、地域の中の自治会長様と、あとは消防、警察、あと県北の健康福祉センターとか、そういう県の部分とかそういうところと、あと教育委員様と、民生委員さんというところと、すみません、全部記憶で、そのくらいになります。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 ありがとうございます。

じゃ、その民の部分で関わっている人というのは、地域の代表として民生委員や自治会長が参加しているというところですか。

○大島健康増進課長補佐 そうですね。教育委員さんも、お子さんの部分でというところで。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 はい、分かりました。子供の分野では教育委員が入っているということを確認しました。

では、続いて伺います。

その他委託料として、啓発告知用カード作成とありますが、この啓発告知用のカードについて説明をお願いします。

○佐藤委員長 課長補佐。

○大島健康増進課長補佐 こちらにつきましては、セルフチェックシステムというところがありまして、那須塩原市で独自にホームページ上に設けていただいている、こころの体温計というところにつながる、まずはそこにつながるようなカードの作成になっています。そこで、セルフチェックシステムを使ってセルフチェックをするというところに、1回は自分の心の状態をセルフチェックするというところで意味はあるんですけども、そこよりも、その後の相談先という、ワンクリックでつながるところがありまして、そこに様々な相談先、私たちも含めた相談先というところが出てくるように設定されていますので、そのカードをもらった、そういうところから相談先につなげるようなシステムとして計上しているお金であります。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 この啓発は、どのような手法で配布をされているのかを伺います。

○佐藤委員長 課長補佐。

○大島健康増進課長補佐 今年度に関しましては、中学生全員というところでお配りをさせていただきました。あと、その協議会の委員さんというところの自治会長さんとか民生委員さんとかというところからも御配布いただいております。

本年度、加えまして、自殺のボリュームゾーン

といいますか、40代、50代の男性というところがありますので、商工会の皆様というところで会員の皆様にも加えて配らせていただいたところです。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 ここからの対象が40代、50代までを広げたというところを理解しました。

子供や若者の自殺に関しての対策としては、今後、報道等にもあるように、強化していくことが求められているのかなと思うんですが、現在、本市の教育委員会と連携をしながらやっているというところだと、こころの体温計がタブレットの中に入っていて、そこからこの啓発グッズのほかには、タブレットの中で子供がチェックをしてたどり着くようになっていたのか、教育委員会とどのような連携体制を取っているのか伺います。

○佐藤委員長 課長補佐。

○大島健康増進課長補佐 教育委員会では、ゲートキーパー養成講座というところでの周知ということで、学校に向けても周知をさせていただいております。なので、学校の先生からも、職員向けにもいらっしゃいますし、市民向けのほうが都合がいいということであれば、市民向けのほうにもいらっしゃるような形で進めています。

あとは、そのカードを配るときというところでは、校長会というところで説明していただきまして、このようなものを生徒に配って周知をしますよということを校長先生のほうから周知していただくような形にさせていただいております。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 この配布している枚数について伺います。どのくらいの枚数を作るんですか。

○佐藤委員長 課長補佐。

○大島健康増進課長補佐 8年度予算で7,000枚を予定しております。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 この7,000枚は、市内全域の生徒に1回限り配り、残りは適宜、配れるようになっていくというのは。

○佐藤委員長 課長補佐。

○大島健康増進課長補佐 中学生に配った残りと言っては何ですけども、中学生に配る分と成人に配る分という形で考えております。

○林副委員長 はい、分かりました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。
松野委員。

○松野委員 85ページなんですけど、前の健康づくり推進費、1001事業の続きになるんですが、一番上の委託料、その他委託料で、第5期健康いきいき21プラン策定支援、デジタル健康ポイント事業、プレ特定健診、こちらの内訳を教えてくださいよろしいですか。

○佐藤委員長 課長。

○根本健康増進課長 その他委託料の内訳ということで、生活習慣調査及び計画策定支援業務委託につきましては504万9,000円、それと、デジタル健康ポイントアプリの8年度分が1,654万6,750円、プレ特定健診費が139万620円となります。

○佐藤委員長 松野委員。

○松野委員 この健康いきいき21プランというものの内容をまず教えてください。それに対して支援をどのようにしていただいたのかということも教えてください。

○佐藤委員長 課長。

○根本健康増進課長 まず、健康いきいき21プランについてなんですけれども、今、現行が第4期となります。市民の健康づくり、健康増進というところの根幹になる計画になります。

その第5期の計画の策定ということで、第4期が9年度までの計画になるのですが、次の第5期の計画を8年度、9年度で策定をしていくとい

うところで、まず、8年度に関しましては、第4期、現行の計画をどれぐらい目標が達成できているのかという評価、市民がどの程度健康になっていったのかというような評価というものを、まず生活習慣調査ということで調査をかけ、あと、その集計、課題の抽出といったものを8年度の中でやります。それに基づいて、その課題の抽出であつたりとか、達成度というところを9年度に評価をして、策定に向けての準備ということで、2年度にわたって同じ業者が委託を受けられるような形で予算の計上しております。

○佐藤委員長 松野委員。

○松野委員 もう一つお聞きしてよろしいでしょうか。デジタル健康ポイント事業なんですけど、アプリを使ったものとおっしゃっていたんですが、今現在どのぐらいの方が利用されているのか、進捗状況を教えていただけてよろしいでしょうか。

○佐藤委員長 課長。

○根本健康増進課長 今年度2年目ということになるんですが、ダウンロード数、アプリをダウンロードしている方というのが3,000名を超えたというのが確認されております。

○佐藤委員長 松野委員。

○松野委員 こちらは、さらに増やしていくことを見越してはいらっしゃるんですか、さらにPRをして増やしていくということは目標に掲げているんでしょうか。

○佐藤委員長 課長。

○根本健康増進課長 昨年度が目標1,500、今年度が3,000、来年度が5,000ということで、年々増やしていくということで考えております。

○佐藤委員長 松野委員。

○松野委員 それに関し、周知というのはどのような形で今行っていらっしゃるんでしょうか。

○佐藤委員長 課長補佐。

○大島健康増進課長補佐 周知に関しまして、来年度、市民の待合のところのサイネージのほうにCMという形で、4月は転入が多いものですから、4月に向けて予約というか、この形で流してくださいというものをお願いしているところで、そのほかは、1月、これはやったことでごめんなさい、教習所とか、ちょうど18歳を超える方たちが目につくようなところに向けて、個別に交渉をいたしまして、窓口のほうに置いていただいているというか、周知のものを、あまり大きくはないんですけども、チラシとPRのものを置いていただいているというところなんです。もちろん広報とかホームページとかというところでは、通常の周知はさせていただいていますが、トピックとしてはそのようなところになります。

○佐藤委員長 松野委員。

○松野委員 ちなみに、年代的にどのぐらいの年代の方がやはりそのアプリを気にして登録されている方が多いんでしょうか。

○佐藤委員長 課長補佐。

○大島健康増進課長補佐 以前の健康ポイントというところが万歩計でしたので、そちらは60代、70代が多かったんですけども、今回、アプリということになりましたので、四、五十代という、私たちが狙うところが増えているという実感はございます。

○佐藤委員長 松野委員。

○松野委員 じゃ、結構、年代が低い方もだんだんそういう健康を意識されていっているのかなというのは実感されているんですかね。

○佐藤委員長 課長補佐。

○大島健康増進課長補佐 はい、そのとおりです。

○松野委員 そういうことだと思います。ありがとうございました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

星野委員。

○星野委員 84ページの保健衛生総務費の骨髄移植ドナー支援事業の42万円の積算根拠を教えてください。

○佐藤委員長 係長。

○阿久津保健予防係長 こちらは、骨髄提供者と勤務事業所ですね、こちらを別に計上しております、骨髄提供者につきましては、2万円を単価として7日を上限としております。これを2人見込んでおりまして28万円。次に、事業所、その提供者を擁する事業所につきましては、1万円を単価に7日を上限として2名を算定しておりまして14万円、合わせて42万円となっております。

○佐藤委員長 星野委員。

○星野委員 そうすると、提供者が2万円の7日で2名ということですが、実績は大体どんな実績になっているのか。

○佐藤委員長 係長。

○阿久津保健予防係長 こちらは、毎年いるものというわけではございません。いって年1人とか、2人ですので、実は昨年までは3人、予算措置をさせていただいたんですが、このような実績からして、今回は2人ということで当初予算を計上させていただいております。

○佐藤委員長 星野委員。

○星野委員 大体、多くても年3人ぐらいがマックスぐらいということですか。

○佐藤委員長 係長。

○阿久津保健予防係長 近年の中では、3人いたことはないです。

○佐藤委員長 星野委員。

○星野委員 はい、分かりました。

すみません、続きまして、85ページのがん検診費用の中で、扶助費の中のがん患者支援事業、がん検診費助成140万2,000円の予算の内訳を教えてください。

ください。

○佐藤委員長 課長。

○根本健康増進課長 がん患者支援事業ということで、ウィッグ、医療用のかつらですが、3万円を上限の40件、あと乳がんの手術をした方での乳房補整具ということで2万円掛ける10件ということで、合わせてこの金額ということで計上しております。

○佐藤委員長 星野委員。

○星野委員 すみません、調べておけばよかったんですけども、この140万2,000円というのは、昨年と比べて増ですか、減ですか。

○佐藤委員長 課長。

○根本健康増進課長 たしか同額だったと思います。

○佐藤委員長 星野委員。

○星野委員 そうしますと、がん患者支援事業の中の3万円が40件ということなんですが、大体、年これくらいの予算で支援できているという認識でよろしいですか。

○佐藤委員長 課長。

○根本健康増進課長 大体この中に収まるぐらいか、このくらいの時期にちょっと足りるかな、足りないかなぐらいのリアクションはするんですが、一応この中で収まっている感じになっております。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

林副委員長。

○林副委員長 すみません、さっき聞き漏れちゃったので続きなんですが、68ページの自殺対策強化事業費の啓発告知用カードの配布で、中学生までは配布されていることは確認したんですが、また、40代、50代も商工会のほうで配布を拡大したというところも確認したんですが、義務教育を終わった後の高校生から、また高校卒業した後の20代等には、どのように啓発をしているのか伺います。

○佐藤委員長 課長補佐。

○大島健康増進課長補佐 申し遅れて申し訳ありません、市内の高校全校、全生徒分配布しております。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 高校を終わった世代、卒業後の20代等にはどのような啓発になるのかを伺います。

○佐藤委員長 課長補佐。

○大島健康増進課長補佐 先ほどの健康ポイントアプリと併せまして、教習所というところを狙って配布させていただきました。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 現在は、そうすると紙ベースでの配布のみという理解でよろしいか伺います。

○佐藤委員長 課長補佐。

○大島健康増進課長補佐 ホームページには、こちらのホームページがありますので、紙からつながるというところもありますし、こころの体温計と引いていただければ、那須塩原のこころの体温計のページにつながります。そこからは、電子的に相談できるところにつながるものと考えます。

○林副委員長 理解いたしました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。
齊藤委員。

○齊藤委員 86ページの、新コロで予算は減ったというのが委託料のほうで、扶助費のほうが昨年度より増えたんですけれども、そこの部分についてもう少し教えてください。

○佐藤委員長 係長。

○阿久津保健予防係長 こちらですが、昨年度当初予算1,081万4,000円計上させていただきました、今回、積算が1,700万というところなんです、一番扶助費の中では、かなりたくさんの方の予防接種を見込んでいるのですが、大きいところで申し上げますと、帯状疱疹の任意接種というところが、こちら昨年度の当初予算計上段階では、まだ国が

定期接種を始めておりませんでした。その後、定期接種が始まった中で国の大々的なキャンペーンが行われて、今年度かなり多くの方が接種をされております。こういうところも、時期的なずれの中で、当初予算計上額が大体昨年度から540万程度上げております。

一方で、お子さんがちょっと少なくなってきた印象というところもあるのですが、この費用の中で見ている指定医療機関外、いわゆる県外ですとか、こういう場所で打たれるお子さんの予防接種の費用、これを下げております。

あと、大きいところで言うと、令和8年4月から始まるRSウイルスの予防接種、こういったものを30万円程度、金額を乗せておりまして、それぞれ大小あるんですが、総額で670万程度増額となりました。

○齊藤委員 はい、分かりました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第19号 令和8年度那須塩原市一般会計予算は原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第19号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第20号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 次に、議案第20号 令和8年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。
課長。

○根本健康増進課長 （議案第20号について説明。）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

星野委員。

○星野委員 健診料、前もちょっと説明があったんですけども、大体どれくらい健診料って上がっているんですか。

○佐藤委員長 課長。

○根本健康増進課長 今まで集団健診の委託料、しばらく10年近く上がっていなかったようだったんですけども、今回、何十年かぶりに上がったということで、単価にして約1,000円なんですけれども、値上げになっております。

○佐藤委員長 星野委員。

○星野委員 これは当然、全国的に上がっているわけですね。

○佐藤委員長 課長。

○根本健康増進課長 恐らく、那須塩原市で集団健診の委託をしているところが2社あるんですけれども、その2社が今回上げたということになるので、ちょっと全国的かどうかは、はい。

○佐藤委員長 星野委員。

○星野委員 この健診料というのは、正直、その自治体の医師会で決めることは可能なの。

○佐藤委員長 課長。

○根本健康増進課長 実は健診の方法としまして、大きく3つなんですけれども、健康増進課所管分としては2つあります。今回の集団健診分と、あと郡市医師会と契約しております個別健診の2つ方法があります。今回は、その集団健診分の委託料が単価としては約1,000円ほど上がったということになります。

○星野委員 分かりました。了解です。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。
齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、また教えてください。

朝、一番最初に聞いた歳入が30、0.33って何分の幾つだったか、今度こそ3分の1、頂いていると思うんですけども、歳入予算額が3,699万円入っているんですが、こちらの予算でありますと、1億2,412万7,000円ですよ。それで、例えばパンフレットには県補助金は使えないという解釈でいいの。この中で、県の補助対象でないものというのもここに入っていると考えていいんですか。

単純に差し引いて、あとは単費ですといくわけにはいかないんじゃないかと思っていたんですけども、あてがわれ方というのは、例えば今、星野委員が言ったとおり委託料の部分とか、そういったところにこの県補助金が使えるという解釈でいいのかというのをちょっと教えてもらいたいですけれども。

○佐藤委員長 課長。

○根本健康増進課長 すみません、ちょっと正確ではないかもしれないんですけども、主に委託料の基本的な健診部分というか、全国的に保険者がやらなければいけない部分というところの負担金に関して、県と国で3分の1ずつ、あと郡市が3分の1ということで出している金額になります。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 国は。

○佐藤委員長 課長。

○根本健康増進課長 すみません、国分も含めて県が出しているというところで……

○齊藤委員 この表だと国はない。国庫支出でその名前はなです。だから県だけなのかなと思って。

○根本健康増進課長 失礼しました、はい、そうです。

○齊藤委員 いいですよ、はい。

○根本健康増進課長 はい、失礼しました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了します。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第20号 令和8年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算を原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第20号については原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎議案第21号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 次に、議案第21号 令和8年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。
課長。

○根本健康増進課長 （議案第21号について説明。）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第21号 令和8年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第21号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

健康増進課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時20分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◎社会福祉課の審査

○佐藤委員長 ただいまから社会福祉課の審査に入ります。

担当課の皆様、お疲れさまです。

社会福祉課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

◎議案第19号の説明、質疑、討論、採決

討論、採決

○佐藤委員長 それでは、議案第19号 令和8年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○福田社会福祉課長 （議案第19号について説明。）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

林副委員長。

○林副委員長 68ページ、避難行動要支援者支援事業費、通信運搬費、郵送料の積算根拠を教えてください。

○佐藤委員長 副主幹。

○田端地域福祉係副主幹 こちらの避難行動要支援者支援事業の通信運搬費ですけれども、新たに対象となる方に対して、この名簿に載せるかどうかというところの同意確認をします。そのときに対象者に対してお手紙でお送りしまして、それと返信用の封筒の計上のほうをしているところで、件数なんですけれども、申し訳ありません、少々お待ちください。

○林副委員長 後でも大丈夫です。

○田端地域福祉係副主幹 すみません、申し訳ありません。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 これは、避難をするときに支援を求める側が市に連絡をして、その同意を求めるための確認をするために送るやつという理解でよろしいですかね。

○佐藤委員長 副主幹。

○田端地域福祉係副主幹 お見込みのとおりになります。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 数字の部分はまた後で伺うとして、傾向として年々増えているのか、下がっているのかを教えてください。

○佐藤委員長 課長。

○福田社会福祉課長 こちらのほうは、一定の基準で抽出したのになりますので、65歳以上になられた方とか、障害になられた方というところになりますので、ある程度、一定としているというか、毎年同じような形で、高齢者も増えているというところがございますので、以前に比べれば増えている、そんなような状況かと。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 人口動態というんでしたっけ、それに伴い、65歳以上の人が増えていけば増えているとの理解でよろしいですかね。

○佐藤委員長 係長。

○井上地域福祉係長 75歳以上の高齢者になります。訂正させていただきます。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 75歳以上の方の皆様に、市のほうからどうですかと伺っているということですか。

○佐藤委員長 副主幹。

○田端地域福祉係副主幹 毎年お送りするものにつきましては、毎年75歳に到達される方に対してお送りしておりまして、そこで一旦、毎年毎年75歳になる方にはお送りしておりますので、例えば今年度、返答がなかった方について、改めてまた令和8年度にお送りするということは、こちらでは予定しておりませんで、その場合は、申出があったときにお送りするというような形を取っております。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 75歳になった方には、こういった制度がありますよという御案内としてお送りしているという理解でよろしいですか。

○田端地域福祉係副主幹 はい。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 それに対して、この制度を利用したいですという個人情報の同意を書いて、自治会等に情報を連携してよろしいという通知を入れ、返信封筒に入れて送り返すという理解でよろしいですか。

○佐藤委員長 副主幹。

○田端地域福祉係副主幹 お見込みのとおりになります。

○林副委員長 その先の計画として、個別支援計画書の策定は、どのぐらいまでいっているのか分かりますか。

○佐藤委員長 副主幹。

○田端地域福祉係副主幹 こちらなんですけれども、令和7年度の数字のほうで申し上げますと、まず、全体の避難行動要支援のこの事業の対象者数のほうを一番最初に申し上げますと、今年度、令和8年1月末の数字としまして、1万839名という形になっております。そのうち、情報提供に同意いただいている方が5,132名、割合によって申し上げますと、大体47%という形になっております。さらに、この中で個別避難計画のほうを策定されている方というのが2,590人ということになっていまして、なので、同意いただいている方のおよそ50%の方が計画のほうを策定しているという形になります。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 はい、理解しました。
続いて伺います。

69ページの総合支援法事業管理費、手数料、主治医意見書作成の積算根拠を教えてください。

○佐藤委員長 係長。

○荻原障害福祉係長 こちらにつきましては、来年度、障害区分認定審査会を行う人数を、更新する

方、新規になる方の人数を積算しまして、そちらに係る主治医意見書のほうを計上しているものになります。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 分かりました。

これは、療育手帳を取得するに当たり、必要な主治医意見書だけではなく、そのほかの障害者手帳を取得するのに必要な主治医意見書も含まれるという理解でよろしいですか。

○佐藤委員長 係長。

○荻原障害福祉係長 こちらにつきましては、18歳以上の大人の方が障害福祉サービスを使うときに、障害福祉サービスの種類によっては、障害区分というものの認定調査を受けて、区分を出さないと使えないサービスがありますので、そちらのサービスを希望される方に対して認定調査を行いまして、障害認定区分を出すための医師意見書代になりますので、障害者手帳を取るためとかの意見書とはまた別になっております。

○林副委員長 はい、理解しました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

副主幹。

○田端地域福祉係副主幹 先ほどちょっと申し上げられませんでした、避難行動要支援者支援事業の通信運搬費の積算根拠の数字の部分を上上げてよろしいでしょうか。

こちら新規の方に対する同意確認ということで、対象者のほうを全部で2,500名程度見込んでおります。それに対して新規分と返送分の封筒代、郵送代ですね、それと、名簿を自治会などに提供した際に、古い名簿を返していただく必要がありまして、そのときにレターパックを使って市のほうに送り返していただくということで、そのレターパックのほうを大体1,300通ほどを見込んでいますところになります。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

金子委員。

○金子委員 67ページの上の部分です、戦没者遺族等援護費、下のほうに慰霊碑敷地内草刈、これは、どこの場所で何か所ぐらいになるのでしょうか。

○佐藤委員長 係長。

○井上地域福祉係長 こちら新規で要求しまして、1か所ですけれども、その方は東那須野地区になります。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 69ページの障害者福祉総務費の中の下の方の福祉タクシー券、これについてちょっと内容を説明してもらいたい。どういう人にどういふふう利用してもらっているかということ。

○佐藤委員長 係長。

○荻原障害福祉係長 こちらは、障害者手帳をお持ちの方に対して出すタクシー券になっております。手帳を持っている方全てということではなくて、それぞれ身体障害者、知的障害者、精神障害者の重度の方に対してタクシー券を出しているものになっております。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 その種類と言ってはあれかと思う、それによってタクシー券のあれは、枚数というか、そういうのは違ってくるのでしょうか。

○佐藤委員長 係長。

○荻原障害福祉係長 障害の種別によっては変わらなくて、障害者手帳を持っている方に対してという形になるので、手帳を途中で取得された方については、月額で減額はされるんですけども、手帳の種類によってタクシー券の金額が変わったりということはありません。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 了解です。

それで、そのちょっと上の犯罪被害者支援費に

について、30万円が出ているんですけども、今までその見舞金は通常出しているのでしょうか。

〔「交通防犯課の所管」と言う人あり〕

○金子委員 これは違うのか、ごめんなさい。間違っちゃった。はい、分かりました。じゃ、それだけです。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございますか。
松野委員。

○松野委員 ちょっとお伺いしたいんですが、69ページの障害者福祉総務費、1001事業で、障害者差別解消研修というのがあるんですが、どういった方を対象に研修を行っていて、どういう方が講師に就かれているのか教えてください。

○佐藤委員長 係長。

○荻原障害福祉係長 こちらについては、職員向けの研修として講師代として計上しております。職員については、新規採用職員であったり、新任の課長であったりというところで、講師としては、今年度は聴覚障害者の団体のほうから講師を派遣いただいて、手話を覚えようという手話講習会をやってみたり、昨年度については、知的障害者の団体の保護者のほうから障害について学ぶというような機会を設けているものの研修の謝礼となっております。

○佐藤委員長 松野委員。

○松野委員 そうすると、毎年、この研修の内容というのは変わるということなんですか。

○佐藤委員長 係長。

○荻原障害福祉係長 基本的に、障害者差別に関する基本的な市の要綱とか要領というものについては、市の職員から説明させていただいておりまして、障害者団体の方を呼ぶというのは、基本的にはその年によって変わってくるということになると思います。

○佐藤委員長 松野委員。

○松野委員 障害者の差別というのはなかなか消えないと思うんですけども、そういった研修を行うことによってどういった効果というのを見込んでいるのかというのと、あとは、実際どういった成果が出ているのかというのを教えてください。

○佐藤委員長 課長。

○福田社会福祉課長 こちらの趣旨というところではございますけれども、職員向けであれば、そういったところの理解を深めていただいて、共通認識を図って、そういった方の差別とかといったことがないようにというところでの理解を深めていただくようなところでは行っておりまして、だから、その研修をやったというところでアンケート等を取ると、やったことによって理解が深まったとかという御意見は出ているところでございます。

○松野委員 ありがとうございます。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。
齊藤委員。

○齊藤委員 70ページの補装具給付費なんですけれども、これは補聴器って書いてあるんですけども、12月の議会で請願が出たんです、補聴器の助成。その補聴器とまた違うんですか。

○佐藤委員長 係長。

○荻原障害福祉係長 こちらについては、身体障害者手帳をお持ちの方に対する補聴器になっておりますので、加齢に伴う加齢性難聴で障害者手帳を持っていない方を対象にしていない制度になっているので、あくまでも障害者の制度にのっとった補聴器という形になっております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、トレンドだったので思わず聞いてしまいました。

大体どのぐらい予算を取っているのか、内訳を聞かせてもらっていいですか。この前の補装具の給付費と補聴器って予算がどの程度抑えてあるん

ですか。

○佐藤委員長 係長。

○荻原障害福祉係長 種目ごとの数字というのもちよっと手元にないものですから……

○齊藤委員 じゃ、補聴器と別でいいですよ、大変だったら。それは言えますか。

○荻原障害福祉係長 補聴器とそれ以外のものの集計が手元にないもので……

○齊藤委員 じゃ、後でいいです。分かりました。

○荻原障害福祉係長 申し訳ございません。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 そうすると、先ほどの加齢性難聴と障害者手帳という区分での難聴というのは、別に難聴自体は定義上同じなんですよ。耳の病気とかじゃないんですものね。

○佐藤委員長 係長。

○荻原障害福祉係長 障害者手帳ですと、何デシベル以上の音じゃないと聞こえないという、そのような定義があるので、どこまで大きい音じゃないと聞こえないとか、そういった形で障害の程度が決まってくるものになるので、加齢に伴ってその障害者手帳の基準よりも聞こえなくなってくれば、身体障害者手帳の対象になりますし、その超えるデシベルの量によって手帳かどうかというところが変わってくるものになります。

○齊藤委員 そうですか、分かりました。

○佐藤委員長 星野委員。

○星野委員 この予算を出しますよね、1,995万1,000円と細かく出ているんですけども、例えばこの年度の8年度には、例えば購入は誰がするとか、あとは修理はどんなふうに修理をするとかというのは、正直分からないですよ、正直言っちゃうと。細かく1,995万1,000円と、ここまで組めるというのは、どういうふうな積算根拠なんですか。例えば、年々借りている人もいるし、大体

これくらいの人数だという、でも、修理とか購入というのは、実際のところ分からないですよ。

これはやはり前年と合わせてなんですか。

○佐藤委員長 係長。

○荻原障害福祉係長 こちらについては、過去の実績平均と、本年度、令和7年度予算編成時までの支出見込みから7年度の執行見込みを出して、こちらの3か年平均とかで取っているという形になるので、実際、何を新しく作って、何を修理してというのは、来てみないと分からないものになるので、基本的に平均値を取っている形になります。

○星野委員 そうすると、これに対しては補正は組んだことは今までないと、どうなんでしょう。

○佐藤委員長 課長。

○福田社会福祉課長 これまで補正を組んでいたかどうか、ちょっとあれは取っていないんですけども、今年度の部分については取っていないと。

○星野委員 分かりました。了解です。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。
ありませんか。

〔「ないです」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終結した

いと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第19号 令和8年度那須塩原市一般会計予算は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第19号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

社会福祉課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時13分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎生活福祉課の審査

○佐藤委員長 ただいまから生活福祉課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

生活福祉課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

—————◇—————

◎議案第19号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 それでは、議案第19号 令和8年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○高根沢生活福祉課長 （議案第19号について説明。）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

林副委員長。

○林副委員長 68ページ、生活困窮者自立支援事業のその他委託料の学習支援事業は、どのぐらいの数を見込んでいるのか教えてください。

○佐藤委員長 課長補佐。

○若目田生活福祉課長補佐 何件かということなんですけれども、学習支援事業のほうは、業者のほうに運営管理費ということで委託をしまして、学習支援員の先生方が9名の人件費、あと、運営費として委託する方の運営費という形で、そういった経費をのせていまして、学習支援の参加人数については、例年同様、30から40人の参加人数のほうを予定しております。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 私の聞き方が上手ではなくてすみません。

運営管理費と運営委託費のところを理解しました。

どのような団体に運営を委託しているのか教えてください。

○佐藤委員長 課長補佐。

○若目田生活福祉課長補佐 公募があった指名競争入札ということで、広く公募する形にはなるんですけれども、そこで参加してくれた方ということで考えております。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 では、具体的にどのような場所で学

習の支援を行っていくのかというのは、今後の入札者によって変わるという理解でよろしいですか。

○佐藤委員長 課長補佐。

○若目田生活福祉課長補佐 場所はもう条件のほうを示させてもらっていきまして、場所的には今年度と同じ、黒磯地区2か所で厚崎公民館ととよら公民館、西那須野公民館、塩原公民館の4か所となっております。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 毎年同じように公民館にしているということなんですが、公民館にする理由を教えてください。

○佐藤委員長 課長補佐。

○若目田生活福祉課長補佐 平成27年の頃から始まりまして、そのときには公民館単位ということで、全地区の小中学生の生徒ということで募集していきまして、その流れをくみまして、公民館のほうでやっているというところなんですけれども。

そんなことでいろいろありまして、今のところ、参加人に合わせながら、会場を選定しているところなんですけれども、今現在の人数に合わせると、今年あったものから4か所というようなところで、公民館のほうをそのまま継続して選定という形にしております。

○佐藤委員長 中村委員。

○中村委員 67ページなんですけど、行旅人法外援護、行旅死亡人取扱で298万6,000円計上されているんですけど、これは毎年何人ぐらいの方が対象になって、こういう処理をしているんですか。

○佐藤委員長 係長。

○大森保護係長 令和6年度1年間ですと、20件対応しております。今年度ですと、今までに同じく20件対応しております。

○佐藤委員長 中村委員。

○中村委員 そうすると、平均でも20回ぐらいは必

ずこういう事案がそろっているということで、解釈してよろしいですね。

○佐藤委員長 係長。

○大森保護係長 令和5年度につきましては39件と、その年度だけ突出して多かった年がありますけれども、おおむね最近ですと、20件から30件の間ということで推移しております。

○中村委員 分かりました。とんでもない人がいっぱい来るんだね。

○大森保護係長 お亡くなりになった方に対する対応になってきますので。

○中村委員 身元不明ばかりではないということかな。

○大森保護係長 引取り手がない方がお亡くなりになって。

○中村委員 引取り手がない方も、こういう行旅人として取り扱っていくということですか。分かりました。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 隣のページの68の中国残留邦人支援給付費です。

説明をちょっと聞き漏らしていたらすみません。

去年より1,400万円増の理由をもう一度、もし言っていたらごめんなさい。聞いていなかったとしたら忘れてしまったんですけれども、教えてください。

○佐藤委員長 係長。

○大森保護係長 今年度、長期入院された方がいらっしゃいまして、その方の医療費分を見込んで、令和8年度当初予算に計上したところでございます。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 あまりこういうことを聞いてはいけないのか分かりませんが、この入院されている方というのは、保険とか納めている方なんで

すか。

○佐藤委員長 係長。

○大森保護係長 生活保護受給者に準じておりますので、特に国民健康保険ですとか後期高齢者医療保険の対象にはなっていない方になっております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 そこになる前、いきなり生まれてから、その人はなかなかないと思うんですけれども、そういう過去は追わないんですか。

○佐藤委員長 係長。

○大森保護係長 中国残留邦人の方ということで、日本に來られて以降はこういった支援の対象になっている方でございますので、基本的には日本に戻られてからは、恐らくになってしまうんですけれども、保険とかは納めていないんじゃないかと思われま。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 では、これは充当という割合が0.75というのは、4分の3は歳入で戻ってきて、残り4分の1は市ですか。確認させてください。

○佐藤委員長 係長。

○大森保護係長 交付税措置という対応になっているので。

○齊藤委員 なので、0.25は。

○大森保護係長 表には出てなくて、普通交付税の中に算定されているというような取扱いになっておりますので、ありません。

普通交付税が一般財源的な扱いになっておりますので、表には、特定財源としての歳入ではなくて、基礎数値としてそちらに歳入されるような。

〔「市が負担するものは、市が負担」と言う人あり〕

○大森保護係長 一旦、そうです。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 これは歳入予算額として、4分の3は

国の国庫支出金が入るんですよね。残りの4分の1は市の単費であって、その単費の対応が交付税措置されますという話をしたかったんですか。

○大森保護係長 そのとおりです。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 ということは、基本、全額を国が見ているという考えでいいですか。

○佐藤委員長 係長。

○大森保護係長 基本的にはそういったことになっております。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。
林副委員長。

○林副委員長 68ページ、生活困窮者自立支援事業費の住居確保給付金の積算根拠を教えてください。

○佐藤委員長 課長補佐。

○若目田生活福祉課長補佐 積算根拠につきましては、例年の住宅費の金額に、3か年の平均件数を掛けまして、算出のほうをしております。

○佐藤委員長 星野委員。

○星野委員 82ページの生活保護で、国の最高裁で追加になりましたということでありますけれども、対象人数は何人になりますか。

1001事業の扶助費の中で、最高裁によって追加給付になると思うんですが、その対象人数は。

○佐藤委員長 係長。

○大森保護係長 ほぼ現在受給している方につきましては、814世帯を見込んでおります。

○佐藤委員長 星野委員。

○星野委員 金額にしたら幾らですか。

○佐藤委員長 係長。

○大森保護係長 5,000万円から6,000万円程度を予定しております。

○星野委員 ちょっと1つ分からないのが、これは今現在、生活保護を受けている方が対象なんですか。例えば極端な話、昨年度とか3年前まで生活

保護を受けていたけれども、一応、解消されたという人も対象なのか。どこからどこまでの人が対象か教えてください。

○佐藤委員長 係長。

○大森保護係長 平成25年度から今までの期間中に受けていた方、現在廃止になった方も、死亡した方以外は対象になります。

○佐藤委員長 星野委員。

○星野委員 そうすると、今現在814人のほかに、例えば、平成25年度から今年度までに受けていた人というのは、ほかにもいるんですか。一応、生活保護は解除になった人も、中にはいると思うんですが。

○佐藤委員長 係長。

○大森保護係長 死亡廃止を除いた件数でいうと、およそ800世帯が、平成25年から今までで廃止件数としてございます。

○佐藤委員長 星野委員。

○星野委員 では、先ほど言った現在814人と、そのほかに800人を足して、大体1,600人が一応対象となる方ですか。

○佐藤委員長 係長。

○大森保護係長 最大に見積もって、その程度にはなるんですけれども、実際、途中で廃止になった方でも、その後、お亡くなりになられてしまった方は対象から外れますので、あくまでも最大です。

○佐藤委員長 星野委員。

○星野委員 分かりました。

あと、先ほど副委員長の質問の中の学習支援事業のことなんですが、30人から40人を一応予定としているということですが、今年度の実績は何人だったんですか。今年度の対象人数は。

○佐藤委員長 課長補佐。

○若目田生活福祉課長補佐 今年度31名です。

○佐藤委員長 星野委員。

○星野委員 そうしますと、私の記憶では、一時期、学習支援事業の人数がかなり減ってしまった。前は、10公民館でやっていたと思うんですが、人数が減ってきてしまった、希望者が減ってきてしまったということで、業者に委託をするようになったということですが、30人ぐらいいとなると、例えば元のような体制に戻した場合、今、組んでいる予算よりもっと上がってしまいますか。

○佐藤委員長 課長補佐。

○若目田生活福祉課長補佐 単純に学習支援員が足りなくなるので、今は4公民館で学習支援員が2名で、西那須野地区が、ちょっと高校生を教えているのもありまして、西那須野地区はちょっと4名で、参加人数も十四、五人と多いのがありまして、学習支援の先生の話の聞くと、2名で1人二、三人教えるところが一番生徒にとってもいいのかなという話はしていきまして、単純に学習支援のニーズが増えるだけでも、その分の人件費が増えまして、委託費が増えるんじゃないかなと思います。

○佐藤委員長 星野委員。

○星野委員 分かりました。

では、今の体制で、当然、学習支援に対する一部の方に対しての要望どおりということで、不便なものはないという認識でよろしいか。

例えば2か所となると、遠い所は送り迎えもあったりすると思うんです。そういうふうなものも全部考慮しながら、今の事業の内容で、保護者なりそういう方からの不満的なものはないという認識でよろしいですか。

○佐藤委員長 課長補佐。

○若目田生活福祉課長補佐 不満がないというわけではないんですけれども、今の現状からすると、最大限かなというところでは思っています。

これで満足するわけではなくて、また要望等あ

れば、そこら辺は見直ししながら、参加人数によって、開催場所等を変えるとか、また学習支援員の数とか、その辺は状況を見ながら考えていきたいというふうには思っています。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 また教えてください。

生活保護費の所なんですけれども、これも歳入が、国のほうで4分の3、県で4分の1となっているんですけれども、基本10分の10対応と考えていいんですか。

足し算すると、この扶助費に合わないような気がするんですけれども、またこの額でヒットするもの、しないものが、この予算立てには入っているのか。

○佐藤委員長 係長。

○大森保護係長 県費というのが、対象者が限られておりまして、例えばホームレス状態で保護した方ですとか、入院とか入所されてお住まいがなくなってしまった方とか、そういった方が県費対象になっておりまして、基本的には国費4分の3、市4分の1ということになっております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 前にそうだったような気がしていたんですけれども、この表を見ると同じだったので、この法第73条適用分というのが県費なんですね。

それ以外は補助にならないということで、この予算立ての中には、県費の補助の部分も、ある程度目測というか、実績について予算立てしているという計算でいいんですか。

○佐藤委員長 係長。

○大森保護係長 そういったことでございます。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 一応、積算根拠としては、例年を倣ってやっている感じですか。

○佐藤委員長 係長。

○大森保護係長 そのとおりでございます。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 分かりました。

ということは、あと4分の1の分は、全て市のお財布で払っているということでいいですね。確認なんですけれども。

○佐藤委員長 係長。

○大森保護係長 そういったことでございます。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第19号 令和8年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第19号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

生活福祉課所管の審査事項は以上となります。
ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 1時36分

再開 午後 2時01分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎高齢福祉課の審査

○佐藤委員長 ただいまから高齢福祉課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

—————◇—————

◎議案第5号の説明、質疑、討論、 採決

○佐藤委員長 それでは、議案第5号 那須塩原市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。
課長。

○佐藤高齢福祉課長 （議案第5号について説明。）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

齊藤委員。

○齊藤委員 ざっくり言うと、介護保険料を支払えない人たちのために、この条例を改正するように、国から言われたのではないですよ。

○佐藤委員長 係長。

○山田介護管理係長 言葉を少し簡単に、概略だけ。

今回、令和7年度の税制改正のほうで、大きく分けて税金の法律が2つ改正になっています。

1つが所得税法です。国会などでよく議論になっています扶養の壁、そういったところでもかなり控除額が多くなっているところであるんですけども、もう一つが、地方税法の改正もございまして、那須塩原市の市・県民税のほうにつきましても、給与所得控除のほうが10万円多く控除されるような形になります。

今、課長のほうから説明があったとおり、市・県民税につきましてもは控除額が増えますので、税金自体は安くなるというところではあるんですけども、介護保険料につきましてもは、市・県民税の課税所得金額に合わせまして、全14段階で保険料というのは算定しているんです。

介護保険の計画は、高齢者福祉計画の中で、3年間に必要な介護保険のサービスの提供に必要な金額に対しまして、保険料というものを設定しているんですけども、今回、10万円控除というところの部分が適用されてしまいますと、もともとの計画で見込んでいた保険料の収入自体が不足する可能性が出てくるという形になりますので、その不足分について不足が発生しないように、国が介護保険法の施行令のほうを改正いたしました。

令和7年度の保険料の算定と同じく、10万円の所得の控除額については、介護保険料に限っては10万円控除を加算して、要は控除がなかったという形にした上で、保険料の算定をしてくださいということで改正があったところです。

那須塩原市につきましてもは、介護保険法施行令に合わせまして、条例で保険料のほうを定めておりますので、今回、介護保険料であるものを一部改正を行うものです。

もう一つ、課長のほうから説明がありました特例の減免につきましてもは、10万円の控除があるか

らといって、頑張って働いたのにもかかわらず、保険料だけ上げられてしまうと、それはちょっと国のほうでもかわいそうだということで、特例減免というものを設けまして、非課税の方だけを対象といたしまして、前年度の収入金額、給与収入に限ってなんですけれども、その10万円の幅の中で、収入が増えた方につきましては、前年度と同じく非課税扱いとして、低い保険料の算定になるように特例の減免を定めているものでございます。ちょっと分かりづらかったかもしれないんですけれども、以上でございます。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 途中までついていけました。

10万円の分は、要は市として収入が見込めない分を、国としては算定していいよということになるんですけれども、それは算定はできるけれども、市としては実入りは結局減るんですよ。

算定はできて、その算定したやつを介護保険料として市民宛てに出せるということか。それを言われたほうも、10万円控除分をせっかく働いたのに、それを引かれる分が大きくなってしまうから、それに関しては昨年度の稼ぎを見ながら、適宜ならして負担がかからないようにするという条例の改正でいいんですか。

○佐藤委員長 係長。

○山田介護管理係長 齊藤議員のお見込みのとおりでございます。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないので、議員間討議及び

質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第5号 那須塩原市介護保険条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第6号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 次に、議案第6号 那須塩原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び那須塩原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○佐藤高齢福祉課長 （議案第6号について説明。）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

齊藤委員。

○齊藤委員 また説明ありがとうございます。

単純に最後に書いてある介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準というのは、あくまで、相対する事業者であったり、そこで働く職員のためにつくってあげる改正ということによろしいですか。

○佐藤委員長 係長。

○山田介護管理係長 こちらは今回、2つの条例を1件で改正ということでやっているんですけども、まず地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例というものにつきましてが、介護認定が要介護1から5を受けている方たちが受けることができるサービスの施設を、市として指定する際の基準を定めている条例でございます。

その基準につきましては、要はその施設の人員基準ですとか、資格を持っている方が何人でいらっしゃるとか、あとは、設備基準で施設の広さですとか、運営基準ということで、施設の中でこういう会議をやらなければならないとかという基準を定めているものでございます。

それに対しまして、今、御質問がありました介護予防サービスに関わるものにつきましては、要支援1から2の方が受けることができる施設の基準について定める条例ということで、今回、両方の基準につきまして、運営推進会議というものを今、2か月に1回実施するというのを市の中で基準として定めて、那須塩原市内に、こういった会議をやらなければならない事業所が36事業所あるんですけども、こちらは事務負担の軽減ということを目的に、3か月に1回に基準のほうを緩和しようという形で、今回の条例の改正案でござ

います。

以上です。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 ありがとうございます。

となると、やらなければならないからやっているんでしょうけれども、これは毎回、会議の内容としては、どのような話をされているのか。

○佐藤委員長 係長。

○山田介護管理係長 こちらは、運営推進会議というものにつきまして、今回改正をするものになるんですけども、地域密着型サービスといいまして、那須塩原市民の方が使えるサービスの事業所でございます。

那須塩原市民の方が使える施設という形になりますので、地域との結びつきを重視いたしまして、関係する機関と連携して、2か月に1回、運営推進会議を行っております。

会議の内容につきましては、各事業所のサービス提供の状況の報告、入退所の状況ですとか、施設における行事の実施の内容とかを、地域の方たちに報告をする。それと、事業所における介護サービスの提供状況の評価、意見交換等につきましても、会議の委員さんたちと交換をしていただくことになります。

最後に、事業所に対する地域からの要望、助言ということの受付という、こちらの3点を実施している会議になっております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 会議の数は減るんですけども、会議の数が減った分、月日は増えるので、報告する内容は変わらないということでもいいんですか。

○佐藤委員長 係長。

○山田介護管理係長 委員のお見込みのとおりでございます。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 ということは、会議をするために、誰か来るからばたばた用意をする手間を省くために緩和してあげたという解釈でよろしいですか。

○佐藤委員長 係長。

○山田介護管理係長 今現在、会議を2か月に1回実施しているというところではあるんですけども、会議の構成員といたしまして、利用者もしくは家族の代表者、地域住民の代表者、市職員または地域包括支援センターの職員または学識経験者等が、毎回会議に出席していただいているんですけども、こちらの開催回数自体を2か月に1回から3か月に緩和することによって、そういった方たちの負担自体も軽減をしようという形を見込んでいるものでございます。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 分かりました。

逆に、最大これは年に何回するという規則はあるんですか。やらなければいけないという数の最低の回数というのはあるんですか。

○佐藤委員長 係長。

○山田介護管理係長 現行、今回改正するところは、まさにそちらの核の部分というところになるんですけども、おおむね2か月に1回という形になっていますので、那須塩原市のほうでは、対象となる36事業所さんにつきまして、要は年間に6回、今現在は最低実施していただいているような状況でございます。

毎回、実施状況につきましてはチェックをしておりますして、開催をしていないような事業所がありましたら、遅れているので不足する分について開催してくださいということで、指導しているような状況でございます。

こちらが3か月に1回という形になりますので、36事業所が今度は年に4回という形に改正されることを予定しております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 それは独自の市のルールですか。それとも、国に定められたもので、例えば国は年1回だけやればいいと書いてあるのを、市が2か月で年6回やっていたんだけど、大変だから4回にしてあげようという解釈なのか。それとも、市が独自にルールを決めて、今回、回数のほうを減らしているという解釈なのかを聞いたかったんですけども。

○佐藤委員長 係長。

○山田介護管理係長 こちらは国が定める基準省令というものがございまして、基準省令の中でいきますと、おおむね2か月に1回開催してくださいという形になっているんですけども、この基準省令に基づきまして、市のほうで基準は条例で定めることになっております。

今回、まさに委員のおっしゃるとおり、市独自の取組といたしまして、事業所の負担を軽減というところを実現したいというところがございます。で、那須塩原市独自ということで軽減するものでございます。

ちなみに、今、市のほうで確認した限りだと、全国でこういった基準の緩和をしているのは3市町しかないというところがございますので、かなり独自性があるものになっております。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 では、本市独自の事業所の負担軽減をすることによって、会議が6回から4回になったと。

では、4回になることによって、地域との連携だったり、サービスの低下だったり、利用者に対しての不利益がないような質は担保されるのか伺います。

○佐藤委員長 係長。

○山田介護管理係長 今現在、参加されている方、

民生委員さんですとか地域包括支援センターの職員とかも、2か月に1回の頻度で会議のほうに参加して、報告しているんですけども、2か月の間に、うちの事業所で豆まきをしましたとか、そういった報告を毎回いただいているような形なので、正直な話でいいですよと、参加されている方につきましては、開催頻度がかなり重いということで、結構そういった御意見はいただいていたところでございます。

事業所のほうを通じて、参加の方にもアンケートというのを実施したんですけども、そういった方につきましても、ほとんどの方が軽減することにつきましては、御賛同いただいているというところでございます。

事業所につきましては、地域との連携の部分につきましては、最近SNS等を活用して地域に情報発信ですとか、自治会の回覧等を通じて事業所のイベントの周知とかというのは、この運営推進会議とはまた別に独自に実施しておりますので、そういったものを継続してやっていただくことによって、地域との結びつき自体は薄くならないという形で、一応認識しているところでございます。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

星野委員。

○星野委員 先ほどこの条例は、本市の一つの独自ということで、ほかの市町村ではつくっていないというところも実際にあるということです。

参考に、ほかの市町村は、例えばそういう条例がなければ、こういった事業者との関係の話し合いというのは全然一切やっていないんですか。

○佐藤委員長 係長。

○山田介護管理係長 私どもで、今回の説明させていただいたものにつきましては、運営推進会議自体は、全国どこの市町村でも、地域密着型サービスの事業所がある場合には、おおむね2か月に1

回やらなければならないということで、国の基準省令に基づいて、ほとんどの自治体で同じく条例の中で定めてやっています。

那須塩原市独自というのは、2か月に1回だったものについて、3か月に1回という形で軽くしますよというところについては独自というところ

です。

○佐藤委員長 部長。

○板橋保健福祉部長 ほかの市と比べて独自というところで、このメリットというか、考え方なんですけれども、今、すごく介護人材が不足しているということが1点ございます。

また、地域代表としての自治会の自治会長さんとか、民生委員さんとか、非常にその任務といいますか、作業量といいますか、そういったものも多くなっていると。

そう考えますと、そういったものを少しでも軽減させ、軽減させるけれども、最初に齊藤委員からありましたように、結局、質というか、それについては、もう担保はされているわけなので、これは市の独自としては、逆に、私は先進的ないい条例の改正なのかなと、そんな理解をしているところでございます。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。

異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了

いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第6号 那須塩原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び那須塩原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、福祉教育常任委員会を予算常任委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

—————◇—————

◎議案第19号の説明、質疑、討

論、採決

○佐藤委員長 それでは、議案第19号 令和8年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から、議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○佐藤高齢福祉課長 （議案第19号について説明。）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

林副委員長。

○林副委員長 72ページ、敬老事業費の報償金と補助金のそれぞれの積算根拠と内容について教えてください。

○佐藤委員長 課長補佐。

○金山高齢福祉課長補佐 敬老祝金ということなんですけれども、敬老祝金と補助金でよろしいですか。

敬老祝金に関しましては、88歳の方が1万円の商品券、そして、100歳の方が現金10万円という形になりますので、今年度、88歳の方が656名でお渡しをしておりますので、令和8年度の88歳の方、人口で計算しますと若干減りまして597名になりますので、それで計算をさせていただいております。同じく100歳の方も大体52名でしたけれども、来年度も52名で同じ人数で計上しております。ですので、前年度比で59万円減額になっております。

あと、補助金に関しましては、敬老事業補助金は、自治会が行う敬老事業に御招待をされた方、1人2,000円という形で自治会のほうに補助をしております。

こちらのほうなんですけれども、令和6年度は8,814人で、令和7年度は8,532人ということだったんですけれども、令和8年度はあくまでも自治会の敬老事業に招待をされた方なんです。

敬老事業に関しましては、自治会の加入の有無は問わないので、自治会に入っていない方でも、敬老事業として招待を可能ということですので、令和8年度に関しましては、人数を計算しまして9,188名で80歳以上の方を算出しまして、金額を計上しているという形になります。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

齊藤委員。

○齊藤委員 何かと話題になる生きがいサロン支援費でございますが、基本、申請団体は自治会にな

っているのでしょうか。

○佐藤委員長 課長補佐。

○金山高齢福祉課長補佐 生きがいサロンの申請団体におきましては、自治会もしくは老人クラブもしくは社会福祉協議会という形にはなっているんですけれども、その他市長が認めるものという形で、大体は自治会か老人クラブになっております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 これの計算式は、基本、金額プラス人数でしたか。どういう内容で支払っているんですか。

○佐藤委員長 課長補佐。

○金山高齢福祉課長補佐 月2回10人以上で実施をしていただくんですけれども、それで10名に満たない実施の場合は加算、減算がありまして、月2回以上実施しない場合には、減算をさせていただくという形になりますけれども、基本、月2回で1回10名以上参加している場合には、1か月3万円の補助をしているという形になります。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 毎回クリアしていると、36万円入ることですか。

○佐藤委員長 課長補佐。

○金山高齢福祉課長補佐 そのとおりです。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 老人クラブとさっき言いましたか。老人クラブと生きがいサロンは、自治会の中で2つあるんですか。

○佐藤委員長 課長補佐。

○金山高齢福祉課長補佐 基本、自治会で実施をしているもの、もしくは老人クラブで実施をしているものという形になりますので、1人の方が2か所にまたがることはないというような形で、メンバーを確認しております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 老人クラブというと、大きいほうのクラブとってしまうんですけれども、自治会の中で、呼び名の差であるんですか。地元だと長寿会とかという呼び名になっているんですけれども、それをやる総称の事業の名前が生きがいサロンというだけであって、そこら辺です。

○佐藤委員長 課長。

○佐藤高齢福祉課長 生きがいサロンと老人クラブは、似ているといえば似ているんですよ。ただ、どちらかというと、生きがいサロンというのは、趣味だったり、よくサークル活動というか、生きがいをもってという趣味に重きを置いたというか。

老人クラブも、今、言ったところとかぶるんですけれども、社会貢献的な活動でゴミ拾いとか奉仕活動とかも入ってくるようなところで、若干ニュアンスが違ってくと。

団体によってそれぞれ自治会によって名乗っているというよりは、その趣旨に沿った活動をして、それは選択してもらっているというところになってございます。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 老人クラブという団体があるではないですか。

○金山高齢福祉課長補佐 大本の組織が老人クラブ連合会です。老ク連の下が単位老人クラブです。

○齊藤委員 その老ク連の下部のそれが老人クラブ。老ク連に入っていない自治会で、個人的にやるのが生きがいサロンという解釈でいいんですよね。それはまた違いますか。

○佐藤委員長 課長補佐。

○金山高齢福祉課長補佐 自治会でやっている老ク連に入っていない方たちが参加できるものを、自治会でやっているものが生きがいサロンとして認めていますし、単位老人クラブが実施しておりますゲートボールとか、いろいろやっていると思う

んですけども、そちらのほうも生きがいサロンとして認めております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 重複は名簿を見て確認しているようにということですね。分かりました。ありがとうございます。

10人以上で月2回やれば3万円ということではないですか。10人未満の場合の減算は、どのぐらいまで減額されるんですか。大体半額とかでも大丈夫です。細かいところまで聞いているわけではないんですけども。

すみません。数字は大丈夫なので、聞きたかったのは、参加の割合によって負担額が、やはり10人以上で月2回で常に30人來ている元気な生きがいサロンと、10人以下だけれども、9人頑張って來ていて減額される人たちが一番かわいそうなのかなと思ってしまいますけれども、10人で2回以上やっていけば、一番効率よく36万円使えるということになってしまうんですね。

なので、それは毎年やるのに多分言われていると思うんですけども、課のほうではそういう協議はなされていないまま、また今回も同じ値段で出しているのかというところを、ちょっと聞きたかったんですけども。

○佐藤委員長 課長補佐。

○金山高齢福祉課長補佐 現在10名を切ってしまうような生きがいサロンは、数少ない一部になっています。

ですので、自治会で実施をしている形のところは、40名であったり、30名であったりということ、減算になってしまうような生きがいサロンは、夏、暑いときに実施をしなかったか、ちょっといろいろな諸事情で実施ができなかったという場合に減算をさせていただくという形であって、どちらかというと、参加者が多くて加算の額のほうが

多いというのが実情になります。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 その加算のほうなんですけれども、極端な話、3万円で30人來れば、1人頭みたいな感じで、60人來れば、さらに半分になってしまうのではないですか。

なので、今の加算というのは、結局3万円以上はあげていないんですよ。何かあげていたか。プラス1人の基準の数字がないですね。

○佐藤委員長 課長補佐。

○金山高齢福祉課長補佐 1人当たりの加算は決まっておりますので。

○齊藤委員 3万円以上もあるんですね。では、それをちょっと聞かせてもらえますか。

○佐藤委員長 課長補佐。

○金山高齢福祉課長補佐 申し訳ありませんでした。1人200円が加算の金額になります。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 それは多分3月までに最終報告という感じでやっているということでもいいんですか。

○佐藤委員長 課長補佐。

○金山高齢福祉課長補佐 12月の段階でまず出していただいて、そして最後3月で事業が終わりましたら、その段階でもう一度清算をするという形になります。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 介護予防にも、とにかくすごく貢献していると思うんですけども、課としてもその認識で、これは出していいものだという、その辺の考えだけ聞かせてください。

○佐藤委員長 課長補佐。

○金山高齢福祉課長補佐 生きがいサロンは、介護予防にかなり寄与していると考えておりますので、様々な形で生きがいサロンを申請したいという場

合には、よく相談をさせていただいて実施をして
いきたいと、力を入れている一つになっています。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 ありがとうございます。すみません、
長々と。

続きまして、先ほど言った特別会計へ繰り出す
お金13億円なんですけれども、このお金は、市の
会計でいうと一般会計でよろしいですか。

○佐藤委員長 係長。

○山田介護管理係長 こちらはお見込みのとおり、
一般会計から介護保険特別会計のほうに繰り出す
ものになっております。

介護保険法に基づきまして、この後、介護保険
特別会計の中で説明させていただきますが、市の
負担金額というものが、それぞれの事業別に負担
割合が決まっておりますので、そちらの負担割合
に合わせまして支出するものが、今回の13億
8,000万円というものになっております。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 先ほどの齊藤委員に付け足しなんで
すが、1人200円の加算を頂けるといことなん
ですけれども、人数の上限というのはあるんでし
ょうか。

○佐藤委員長 課長補佐。

○金山高齢福祉課長補佐 加算額は30人。70人だっ
たら40人、30人です。要は1回当たり20人が上限
になりますので、40人を引いて……

○齊藤委員 分らないです。何で30と20。

○金山高齢福祉課長補佐 加算額というのは、参加
人数が40人を超えたときですので、1回目35人、
2回目35人だと70人になるんですけれども、70人
から40人を引いて30人、そこに200円をかけて
6,000円の加算という形になります。

ですので、1回20人がマックスなので、1回20
人を超えた場合には、加算の対象になります。

上限は月2回なので、40人になります。40人を
超えた人数。

〔「これは全部1月の話ですよ」と言う
人あり〕

○金山高齢福祉課長補佐 1月です。

1月40人を超えた……

○齊藤委員 2回やるうちの片一方の計算ですよ。
月の中の2回の計算が、35、35で70だから、30人
分の200円。

○金山高齢福祉課長補佐 20人、20人で40人のとき
は出ます。

○齊藤委員 月に2回やるから、20人を超えれば40
人になるでしょう、2回やるから。そこまでやっ
て、それを超えればという。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 超えて、例えばそれが100人とかあ
って、100人とか200人とかになってしまったとき、
運営できないほど超えても、どのように対応する
のかなというんで、素朴な疑問です。

独り言です、大丈夫です。

○佐藤委員長 課長補佐。

○金山高齢福祉課長補佐 あくまでも上限、2回や
って40人を超えた分に関しましては、1月アッパ
ーはですから……。

40人を超えた分に関しては、何人でも200円で
加算をします。

○佐藤委員長 課長。

○佐藤高齢福祉課長 補足というか、考え方。

コロナ前に、一回この加算、減算という制度を
設計して、コロナで中断していたんです。加算、
減算という考え方は近年までしていなくて、また
近年復活させたような形で、またそれが齊藤委員
だったり、林委員のほうから御指摘等、揺り振り
だったりというところもあると思うんですが、そ
れはまた御意見を伺いながら、その辺りもまた評

価しながら検討していきたいと思います。よろしくをお願いします。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 柔軟な制度設計をしながら、生きがいサロンの充実に努めるという理解でいいですね。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 次に、74ページの地域住民助け合い事業5,957万6,000円なんですけれども、これは2層協議体というんですしたか、そんなような名前はなかったでしたか、社会福祉協議会でやっているやつ。それでやるんですけれども、これだけのお金は何に使っているんですか。

○佐藤委員長 係長。

○平山地域支援係長 こちらにつきましては、まず担当する社会福祉協議会のほうの給与費、人件費になるんですが、こちらのほうがまず約2,340万円。

それ以外に各公民館に地域支え合い推進員というのを配置しておりまして、こちらのほうが市単位の15か所になりますんで15人分ということで、あとは、社会保険料とかなんですが、こちらの人件費が約2,600万円になります。

さらに、プラス、消耗品等の需用費、こちらのほうが15か所全てで1,000万円ということで、合計で約5,900万円何がしということになっております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 全然制度的には、公民館にも配置されて、我々すごく推したいところなんです、1,000万円のほうのお金はどこで使っているかが全然分からない。人件費のほうはいいんですけれども、15公民館でそんなに使わさるものですか。

○佐藤委員長 係長。

○平山地域支援係長 そちらの仕分けにつきましては、まず社会福祉協議会のほうに委託料として支

払いまして、その内訳は、例えばどこの公民館に幾ら配置するかというのは、あくまでも社会福祉協議会のほうで考えて配置するという形にはなっております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 分かりました。

一応、社会福祉協議会に任せて、そこと地域助け合い推進員さんと連携した活動をしてくれということで、委託して任せているということですね。分かりました。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 それで、前年度より300万円ぐらい上がっているんですよ。その上がった理由というのは、人件費とかそういうところなのかどうかだけ確認させてください。

○佐藤委員長 係長。

○平山地域支援係長 こちらのほうなんです、まず300万円のうち上がったものは、主に人件費になっております。

以上です。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第19号 令和8年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第19号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎議案第22号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 次に、議案第22号 令和8年度那須塩原市介護保険特別会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。
課長。

○佐藤高齢福祉課長 （議案第22号について説明。）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

林副委員長。

○林副委員長 ちょっと理解ができなかったんで、インセンティブ交付金についてもう一回教えてください。

○佐藤委員長 係長。

○平山地域支援係長 こちらにつきましては、各市町が行う自立支援とか、あとは重度化防止の取組のほうとあわせて、都道府県が行う市町村の支援の取組につきまして、どれだけこういったものを行ったかという達成状況に応じまして、交付金額が決まってくるというものになっております。

こちらの中身につきましては、具体的にここをちょっと工夫をしたら幾ら上がるということ自体は、国のほうから示されておりませんので、実際にこういった状況になったから幾らになるというのは、ちょっとこちらとしても分からないという状況になっています。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 では、どれだけ頑張ったら、こんなお金がもらえるよというのではなくて、でも、自立支援に関して、例えば今回始まった地域支援事業などを、どんどん自分たちで頑張ることによって、インセンティブ交付金も増えていくという理解でよろしいですか。

○佐藤委員長 係長。

○平山地域支援係長 おっしゃるとおりでございます。

○佐藤委員長 林副委員長。

○林副委員長 先ほど説明があった地域支援事業費等は、これから営業を頑張って増やしていきたいということではあったと思うんですが、どのぐらいの実施を見込んでいるのか教えてください。

○佐藤委員長 課長。

○佐藤高齢福祉課長 地域支援事業について、具体的にサービスB・Dのお話でよろしいですか。

何団体と具体的にはないんですが、令和7年度の取組の中で、これまでの議員さんに対する説明とかでも、2団体は既にやっているところがあってということで、今年度はまず最初にそこをやっていくと。

あと、社会福祉協議会であつたり、先ほど言ったSCさんとかそういったところと取組を強化していく中で、今、声がちらほらというか、やりたいうという地域自治会等から3件ぐらいはちょっとお話が、勉強していきたいとかという声を聞いています。

それで、具体的に件数という問いに対しては、何件というのはなかなか難しい。その規模とか取組も、例えばNPOとか、そこらに制限がない任意団体になるんで、難しいんですけども、当初予算としては5件ぐらいということで計上はしているものの、例えばそれが15件ぐらいとか、十件、十五件と私たちでも足を運んで営業活動もしていく中で増やしていきたいなと。

目標でいうと、十件、十五件と、それぐらいの意気込みで取り組んでいきたいと考えてございます。

○佐藤委員長 ほかにございますか。

齊藤委員。

○齊藤委員 これは高齢福祉課と書いてあるから、全部やるんですよね。読み上げを飛ばしただけですよ。

いろいろ言ってくれたんですけども、介護認定調査の部分で、先ほどの説明は照会システムしか言っていないですよ。

一応、その照会システムに対して、説明は受けたんですけども、ケアマネジャーさんたちが、今までこれがなかった場合は、どのように照合していたのか教えていただきたいんです。

○佐藤委員長 係長。

○君島介護認定係長 これまでは、現段階でもですけども、電話での照会で回答しておりました。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 それは例えば認定をやっている最中に、誰さんの家の誰さんかというのを、そこの御家族さんとお話するときに、ちょっと聞きたいといったときには、その担当者というか、こちらの高齢福祉課まで電話をかけて確認を取っていたということになるんですか。

○佐藤委員長 係長。

○君島介護認定係長 御家族から直接お問合せいた

だくということは通常なくて、ケアマネジャーの方から、いつ申請をした被保険者番号が何番の誰の進捗はどうなっていますかということで、その場で一旦電話を保留して、カタカタとTASKをたたいて、今、この方は調査は終わっていますけれども、主治医の意見書は届いていませんとか、何日の審査会で審査予定ですということで、都度、回答しておりました。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 どのぐらい早くなったんですか。30日と言いましたか。

これはただ照会をやるだけだから、まだ2か月の壁は減っているぐらいでというところまで来たんでしょうか。

○佐藤委員長 係長。

○君島介護認定係長 この介護認定照会システムと介護認定期間の短縮の直接の因果関係というのは、特にはございません。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、1件当たり平均職員の対応時間が4分ほどかかっておりますので、そういったところの短縮から考えますと、ざっくりとしてですけども、現状、西那須野庁舎、塩原庁舎も含めてですけども、1か月当たり大体80時間ほどかかっているものが、それでも電話の問合せはゼロにはならないだろうということも踏まえて、それが8時間減って、合計72時間ぐらい職員の人件費としての分は短縮されるだろうということになっています。

さらになんですけども、その短縮した時間によって、職員は、対応時間ではなくて、介護認定の審査の資料作成だったりとか、そちらのほうの業務に集中できるということもありますので、間接的には介護認定の短縮に寄与できるものと承知してございます。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 とても素晴らしいことだと思います。

介護認定調査会議が、タブレットでやるようになったんですね。それで、年何回でしたか。

○佐藤委員長 係長。

○君島介護認定係長 110回ほど。

○齊藤委員 その中で、タブレットがそぐわない先生方が入るときは、多分使えないと思うんですけども、それをなしで使っている割合はどのぐらいになったんですか。

○佐藤委員長 係長。

○君島介護認定係長 現在、タブレット端末を全審査会の委員の皆様でお使いいただいております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 問題なくいけていますか。

○佐藤委員長 係長。

○君島介護認定係長 そのところは、最初、導入のときには、直接の説明会だったり、もし操作に不安がある場合には、我々がその委員の方の職場だったり、お宅にお邪魔をして、直接、操作の支援を行っておりますけれども。

ちょっとずれたお話になりますけれども、タブレット端末の使用率は100%なんですけれども、今年度からオンラインでの審査会も導入してございます。

そちらにつきましては、委員御指摘のとおり、全合議体でまだ完全にオンラインというところにはいっていませんので、現地開催とオンラインから参加のハイブリッドだったり、全員まだ不慣れな方というときには、全員現地集合ということで、ミックスして開催してございます。

以上です。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 すばらしいことだと思います。ありがとうございます。取りあえず大丈夫です。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第22号 令和8年度那須塩原市介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第22号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

高齢福祉課所管の審査事項は以上となります。ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 3時18分

再開 午後 3時42分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◇

○佐藤委員長　ここで、健康増進課から発言があります。

○大島課長補佐兼健康増進係長　すみません、午前中に説明させていただきました議案第20号　国民健康保険特別会計予算の健康増進課所管分について資料の差し替えをお願いいたします。

令和8年度当初予算歳入及び歳出充当先一覧表について修正させていただきます。

最後の離れている行になります。国保特会の健康保険の交付割合を0.33となっておりましたが、0.66です。申し訳ありません。

皆さん御察しのとおり、特定健康診査負担金は、特定健康診査及び特定保健指導というところの実施に当たって、国・県が3分の1ずつ負担していただくということになっていまして、交付は県から国分も合わせて交付ということで、0.66になります。すみません、よろしくお願いいたします。

◇

◎国保年金課の審査

○佐藤委員長　ただいまから、国保年金課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

◇

◎議案第2号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長　それでは、議案第2号　那須塩原市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から提案説明を簡潔にお願いします。

課長。

○江連国保年金課長　（議案第2号について説明。）

○佐藤委員長　説明が終わりましたので、質疑を許します。

星野委員。

○星野委員　すみません、子ども・子育ての徴収する部分で、大体おおよそ本市としてはどれぐらいの増額というか、子育てに対する詳細とか金額を。分からなければ、後からでもいいです。

○佐藤委員長　課長。

○江連国保年金課長　県として国に納めます納付金額については8,012万円ということなんですが、それに見合います来年度の予算計上をしている収納額でございますが、6,425万円を見込んでおります。

補足でございますが、1,587万円の差額があるんですが、こちらにつきましては財政調整基金のほうを充てて皆様の納付額を抑えるように予算組みとしてございます。

○佐藤委員長　齊藤委員。

○齊藤委員　すみません、先ほど言ってくれた金額ですけれども、これ普通に国が示したものをそのまま市は踏襲しているということでもいいですか。

○佐藤委員長　課長。

○江連国保年金課長　あくまでも示したものは基準ということで、実際は0.2%所得割、こちらは県の算定では0.27%というところで、小数点第2位を切り捨ててございます。

均等割についても、基本的に100円未満の切り捨てですとか、そういったことをして、できるだけ被保険者の負担を抑えていると。その分を先ほど言いました基金を充てて転じているというふうなことでございます。

○佐藤委員長　齊藤委員。

○齊藤委員　別に市の独自裁量で構わないという解

釈でいいんですね。

○佐藤委員長 課長。

○江連国保年金課長 基本的には税率等は市で定められることと条例でなっておりますので、あくまでも県の算定額を参考にさせていただいて、市のほうで決定しているものでございます。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 ちょっとずれちゃうんですけども、お金、財調とかなない地域は増やしてもいいんですか。

○佐藤委員長 課長。

○江連国保年金課長 増やすことも可能でございます。あくまでも、条例で決めることができますので。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 分かりました。ちょうど星野さんが聞いてくれたので、聞きました。ありがとうございました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議ないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第2号 那須塩原市国民健康保険税条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第2号については原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎議案第19号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 続きまして、福祉教育常任委員会を予算常任委員会（第二分科会）に切り替え審査を行います。

それでは、議案第19号 令和8年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○江連国保年金課長 （議案第19号について説明。）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

齊藤委員。

○齊藤委員 歳入のところの表をもらって見ていたんですけども、教えてください。

県支出金の国民健康保険特別会計繰出金の割合が0.25と0.75と表記されているんですけども、この意味はどう捉えたらいいですか。二段書きになっているこの理由を。

○佐藤委員長 係長。

○横山課長補佐兼管理係長 御質問の県支出金、0.25と0.75という割合が、こちら1行での表示で

2つ数字が入っておりますが、それぞれ基盤安定負担金制度というものになりまして、1つ目が保険者支援分、これについて国分が2分の1、こちらの青い列の県分が4分の1の補助がもらえるので0.25になります。

同じく保険安定基盤負担金で、保険税軽減分という別な補助があります。こちらのほうが県の補助が4分の3ということで、割合が0.75というふうに表記しておりますので、それぞれ県分が、上段が4分の1、下段が4分の3という2種類の補助があるということで表示させていただいております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 何となく分かりました。

じゃ、次に、先ほど条例の中で財政調整基金を繰り出して、2,000万円でしたか、補填しますとあったんですけども、それはここの予算には載せていないんですか。この後の紙で。一般会計予算では財政調整基金だから国保ですか。

〔「特会のほうで」と言う人あり〕

○齊藤委員 そうだね。ごめんなさい、間違えました。じゃ、大丈夫です。失礼いたしました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

齊藤委員。

○齊藤委員 また決算のときには聞くかもしれないんですけども、一般会計の繰出金のこの繰出しのお金は、基本的に事務であったり市で使われるお金ということでいいんですよね。確認なんですけれども。

○佐藤委員長 課長。

○江連国保年金課長 今、委員がおっしゃったとおり、職員関係の給与とか、あとは出産育児一時金のほうにも充ててございます。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第19号 令和8年度那須塩原市一般会計予算は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第19号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第20号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 次に、議案第20号 令和8年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○江連国保年金課長 （議案第20号について説明。）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

齊藤委員。

○齊藤委員 167ページの出産給付費その他負担金のところで出産育児一時金とあるんですけれども、これは生まれたときに手渡すものだと思うんですが、何人ぐらいを想定して予算立てをしたんでしょうか。

○佐藤委員長 課長。

○江連国保年金課長 56件、昨年度より4件増ということで、実績を勘案しまして56件計上しております。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、分かっているんですけど申し訳ないんですけれども、56件なんですけれども、これは双子とか三つ子とか産んだ場合でも、1件は1件なんですか。

○佐藤委員長 課長。

○江連国保年金課長 うちのほうで支払うのは県で計算していますが、1人分。

○齊藤委員 じゃ、56人ということですね。分かりました。

○佐藤委員長 星野委員。

○星野委員 すみません、163ページの財政調整基金繰入金なんですけど、先ほど聞き間違えていたら、すみません。課長の説明では、昨年より2億減の2億7,300万円という説明があったのね。実際に、先ほどずっと話を聞くと被保険者が減っていると。ただし、その国民健康保険については納付額が増えているという御説明だったと思うので、それで2億円増えているという要因は何なんですか。

○佐藤委員長 課長。

○江連国保年金課長 課税課のほうへの確認のお話になってしまうんですが、やはり所得が全体的に

増えているということによるものというふうに聞いてございます。

○佐藤委員長 星野委員。

○星野委員 分かりました。見込みだったらいいです。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。
齊藤委員。

○齊藤委員 また教えてもらいたいですけれども、一般会計から先ほど会計繰入金で8億入りましたよね。その中で、下の6項目の繰入金で分配して8億880万4,000円とあるんですけれども、これが例えば出産育児一時金の繰入金として1,800万円入っているじゃないですか。私がさっき聞いた出産育児一時金のところでは、2,800万円使っているんですね、歳出で。残り1,000万円はどのお金で使っているんですか。

一番最初が163の繰入金が一般会計から8億円入ってきています。上から4段目の職員の下に、出産育児一時金等繰入金と書いてあるんですけれども、これが分配しているわけですよね、多分8億円。さっき事務的に使うものだと言っていたんですけれども、それがこっちの出産給付費の中に入っているその他の負担金とか、その上の一時事務とか、これどこに使われているんですかというのをちょっと聞きたいんですけれども。

特段審査には影響がないので、後で教えてくれてもいいんですけれども、ただ行き先が分かればいいかなと。それがそこに行く場所としては合っているんですか。等と書いてあるんですけれども。

○佐藤委員長 課長補佐。

○横山課長補佐兼管理係長 御質問の出産育児一時金につきましては、歳出予算に充当しております。

○齊藤委員 そうすると、残り1,000万円は、どこから。それはどこから入っているんですかという

のをちょっと教えてください。

○佐藤委員長 課長補佐。

○横山課長補佐兼管理係長 この残りの部分につきまして、保険税の方で充てられているような予算になっています。

○齊藤委員 さっきの保険税ですね。歳入のほうに入っている国保とかの徴収したものから充てているということですね。分かりました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。
金子委員。

○金子委員 168ページの葬祭給付金は、これは何人で見込んでいますか。

○佐藤委員長 課長。

○江連国保年金課長 194人。5で割っていただくと。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 そうすると、出産のほうと随分かけ離れている。当然、離れているんだけど。ということですよ。

○江連国保年金課長 そうですね。あくまでも実績からということで、令和6年度の決算については164人、7年度の見込みが194人分と見込んでございますので、若干全体的な減じゃないですけども、増えているような状況です。

○佐藤委員長 課長。

○江連国保年金課長 葬儀をもしされた方への給付金ということです。

○齊藤委員 死亡したからあげるものであって、別に葬祭に使うお金ではないということですか。

○佐藤委員長 課長。

○江連国保年金課長 いや、葬祭費なので、あくまでも葬祭に使うように。一応領収書等を確認させていただいて歳出をしています。

○齊藤委員 5万しかない。5万じゃ何もできない。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第20号 令和8年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算は原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第20号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第21号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 次に、議案第21号 令和8年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○江連国保年金課長 （議案第21号について説明。）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

齊藤委員。

○齊藤委員 また聞きながらになっちゃうんですけども、もともと一般会計から4億1,500万円程度を繰入れをして、事務費の繰入れと保険基盤ということで、その保険基盤のほうは広域連合に納付するためのもとの独自の計算プラス、この3億を出してると聞いたんですけども、例えばこれ一般会計が繰り出せるほど余裕がなくて財政調整基金があったら、それをあてがってここに拋出することも可能なんですか、例えばですけども。出せる余裕がなかった場合。

基金の充て方の理由にはならないのかな。じゃ、すみません、ということは、これ一般会計を入れないと拋出できないという考えでよろしいですかという質疑に替えます。

○佐藤委員長 課長。

○江連国保年金課長 広域の市で持っている基金自体は問題ありませんので、一般会計とでというところで納付金をそのまま入ったものを広域連合にお支払いしているというような形になります。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 この後期高齢者というのは国保だけの人ですか。市民全員ですか。該当する人は。

○佐藤委員長 課長。

○江連国保年金課長 75歳以上の方。

○佐藤委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 分かりました。そうすると、自動的に入っちゃう、75歳までは厚生年金に入っていられるんですけども、そこから抜けなきゃならないので、国保に積んでいるという形で後期高齢者という定義だったら合うんですけども、それまで

に約4億円ほど保険基盤安定ということで一般財源を使うということは、そこまでは全世代型で一般会計ですから払っているという解釈でいいんですね。要は、税金を払っている人からもらっているものを使って繰り入れていると解釈だったら、別に75歳以上の人たちのお金でやっているわけじゃないということですよね。大丈夫です。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第21号 令和8年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第21号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

国保年金課所管の審査事項は以上となります。

ここで、暫時休憩とします。

休憩 午後 4時31分

再開 午後 4時44分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

—————◇—————

◎その他

○佐藤委員長 それでは、次第4、その他に入ります。

委員の皆様から何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 （陳情第1号について協議。）

○佐藤委員長 （行政視察について協議。）

○黒沢書記 （事務連絡。）

○佐藤委員長 それでは、次第4のその他は終了いたします。

—————◇—————

◎閉会の宣告

○佐藤委員長 以上で、今定例会における委員会の審査事項は全て終了いたしました。

本委員会の審査報告書は本職が作成し、議長に提出いたしますので、御一任くださるようお願いいたします。

これをもちまして、福祉教育常任委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後 4時58分